名越時敏史料一

解

る。

は別系統の写本である。

題

「名越時敏日史」を二冊として刊行する。「名越時敏日史」(以下、「日史」と略記)は文久元年九月~慶応三年四月まで 今年度および来年度は『南島雑話』の著者としてよく知られる名越左源太時敏(以下、左源太と略記)の日記である

先ず底本について断っておく。

の日記であるが、今年度はその内の文久元年九月~文久三年十二月分を所収する。

東京大学史料編纂所所蔵島津家史料中には二種類の「日史」がある。

本年度刊行分と、平仮名を送りがなの基本とする来年度刊行分である。送りがなの違うことから、厳密に言えば、両者 ここで底本としているものである。これは細分すると更に二つに分かれる。すなわち、片仮名を送りがなの基本とする A本(史料番号島津家本薩藩関係史料一―一二―三三―九九)は、文久元年九月~慶応三年四月までの写本であり、

同四月までの分のみ残っており、途中の文久四年・慶応元年・二年分が欠けている。送りがなは平仮名を基本としてい B本(史料番号島津家本薩藩関係史料一―一二―三三―二二)は、文久元年九月~文久三年十二月、慶応三年正月~

送りがなの違いの外に、 A・B両本の相違を例示的に示すと、次の点が注目される。

1文久元年九月二十五日、日史文 (前略)先達テ打試シ之節ハ余リ西洋規則ニ泥ミ車之軸半月ニ闕キ有之(後略)

B 本 (前略)先達而打試之節ハ余り西洋規則ニ泥ミ車之軸半月ニ闕き有之(後略)

2文久元年十月四日、外国へ書翰之写

A本 (前略)同意ニ於早々回答有ラン事ヲ請、拝異謹言(後略) *ノマン

B本 (前略)同意ニ於早々回答有ラン事ヲ請拝[不明字]謹言(後略)

3 文久元年十一月十三日、金子孫次郎和歌

A本 言二出ていわぬまことは殊更に 我心にそお○思はる、s6a、歟 本ノマ、 おもひし

としていた。 B本 言に出ていわぬまことハ殊更に我心にはお〇思ハる、 まもひしらる、衆

4文久二年一月二十八日、日史文

(前略)鮫島吉左衛門・松山三□殿・伊藤六郎右衛門殿入来ニテ (後略)

B 本 (前略)鮫島吉左衛門殿・松山三騰殿・伊藤六郎右衛門殿入来ニ而 (後略)

5文久二年二月二十六日、他国製酒造様写

A本 (前略)ブク浮候時分ヲ見合桶ノ上ニ素器ヲ置(後略)

B本 (前略)ふく浮キ候時分を見合桶の上に素器を置(後略)

1では、A本のみに「本ノマヽ」の注記が付けられる。2では、B本に判読し難い文字を記して「在ノマヽ」と注記

名が付けられているが、 ま、」と注記されるのは写本や触・法令などを書写した時のみであり、「日史」の地の文では付けられていない。 4では、B本で文字が入れられているにもかかわらずA本では空白となっている。5では、A本では「素器」に振り仮 A本ではその部分を「異」と読んで「本ノマヽ」と注記している。3にも見られるように、B本に「本の B本では付けられていない。これはB本の筆者が「素器」を鹿児島では「ソケ」と呼ぶことを

知っていたことを示しているだろう。

解

けられたものであることは明らかである。黒塗りの部分は袋綴じの両側に付けられている。この丁寧な見出し文の付け 考えられる。また、B本には、袋綴じの端に黒く塗りつぶした線が所々にあり、そこにはそのページに記された内容の 方もB本が「日史」の原本であるとの考を支えることになるであろう。 見出し文が記されている。見出し文は重要事項に限定されており、後に「日史」内容を検索する場合の便利のために付 言語にも通じていることから、B本の筆者は左源太本人であると推定されるのであり、B本は「日史」の原本であると すなわち、B本においては、注記は「日史」の地の文にはなく写本などに限られること、またB本の筆者が鹿児島の

よりも、全体が揃っているA本を底本として刊行する計画が進行していたために、底本を替えることは難しかった。 したがって、本来ならばB本を底本とすべきであることは勿論である。しかし、当方の都合で途中の欠けているB本 したがって、ここでは、底本の変更はしないが、A本の不明部分などはB本により補うことにより内容の正確を期し

ていることを諒解頂きたい。

乗り、 名越左源太は、文政二年十二月二十八日鹿児島城下下龍尾町に生まれた。幼名は源太郎、後に時行、盛貞、 永井亀彦編『高崎くづれ大島遠島録 名越左源太翁日記』中の「名越左源太翁小伝」によると、左源太は多能な人で 左源太は通称である。廃藩後、タンタトウの別邸に隠退するが明治十四年六月十六日、六十三歳で死去した。

剣道は天真流、弓は日置流の奥義を窮め、また文の面でも、和歌を善くし、絵に巧みであり、しかも医術にも通じてい あり、武の面では、 槍術は鏡智流、兵学は機山流 (薩摩藩の兵学の流派にはなく、右松の門下とすれば甲州流古流)、

家格は大身分(上級家臣)の寄合であり(同「名越左源太翁小伝」)、弘化四年(一八四七)の軍役方改正により、左

源太の父右膳盛胤は御勘定奉行、左源太は赤山靱負・郷田仲兵衛・有川勇四郎と共に軍役方掛物頭に任ぜられている。 文久二年正月の名越家の家族は、当主の左源太(四十四歳)および妻お種(三十九歳)には老父(七十六歳)、老母

関係を結ぶことにより名越家は藩の役職でも安定した地位を占め、上級家臣として安泰が続くはずであった。 嫁す)、嫡子主税(十六歳)、二男郷十郎(十三歳・町田家へ養子)、三男吉次郎(七歳)、四男徳熊(四歳)の四男二女 がいる。また、左源太の姉は二階堂家に嫁し、弟は町田内膳である。このように、 お枝(五十八歳)が健在であり、左源太夫婦には嫡女お藤(二十三歳・川上家へ嫁す)、二女お筆(十八歳・町田家 川上・町田・二階堂家などとの姻戚

しかし、左源太の軌跡は、嘉永朋党事件(高崎崩れ)により大きく変化した。

に乗船した。なお、当時大目付職にあった父右膳も役職免となったが、これは「倅に対し且役柄等之訳も有之、かた **ノ〜ニ依而之事」と見られていた(『島津斉彬文書』上巻三一三ページ)。** 嘉永三年三月四日、左源太は謹慎、免職を命ぜられ、同月二十七日遠島が申し渡され、 即日、前之浜停船中の大祥丸

津斉彬を家督に就けようとした動きに対し、藩主斉興が磔刑・切腹・遠島・役免・慎など五十余名を処罰し弾圧した事 門・船奉行家老座書役勤奥掛高崎五郎右衛門温恭を中心としたグループが、当時の薩摩藩政事を批判し、 嘉永朋党事件は幕末薩摩藩の内訌事件であり、町奉行格御鉄砲奉行勤山田一郎左衛門清安・物頭町奉行勤近藤隆左衛 世子である島

件である。

御役等可致殺害申談いたし、其外種々不謂悪意之企」(『島津斉彬文書』上巻 三八五ページ』) と断罪しており、 乱にも相及勢之筋等、 所呼び出しに際して切腹したにもかかわらず、三人に対しては、改めて士分剥奪の上、薩摩藩の処刑場である境瀬戸で 山田など三人に対する罪状については、「右三人事専頭取ニ而致密会、 色々有間敷養を書認、前文勘兵衛方江差遣、公辺も響合候様取計、 徒党を結、 御政事向を致誹謗、 御隠居御家督之義相工、 既御国家御騒 評定 且重

磔とし、近藤隆左衛門は悪意が深いとして鋸挽き磔とした。

この嘉永朋党事件に左源太はどのように関わっていたのであろうか。その経緯を一応振り返っておこう。

彼に対する処罰令には次のようにある。

名越左源太

得共、隆左衛門書面之内、一郎左衛門・左源太・五郎右衛門日夜肝胆を砕候との趣有之、隆左衛門等悪意之企、自 は相(不脱カ)見得候得共、御身辺に相拘事ニ付、則成行可申出之所、是迄押隠居候段、別而如何之至ニ付、遠島 被仰付候(『島津斉彬文書』上巻(三八七ページ) 身於別荘承り、右通名前も書載有之候に付、於其場差留候上、名前も切除候得共、又々右同人より名前書載之形ニ 右前条同断ニ付、御咎目向大目附より相調へ候所、隆左衛門其外折々致密会申談之上、悪意相企候形には不相見候

とあるように、近藤など三人とは至って心安い仲であったことがこの事態を引き起こしたのであるが、これに対して左 に関することであることを十分承知しているにもかかわらず、隠して申し出なかった、と言うことが処罰の理由である。 た。そのため、企ての差し止めを近藤などに求め、連判から自分の名前を削除させていながら、その企てが藩主の身辺 すなわち、左源太は近藤などの一味ではないが、左源太は自身の別荘での会合に列席し近藤などの企ては承知してい 左源太は「近藤モ同席ニテ心安ク、山田ニモ同然、高崎モ心安ク仕居申候」(『島津斉彬文書』上巻 三一二ページ)

取り調べの状況を『名越時敏謹慎並遠島一件留 島津家文書Ⅱ三四五)で見てゆく。 全』(自嘉永三年三月四日至同年三月二十七日)(東京大学史料編纂

源太はどのように抗弁しているであろうか。

候付、 られ、五日には、「右者亡近藤隆左衛門其外致蜜(密カ)会御政事向を致誹謗、右之趣公辺へ相響候様取計候由相聞得 嘉永三年三月四日、左源太に対して、先ず「右者被聞召通趣有之何分申渡迄之間慎罷在候様可申渡候」と慎みが命ぜ 右旁委細相糺形行明日書付を以可被申出事」と、密会について知っていることを書付にして申出ることを命ぜら

私事亡近藤隆左衛門其外致蜜会御政事向を致誹謗、

申上旨承知仕、

左ニ申上候

れたので承知し、親類の二階堂源太夫・平田正十郎より、 つぎの書付を提出した。

右之趣公辺江相響候様取計候由被聞召、

右旁委細相糺形行可

左衛門即席二而私名前切抜申候、 致一見候ニ付、 左衛門一人よりと相見得候得共、 申候は、 申候得共、 左衛門より承申候ハ、是を此通ニ被召置而ハ何れ之筋驕慢致増長ハ案中ニ候間、 ケ様之儀ニ候得は、第一御父子様御不和ニ被為成候も難計、此儀ニ付而は押而相留候段存意細々書付ニ而差出候 語承候上不差越候而ハ相成間敷存申候ニ付、 申上候含ニ付、文言旁山江取直方相頼、高崎ニも御家老座へ罷出候間、 慢ニ有之候得共、終ニ御取扱無之、誠ニ以気之毒之事ニ候間、少将様どふそや被遊御家督被遊御取扱候様近藤より 有之候哉と申候処、些企之事も有之候得共、差支不申段承申候ニ付、御企ハ如何之事哉と申候処、当時海老原甚驕 高崎五郎右衛門参筈と之事候ニ付、 度旨承候ニ付、 去年四五月の比ニ而も御座候半、 皆一統尤之事と承申候、ケ様ニ御差留申候迚何そ口外ハ一切いたし申間敷、 跡ニ而又篤と相考申候得は、何れ之筋御部屋栖様之御身柄ニ而右様之御取計ハ決而難被遊御事と乍恐奉存候 一郎左衛門申候通夫成被召置候而ハ同様驕慢可致増長も難計、是非此節差上申度、左候而差上候書面 私ニは初発より全為存事ニ而無御座候而、 私ニも致一見候処、 何も差支無之御越可被成、 山田・高崎・私ニも相談之趣申上度承、 近藤隆左衛門私宅へ参一刻致面会度承候付、致面会候処、たんたとふ屋敷致借用 依而私其席ニ相加居候時宜合少々不興ニも相考候得共、 山田ニは同役、高崎ニは右松門人ニ而為存者ニ御座候間、私ニも参候而ハ如何 弥心外之文言ニ而強而差留申候処、 乍併珍敷事ニ御座候、 弥私ニも可参旨隆左衛門江致返答候処、 為参事猶更何之存意も無之旨申切申候、 誰様御同伴之事哉と申候得ハ、山田一郎左衛門 先左様ニ而候ハ、其筋ニいたし置可申迚隆 何か相談之賦と承、是ハと相驚候得共、 近藤より差上候書面致一見候様承、 是非何とか手段ハ有之間敷哉と承 御納得可被成旨申置申候処、 夫成直ニ隆左衛門ハ罷帰申 余事之噺ニ相成、 左候而近藤より又々 皆々 ハ隆 郎 発

共々罷帰申候、尤外ニ他日取会右類之儀致噺合候儀も無之、同席江常々罷在候得共、 掛候儀も無御座、私より尋申候儀も無御座候段承届申候、此段申上候、 以上

隆左衛門・一郎左衛門より申

三月六日

平田正十郎

二階堂源太夫

ろ、 許可した、③企ては、斉彬の家督に関して上申することであることは知っていた、④企てにより藩主父子の不和が生じ 伴の者が山田は物頭の同役、高崎は兵学の同門であり、いずれも心安い人であることから同席を求めたところ、 た、と、左源太は会合に同席はしていたが、政事向きを誹謗し、藩主父子の不和になるようなことについては反対して は他言しないことを申し出た、⑥しかし、近藤が差し出すとされる書面には心外の文言などがあったので抗議したとこ るとして、左源太は企てを差し止めるべきとの書付を提出し同席の者の一応の納得をえた、⑤左源太はこの件について いたことを主張した。 右の史料では、①近藤隆左衛門が「たんたとふ」の名越家別宅の利用を申し入れ、左源太は承知した、②左源太は同 近藤は左源太の名前を削除した、⑦その後、この件については話もなく、また左源太よりも尋ねることはなかっ

はないかと疑われ、更に詳細に弁明することが求められた。 無之候ニ、亡近藤隆左衛門疎忽ニ蜜事可致発言訳合無之」と、以前よりの企てへの関与から近藤が密事を発言したので しかし、裁許掛中村喜太右衛門より「蜜会相企御政事向を致誹謗、又は書面ニ有之候名前切除、且前以より為何訳も

これに対して、三月七日、またつぎの書面を提出した。

た。これに続き、再問の件については、つぎのように弁明する。 差留ニ差越候儀は有之候得共、何方ニおひて右様相企候儀全不存段申出候」と、全面的に企てについての関与を否定し この書面の前半では、先出の史料内容を略述した後、「(企てに)最初より相加り候儀無之、 即日出会之場所江右之企

右之形行迄ニ而、外ニ蜜会等取企御政事向致誹謗候儀一切無之、尤公辺江御響合ニ相成候様ニとの儀、何様之手 筋ニ而為取計事共全不存段申出候

名前切抜候訳合前文ニ申上候通、以前より右企之儀共全為存事ニ而無之、其上書面致一見候所心外之儀共ニ而 勿論前以為何儀も不承候ニ名前書載来候儀甚以押々之致方、何も存念有之私を引入候向ニも相見得、屹と差留候

所、左様ニ候ハ丶其通いたし置へく承候へ共、前条不納得之事故、仮令不用之書付也とも名前難書載置相除可給

隆左衛門屋敷借と〆差越、疎忽ニ蜜事致発言候訳合毛頭不存、尚勿論兼而同人より何様之儀迚も為承事無之、 右

旨申聞候処、隆左衛門即席ニ而切除申候段申出候

ニ付而は如何様同役ニ而心安申馴候処より蜜会ニ引入之含ニ而、屋敷借等ニなぞらへ右様之儀態と不図為申聞儀

ニ而も可有之哉、 前以より何も全為存訳合無之候得は、存寄毛頭無之段申出候

面に左源太の名前が記載されていることや、別宅借用の事柄も左源太を密会に引き入れ一味とする陰謀ではなかったか ここでも、政事向きの誹謗は一切なく、また公義へ訴える手筋などについても全く知らないこと、近藤の差し出す書

とも述べて、近藤らの企み事との関与を全面的に否定した。

この書面に対しても、つぎの二点についてさらに疑点がだされた。

不聞得申分ハ、屋敷借リ位之事ニ格別太切成事を申者ニ無之、就而ハ前広相談等不承候而ハ不相聞段致承知候

格別太切成発言乍承同意ハ不致候得共、書面見届名前為切除迄ニ而は、どふも申分不相聞得、 ゝ、言上ニ而不申上候而不相成事を、名前切除候迄ニ而口外ハ不致と迄ニ而ハ同意之姿ニ相見得、不相聞得と之 夫程之事ニ候ハ

旨致承知侯

になされていたのではないか、と言うことであり、第二の疑点は、同意していない書面の名前を削除させただけで、口 第一の疑点は、近藤は屋敷借用くらいの用事で密事を漏らすような人ではない。企てについて前以ての相談が左源太 した。

候迚、此儀を何そ少迚も語り申含ハ夢更無御座候

外しないと約束することは書面に同意していると言うことではないか、と言う点にあった。

ち出している。第二の疑点については、初めよりこの企てを差し止める考えで出席し、近藤らも一応納得したので、 ハ何分ニも不能存慮段承届申候」と、近藤の深意は分からないが、左源太を引き入れるためではないか、との考えを持 これに対して、第一の疑点については、以前より企ての席に加わったことはないとした上で「隆左衛門疎忽ニ致発言 何様之所存ニ而為申出シ事も全相分り不申、昨日も申上候通、私を引入ル迄之儀ニ而も候半か、心意難察、 此儀

この再々弁明書に添えて、三月八日、つぎの書面を提出した。

「言上申上候儀も全気寄不申」であったとした。

付有之、ケ様之大事ニ差扣居而も却而不本意不忠之至極と存申候而、不顧愚意左条ニ申上候 今日御出会之儀ニ付而は初発より之人数ニも無之、罷出候而申上候儀別而如何とハ奉存候得共、 承候上ハ適々存

聞得候而ハ不可然、 今日御企之儀ニ付而は、思召之事とも致承知篤と相考申候所、少将様御家督之儀共御家老衆中被仰談候上ニ而、少 之大騒動、却而御企之儀も御取止之方可然奉存候間、此儀は御取止之方ニ押而御進め申上度相考申候、ケ様ニ申上 若又御国中ニももれ聞得、 将様何も御構ひ不被遊、御家督之御事候ハヽ、何も申分無之儀と奉存候得共、御家老衆方よりハ何とも不被仰上候 而、下役より申出候儀ヲ御部屋栖様ニ而御取用ハ有之間敷候得共、若シ御部屋栖様ニ而色々被遊御構候様ニとも相 他国へも御悪名共落散り申儀も難計、 上様御聞ニ入候儀も有之候ハ、別而如何、第一御父子様之大御不和ニ被為成、 左候得ハ是迄之御賢名も無ニ相成候筋ニも相当候半哉 御領国中

にすることになりかねず、また、藩主父子の不和を招き、領内の騒動となるので、この企ては取り止めるべきであると 名越家別宅での会合に際し左源太が近藤らに示した意見書である。ここでは、斉彬の家督の問題は、 斉彬の賢名を無

この意見書に対してもつぎの疑点が示された。

屋敷借りニ参発言いたし候節ハ、海老原驕慢之次第噺いたし、差留候書付ニは少将様御家督一件相見得、左候 ハ

、発言之節何とか不承候而ハ不相聞得旨承知いたし候

候」と、左源太の意見に同意し、企ては差し止められたと判断したことから、藩へ届け出る必要はないと思った、との 非差留候含ニ而、其段相達申候所、弥尤之儀と即座ニ聞得、最早何も事相済候ニ付、御届向之儀ハ全気寄不申段申上 三月九日、二階堂源太夫・平田正十郎・相良典礼を通じ、先に左源太より申し上げたように、「此節之儀ニ付而は是 差留候書付之内ニ、ケ様差留候迚此儀何そ少迚も語り申含夢更無御座候段承有之、言上全気不相付被申出候儀、 不相聞得旨承知いたし候、右ニ付而不致言上候儀格別成御役柄も相勤なから、言上全気寄不申と之申分不相聞

は中止され、これにより全て事は済んだと考えたのである。 すなわち、左源太は、近藤らへの意見書提出、四人集会の場での左源太の名前削除などの行為により、 近藤らの企て 回答書を提出した。

「海老原一件承リ屋敷へ致持参候1付、御家督一件不承向ニ候」と疑点がだされた。 なお、これに対しても、「夫程之書面(近藤の上申書)乍見、 御役柄も乍勤、口外致間敷と之処、どふも聞得兼候」、

えなかった。後者は、屋敷借用を近藤が依頼した時、近藤が海老原の驕慢についての話と斉彬の家督の話の双方があっ たのか否かが差し出した弁明書の中では曖昧であるとして問いつめられたのであるが、これには「少しいミ違」がある 前者に対しては、見聞の内容を藩へ伝えなかったことは役目柄怠慢であるとされたため、「恐入有之」と謝らざるを 明確に弁明しなかった。

日になると、月番御用人小笠原轍より、明日矢五太夫殿宅へ出頭するようにと命ぜられ、二十七日、つぎのように申し 以上見てきたとおりの裁許方との遣り取りがなされた後、三月十日、左源太への役免が申し渡された。さらに二十六 解

大島江遠島

名越左源太

右被聞召通趣有之、右之通被処遠島候

右之通大目付於宅評定所申渡之格を以親類江申渡筈候、大島下り前之濱出帆御船大祥丸より放囚人ニ而差越候条、

船本迄は宰領相付、 本船江乗付候儀共如例可申渡候

三月廿七日

大島への遠島処分となり、大島へ着船した後は「放囚人」として生活することになるのであるが、乗船までの様子に

ついてはつぎのようにある。

居候、且船中島元江不被相列候而は相済間敷吟味有之、手人川村助次郎事渡辺彦兵衛下人之場ニ而御法之証文等差 船江乗付有之、尤乗船之上島元迄足軽田中直次・宅間金之丞、両人才領として被差越候由ニ而、右両人本船江乗付 五ツ前時分右役々宅江被参候付、同刻無刀中帯垂駕籠より出立ニ而、右物頭并与力両人同道ニ而津畑迄被差越、本

出、船中重水主として船間やより筋々江願出御免之上列越相成、本船之儀廿七日朝乗付より廿八日迄滞船ニ而同日

大鐘時分前之濱出帆之事

船中および大島で左源太の世話をするために、家来の川村助次郎が、左源太父右膳の用頼代である渡辺彦兵衛 (彦太

郎カ)の下人として証文を差し出し、大祥丸の重水主として同行する手はずが整った。

三月二十七日、六ツ半時に大祥丸に乗船した。多数の見送り人があり、一部の者は船中泊する者もあった。翌日も見 以後の様子は、左源太自身の日記である先出の『高崎くづれ大島遠島録』により知ることができる。

吉右衛門・村田仲右衛門を名代として開聞宮に参詣させ、御札守、御造酒を頂戴し、船玉大明神へも御造酒を捧げて航

乗り それいてっ

泊を勧め、津口横目への届なども手際よく済まし鳥越の所に世話になり、吸物二つ・取肴丼五つに焼酎の接待を受け、 予想させる。津口横目の阿野元與は、今晩は風雨で浪も相応にあるので船中泊を勧めていたが、鳥越は彼の島妻宅の宿 せがなされており、 工左衛門、富寿丸船頭鳥越伝左衛門の二人が出迎えた。島津登へは左源太の鹿児島出帆に際しても渡辺彦太郎より知ら をして、二十八日同湊を出帆、翌二十九日朝四ツ過に大島名瀬に到着した。名瀬では島津登の家来という仮屋付役の柴 風待ちのため山川に滞船し、出帆したのは四月八日である。十日には口永良部湊へ強風のため入港し、その後汐待ち | 両家の交わりが窺えるのであり、この出迎えは島津登より柴・鳥越へ何らかの連絡があったことを

候」、吸物四つ、丼四つ、肴、こが焼・牛房・ぶた・刻昆布・こぐし焼の盛具、鶏飯、みそ漬け大根の馳走で大接待を の藤由気宅へ移った。当日は、宿元の藤由気宅にて、茶菓子、「大しゆんかんに百合のせんを白砂糖にてたて申し出 五月八日には、安政元年八月赦免の報が届くまで、大島居住の場となる宿として、仮屋より一里余の所にある小宿村

五月七日まで鳥越宅に滞在して手厚いもてなしをうけた。

受けた。

二本・刻煙草五包・花染手拭一つ・団扇一本、船頭伝左衛門へ百田紙一束・びん付六竿・刻煙草五包・花染長手拭 つ・袋一つ、柴工左衛門へ刻煙草・手拭・びん付、藤進へ巻煙草四つ・藤巻筆一本・びん付五つ・鯖干物三つ、藤進二 十二日には、大島到着以来のもてなしなどへの謝意として、藤由気へ百田紙一束・錦絵五枚・花かんざし一本・扇子

左源太の大島居住は、「放囚人」ということもあり内々には相当援助され、不自由がないように配慮されていた。五

月朔日の記述にはつぎのようにある。

男養志へ刻煙草五包・びん付七竿・鯖干物二つをそれぞれ遣わした。

解

切にいたし候、小茶碗に半分位つ、五つ六つ位漸く吞申候」(五月十七日)との記述がある。

中山氏(甚五兵衛・代官)伊地知氏(八右衛門・見聞役)にも則見廻申度被存候へ共、対役所其儀も則ハ難出来 共内分に而御聞可被下候旨申出候所、何も不差支可申出旨承候ニ付、 侯段伝左門申出侯処、下人を召連れ来候由ニ付米少く候半かと被聞候事共ニ付、伝申出候は、表向は難申上候得 旁伝言趣共有之、伊地知氏にも態々伝兵衛被呼候而、拙者不自由之品は有之間敷哉、何々は何程致持参候哉と被 差当格別不自由之品も有之間敷、米も四俵持越候得共壱俵は船中用に致取掛候得共、 申出候は、下人内実は船中の筋にて連来候 未少しは残り居

おり、 り廻しでやってくれると期待した。 は彼の者共随分繰廻しに焼き(炊き?)申候由、此涯は自身之飯炊も却て楽に相成可申と存候」と、手習いの子供が繰 家来の助次郎は、 六月朔日、 助次郎は大祥丸へ戻った。飯炊きについては、「追々子供え手習共教、七、八人にも相成候得ば、 飯炊きの外には特に用事もないので、鹿児島へ連れ帰ることを大祥丸船頭児玉惣左衛門へ依頼して

間又々此節差返し申之由、左候得は暫は飯料も続き可申と申出候由、

旁皆丁寧にて仕合之事

六日)ともあるが、手習い人数は多くなかったようである。 また、「(人名の脱けたるならん)申者今日手習初仕筈御座候に付いろはの手本を書呉候様承申候間認遣申候」(八月十 手習い人については、「藤進孫壱人則(刻?)より手習を頼と申事に候、当年八才之由」(五月九日)

太の持参した酒は大島では珍品であり、「藤由気昼過私処へ来申候間酒をかん鍋壱つ呑ぜ申候酒は余程大切に御国にて に御座候哉未分明に相分り不申候」(五月二十日)といぶかっている。また、焼酎・酒を酌み交わすことも多い。左源 泡盛呑候ごとく少しつつ皆呑申候」(五月十五日)・「夕方亭主へ酒吞せ申候亭主藤由気大好にて御座候得共酒は余程大 宿元である藤由気を始めとする周辺の人々から、野菜を始めとして山の幸・海の幸、 菓子類については「毎日菓子類を呉申候、至極丁寧に御座候、私のために毎日菓子類仕事か、又は兼てか様之村里 加工食品の差し入れが頻繁にあ

島での日課は、 初めの頃は定まってはいないが、五月末頃より次第に定まってくる。七月九日の一日はつぎのようで

ある。

御辞儀申上、終日養生訓写方に御座候、夕方より藤進来暮帰申候、暮より嘉美行と両人にて書物共見申候、 朝六つ前より馬場の掃除、 庭へは水打掃除、寝敷衣服等畳、屋内の掃除、陀羅尼経一篇拝読、 髪結、 御両親様へと 四つ半

屋内外の掃除、髪結い、両親への御辞儀、陀羅尼経拝読は毎朝の日課であり、その後、 読書・絵の手習い、 書写 (養

生訓)、外出など、日により区々である。

時分御両親様へと御辞儀申上、

臥申候事

依頼の絵を美濃紙十枚(七月十五日)、津口横目阿野元與殿依頼の絵を百田紙六、七枚(五月二十日)などと、絵につ 子供の頼みにも気軽に応じていた。鳥越伝左衛門頼みの寿老人・虎の絵(六月六日)、藤寿頼みの柳に駒の絵、荒武氏 (五月二十六日)、「宍太郎・丑太郎来申候、狐の絵に鹿の絵を望み申候間則ち書申候、跡にて唐紙に一字づ、三枚書申 十一日)、立田川の絵を翌日には描き上げている。また、「丑太郎・安熊と申候子供両人来、絵を望申候、 左源太が絵の巧者であることは伝わっていたのか、小宿居住早々、宿元の藤由気より六枚屏風の絵を依頼され 霊寿華と申字にて御座候、酔翁と申二字も書申候、夫を宍太郎・丑太郎・安千代へ呉申候」(七月二十八日)と、 則書申候」 (五月

亭主に算術を習ひ申候」(七月十九日)と算術伝習もある。特に嘉美行への算術教育は熱心であった。 文の面では、「藤由気事和歌の弟子に相成迚古今歌借用遣申候」(五月二十二日)と和歌を教え、「暮より四つ時分迄

いての記述は散見される。

また、「藤由気昨日より腰を違せ申候而難儀仕居申候間、按摩取ばばが真似を仕り私撮申候処、直に奇妙に能成申候」

(八月四日) と、医術の心得が役立っている。

経済的面での貢献としては砥石の発見である。つぎのようにある。

共申事に御座候、過分に御座候をいまだ村中の者共誰も存不申由、砥は御国より取寄砥壱斤を砂糖壱斤に取替仕由 九ツ時分より助次郎召連濱へ盆石拾ひに出申候所、為勝砥過分に御座候を取返(帰?)申候所、是は珍敷者と亭主

御座候、石壱つ十斤御座候へは砂糖十斤の由御座候(五月二十五日)

い。二時間程の稲刈り加勢を「珍敷面白事に御座侯」(六月二十四日)とし、「亭主莚打見物に出、私にも少打申侯_ 左源太は、大島生活でそれまで行ったことのない種々の体験をしているが、生活の厳しさはそれほど経験していな

述がある。『南島雑話』の著者に相応しく島の神事の見聞もある(九月十三日)。 八月踊(八月十三日)、角力の地取(八月十四日)、高蔵へ細工見物(八月二十六日)、ドンガ踊(十月六日)などの記 (七月朔日)と、農作業もそれを生活の糧にする必要のない、いつでも止めてもよい楽しみ事にすぎなかった。 誘われて見物に出ることも多く、鰻取り(七月二日)、浜ヘショク取り(七月五日)、干潟での魚取り(八月朔日)、

左源太には、悪戯好きな一面もあったことをつぎは示している。

べしと互に腹を押て笑ひ申たる事にて御座候(七月二十五日) 次目のりはなれ申候て蝿は幾かたまりも浮上り皆共飛立そこらあたりは蝿だらけ屋内にもたちまち過分に重み申候 持参仕、是程生捕候間取扱の儀は頼ぞと差出申候処、私帰申候跡にて藤進手自紙袋共掃を以池に押付申候所、袋は かり真くらくいたし居候と申候由、 て藤進家内へ入申侯所よめよりあなたのせなかはどうしたものなと申侯に付何様有之侯かと申候得はせなかは蠅ば 嘉美行と両人にて蚊帳を以蠅取仕候所大抵一合計取申候間、皆生の侭にて紙袋に入軍勢十五万と書付申候て藤進へ か様に不出来の事はなきぞと藤進後来噺にて御座候、噺の通是は先不出来なる

この蚊帳にて蝿を捕る方法を実見したいと藤進から求められると、嘉美行と両人で捕って見せたりもしている(七月 しかし、望郷の気持ちは強かった。

遠島者には武士の象徴である刀などの帯同を許されないので、正良銘の刀、無銘の脇差は乗船に際して二階堂源太

夫・相良典礼が預かった。腰の軽さに現在の立場が思いやられ、帰藩の思いが募ったであろう。

旅宿を立いつるに付、いつとても刀の事を思ひ出て、しはしたちやすらへは

いまはわが腰のあたりのさびしくて いて行かどに立そやすらふ

との和歌が出てくるのである。この望郷の気持ちは、「今朝味噌の中より通宝を一文見付申候、当島には外に無之宝を 外御守とをなし袋に入尊信仕、御造酒ども上げ申候、一度は是も世に出申事も可有御座存申候」(七月九日)との

記述に現れ、一文銭と自らを重ね、もう一度世に出ることを願ったのである。

年四月二日に小宿村を出発し、六月一〇日赤木名湊を出帆、一九日、日向国諏訪湊に到着し、志布志・古江を経て同月 左源太の赦免は安政元年七月末に出され、その報は八月下旬に小宿村に届いた。しかし、帰船の時期ではなく、

二十一日帰宅した。五年の大島生活であった。

る。文久二年六月十四日には、嘉美行が医道稽古として再び左源太を頼って上国し、眼科について更なる修行をするこ 左源太は小宿村で世話になった宿主藤由気の養子嘉美行を連れて大島より帰国し、医道稽古の後大島で開業させてい

とを記しており、帰国後も大島との関係は途切れることはなかった。

_

を含む。 さて、 本年度刊行分の「日史」には薩摩藩のみならず日本全体にとっても政治の転換点ともなる薩英戦争を挟む時期

面目躍如の感がある。特に幕府・藩の布達なども多く書写され藩の動きについても知りうる資料となっていることは重 「日史」には左源太自身の行動や家庭の様子と共に見聞した事柄が細かに記述され、いかにもメモ魔である左源太の ŋ

諸郷の軍事組織についても知悉する立場にあった。

解

また、二年十二月には、各郷より郷士年寄・組頭・横目各一名が出張し軍備調練を受けることになっており、

要である。したがって、 薩英戦争について、左源太がどのように記述しているか興味があるところである。

今晩八ツ時ニ護摩所へ宿陣イタスベク候間、九ツ時迄之間ニ各拙宅へ集り呉ラレ候様相達候、 八ツ時繰出シ、今晩ヨリ護摩所へ宿陣候事、拙者ニハ横ニハ臥不申候」と、戦闘直前の緊迫した様子・行動を記してい 相見得谷山辺へ相繋ル、 候段承候」とあり、翌日には「今日昼時分谷山之方ヨリ沖小島ト砂揚場調練場之間ヲ通リ前之浜へ異船七艘乗入候 文久三年六月二十七日には、「昼七ツ時分異国船渡来、御相図鳴候ニ付直ニ御定之潮音院辺見締ニ参、沖江段々異船 潮音院へ今晩一宿夜明シニテ候、 戦兵御相図ニテ各在宿之賦候処、 拙者所ヲ在宿ト心得相集リ 刻限通り無相違被相集 (略)

薩英戦争の戦闘場面などについての記述は残念ながらないのであるが、それに至るまでの薩摩藩における軍備充実、 士気振策の状況、 および左源太の関わりについては知りうる。

るのであるが、以後の記述はない。その後の記述は戦争による被害・対応・褒美などの記述のみである。

になってからは水を得た魚のように活躍の場が広がり、藩治においても重きをなしていった。 大島より帰国後から文久元年までの左源太の動きについては不明であるが、文久元年以降、「日史」が記されるよう

月、 大島帰国後、 同二年七月、月番座奏者番兼務、同年十一月、御用人勤奏者番勤務、 左源太は御弓奉行、 御側御用人・御軍役奉行勤に就き、内之浦地頭に任じられた。以後、 同年十二月、五番小姓与番頭寄、 文久元年十 同

三年二月、六番小姓与番頭寄と役職を上げ、軍事面で重きをなしていた。

外一誰カ名前未存セス候、大炮物主ハ島津権五郎殿ニテ候、諸郷備諸役者職掌太概一冊今一日拝借イタシ罷帰候」とあ 御用ニテ罷出候得者御手当帳拝見被仰付候、末川久馬殿一陣之惣物主ニテ、外物主ハ末川主税殿・志岐藤兵衛殿 文久二年九月十八日には内之浦・姶良を合わせた一組の物主となり、十月二十七日は「今日者御軍役奉行新納氏ヨリ 拙者

その指

城・蒲生の各郷、十五日には大崎郷、二十二日には佐多郷の指南が依頼された。出張の郷士年寄などに対し、絵図面 南は地頭・物主が当たることになっているが、左源太は諸郷から指南を依頼されている。十四日には重富・帖佐・宮之

細々指南し、また、砲術館でも指南している。

藩の軍組織の改編については、文久三年正月、城下六組の方限替えが行われ、更に、

小番・新番・御小姓与打込、 拾五歳以上六拾歳迄五人組イタシ申出候様被仰付候、 左候テ、 可成同組ニテ組合候

様被仰付(以下条文略

と、五人組の指示が通達された(二十日の条)。

同二十七日には

今日大番頭御座御引取ニテ御小姓与番頭打込被仰付候、伊集院亘殿ニハ大番頭ニテ六番御小姓与番頭兼務被仰 与頭ヨリ島津仲・島津壬生・川上源十郎・関山糺・島津良馬大番頭寄被仰付候 (後略)

১ 城下と諸郷の軍事を一体として把握することが意図されており、三月二十六日には城下六組の兵力の把握がなされ

御暇被相定候段被仰出候(後略)」と、従来の八ツ時暇を一時遅らすことにしており、また異国船渡来に備え、出役の 軍役奉行・御軍賦役・郡奉行へ対し、「方今不容易時世内外多端之御処置御変革之折柄ニテ繁務之事候間、 以来七ツ時

御家老・若年寄・大目付・大番頭・御小姓与番頭・御趣法掛御側御用人・

御側役

御

このような兵力の把握と共に、

これに伴い、調練も頻繁に行われ、三年三月十二日には「夜前九ツ前八ツ時ヨリ砂揚場調練場へ出候

(中略) 四ツ過

場が定められ、

臨戦態勢が整えられていた。

本・三郎様御旗本・御城下守衛、 太守様御入有之、 直二我々御目見相済、 八ツ過相済、夫ヨリ川尻相渡リ島津仲殿同列ニテ下遠見番所ヨリ水軍隊調練致見物 陣屋へ入候得ハ一番貝二番貝御名代御本陣ヨリ吹立、 御先手ヨリ相初リ、

りより厳しく激しくなっていった。薩摩藩において、このような準備がなされていた時に、イギリス軍艦が来薩したの 光御筆の仰出がだされ、また藩主よりもこれを受けた「仰出」が出された。翌三日には「御筆仰出六番ハ拙者宅ニテ弘 にあることは恐れ入る次第であるとして、「兵端相開候節ハ天下国家之為、抽他藩一統粉骨砕身夷賊誅伐有之候」と久 れており、イギリス船の渡来の際の心構えが作られていった。以後の調練は、対応すべき相手が明確になったことによ 方イタシ候ニ付、八ツ前御暇ニテ帰宅(中略)弘メ人ハ永井八二郎ニテ候、八ツ半相済 (後略)」と与への通達がなさ 四月二日には、イギリス軍艦が横浜へ渡来し「不容易重大之事件申立」たが、この皇国の大難の切っ掛けが生麦事件

候、上様ニモ弁天濤台場ヨリ御覧(後略)」と実戦同様の調練がなされ、藩主もそれを閲覧した。

(安 藤 保)

例

言

例

言

本書は、東京大学史料編纂所所蔵「名越時敏日史(解題のA本)」(文久元年九月~文久三年十二月)を底本と

し、『鹿児島県史料 名越時敏史料一』として刊行するものである。

本書の目次は、「名越時敏日史」目録をもとに、作成した。

文書の掲載順は、原則として底本に従った。 但し、目録がない文久二年十月から文久三年十二月までについては目次を補充した。

収載した文書を他の文書や写本などによって補充または校合する場合は、次のようにした。

校合史料からの補充箇所は▽△で示した。

但し、「イ」に挙げる「日史/(名越時敏日誌)・解題のB本」で補正した場合は、特に表記しなかった。 なお、本文中に挿入される挿絵や花押などについては、B本の方を優先した。

補充や校合に使用した典拠史料の名称は以下の通りである。

1

(原本史料) 旧記雑録(旧記雑録・続編島津氏世録正統系図 ともに東京大学史料編纂所所蔵)

「石室秘稿」(東京大学史料編纂所所蔵

「日史/(名越時敏日誌)・解題のB本」(東京大学史料編纂所所蔵)

「薩英戦闘日乗」(東京大学史料編纂所所蔵)

「出軍御手当帳」(東京大学史料編纂所所蔵)

「諸郷大砲備一組人数賦」(東京大学史料編纂所所蔵)

(刊本史料) 旧記雑録前編(『鹿児島県史料 旧記雑録前編』一~二)

旧記雑録後編(『鹿児島県史料 旧記雑録後編』一~六)

旧記雑録追録(『鹿児島県史料 旧記雑録追録』一~八)

続徳川実紀 (国史大系『續徳川實紀』第四篇)

国史纂論(『標註国史纂論』五)

維新史(『維新史』第三巻)

孝明天皇紀(『孝明天皇紀』第三・四)

徳川礼典録(『徳川禮典録』中)

水戸藩史料(『水戸藩史料』下編全)

薩藩海軍史 (『薩藩海軍史』中)

東西評林(日本史籍協会叢書一四四『東西評林一』)

刊行にあたって本文の体裁をおおよそ次のように統一した。

字体は、原則として常用漢字を用いた。ただし、人名や地名については原文の表記を重んじた。

平出・擡頭・闕字・割書および但書などは、原則として底本の体裁に従い、闕字は一字分あけとした。 「名越時敏日史」は謄写本であるため、適切な位置で字配り・行替えを行い、体裁を整えた。

イ

ゥ

文書の差出年月日・差出所・宛所の位置などは、適宜改行・字配りを行い、体裁を整えた。

仮名は、原則として底本の体裁に従った。変体仮名は仮名に改めたが、江・而・之・者・茂はそのまま用

と手の手をううとうこと、真とこれで、こうとりで

ォ エ 文書・記事などの本文中には、適宜に読点「、」や並列点「・」を付した。 原注は、原則として底本の体裁に従って示したが、新たに付した注記は、()で囲み原注と区別し、文

ルビは、底本(A本)もしくはB本にあるもののみを付した。

意の通じない箇所や文字は、(ママ)・(〇〇カ) などとした。

力

キ 朱書は、(朱書)と注を付して朱書部分を「 」で囲んだ。

文字の不明や欠失は、その箇所を□で囲み(摩滅)・(破損)と傍注を付した。 付箋・貼紙は、右肩に(付箋)などと注を付し「 」で囲んだ。

「名越時敏史料一」では、底本で使用された用字の表記を次のように統一した。

また、判読不能な文字については■で示した。

コ

前之兵則量,明数	地頭所内之浦へ達候書付一一 近衛様御像ヲ税所龍右衛門画事	路銀之心得一一 筑前国知識仙厓画讚之事	仏語 ····································	媚字 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯一○ 在候事 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	西洋尺覚一〇 和泉様御事以来麒麟之間へ被為入御家老座へ御通不被	古語 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯一○ 将棋盤寸法 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	大風掛合 和泉様御事公辺へ御届相成候事	布屋之法 和州桜菓子箱二書付有之詠歌二首	加味理中丸掛合八 秩父家其外家格等已前之通被仰付候御書付之写	唐金鍋ド引仕様八 支那国尺	佐多異国船届書	贈甑島塩田山田有裕之詩七 温石	文久元酉年六月二十六日公義ヨリ外国人へ之書翰写六 甲胄調文賦書 甲胄調文賦書	右二付書籍調抜書	和蘭人シーボルト奇説四 栄ノ尾ヨリ御帰殿御道筋御通達	田町へ被召置候浪人警固骨折ニ付御褒美御書付二 佐多ヨリ異船相見得候届書一三	名越時敏日史(文久元年九月~十二月) 西洋斤数党
					家老座へ御通る				御書付之写						1 11		

大久保正助御徒目付ヨリ御小納戸ニ成ル四五関勇助論ノ歌四五	松前之隠居軍馬飼之方四一	御老中様ヨリ露西亜へ書翰之大意三九	安田氏ヨリ異人一件之書状三九	摂津殿へ諸掛リ被仰付候事三八	元平安氏刀強様シ之事三八	左衛門殿御城代一篇被仰付候事三六	山川締方似寄候名前之事三六	御立馬之基御小荷駄疋教鞍百口之事三五	白塩焇年中出来高三五	祇園洲台場大砲打方薬量弾着三四	馬印之図	磯中之儀御庭同前ト仰出之写	大島久慈村へ漂着唐船之事	大島守衛人数	惟新公へ御目見之夢	和宮様御下向仰出	上書之儀二付仰出二六	唐紙ニ有之候対句(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・一四	君馬坐銘
差杉之御通達七六山犬之図七六	当年家内中年輩并誕生日七四	元日拙者詠歌三首七三	名越時敏日史(文久二年正月~二月)		御軍制ニ付仰出六六	流行もの輪尽し五八	内藤紀伊守江御褒詞五七	金子孫次郎和歌五七	関西有志者之廻文五六	各藩評判之言五四	御改革年限嵩之御達五四	当九月諸人上書之儀ニ付仰出五四	米高料二付御囲米申請被仰付之御達五二	御達五〇	給地高五千石并御金弐万両究士為御救被相下候儀ニ付	十一月三日御初入部後初而稲荷神事ニ付御出之事四九	御家老島津伯耆殿依願退役四八	賄賂之儀ニ付御達四七	御筆仰出并御家老御添書四五

吉欠邬当年七 歳 七所ズスイ之事七七	仰出八五
加藤家稽古初人数并梅田家同断七七	江戸上御屋敷御焼失ニ付御参府御月延御免仰出八六
二之丸御殿廻御成就之上和泉梯御住居仰出七七	和泉様御首途御発駕仰渡八七
正月十一日雪之詠一首七八	御上納金四万両御用捨被仰付候御通達之写八七
江戸上御屋敷御焼失ニ付御差控之事仰出七八	喜入摂津殿御用部屋へモ相詰候様被仰付候御通達之写八七
正月十一日御役替名前七九	和泉様御休泊仰渡八九
正月十三日河俣氏発句拙者歌八〇	一向宗自訴申出候様ニト之儀仰出九〇
河俣氏発句拙者詠歌八〇	和泉様二之丸御移徙仰出九〇
江戸上御屋敷御焼失ニ付此節御金御拝借御祝儀御通達	磯御馬乗馬場之事九一
之写八〇	御老中安藤侯浪人ヨリ手疵ニ被逢候事九一
磯御出御通達之写八一	和宮様御入輿御日限仰出之写九一
河俣氏ヨリ被贈候発句八一	勝山英之進殿安芸殿御養子并和泉様二之丸御住居之事
御用人数	重富屋敷吹聴之事九二

上巳贈物等之儀ニ付仰出一〇八	和泉様此様之字相用候様被仰出候事一〇七	和泉様へ御高三万石御差分并御金弐万両御差続之事 …一〇七	和泉様二之丸御移徙之事一〇六	右御同断二付日記一〇六	和泉様二之丸御移徙ニ付仰出一〇三	諸座鑰箱名札引替之発端一〇二	和泉様御首途御発駕被相替候事一〇一	島津岩松殿姉御本丸御住居仰出一〇一 4	和泉様御子様方此様之字相用ヒ候様ト之事一〇〇	諸堂社へ疵付間敷ト被仰出候事・一〇〇	和泉様二之丸御住居ニ付仰出之事(九九)	二之丸御門通融之事九	島津主税殿御役入之事九九	農家借受酒食取ハヤスマシキト之事九八	板鼻主税殿島津御称号拝領之事(九八)	提道具作用皮程之事九八	二階堂家御姉様御法名九七	安田氏江戸状之写九六	島津図書殿何篇御一門同様被仰付候事九六	島津居防殿御子梯御同様之御会釈被仰出候事九六
容貌之事ニ付従和泉様仰出一二四	二階堂蔀其外御役替 二三	不容易企イタシ候者之事ニ付従和泉様仰出一二一	太守様御筆仰出	宝久丸破船両人助命届書一一九	太守様和泉様蒸気船天祐丸ヨリ山川辺御出之事一八	和泉様御首途ニ付仰出一一八	島津内蔵殿其外御役替一一七	名越時敏日史(文久二年三月~六月)		町田図書殿民部と名替一一四	御側役小松帯刀殿和泉様御付 一四	島津石見妻於治殿外両人御子様方御同様之御会釈一一三	風りんノ愚詠二首 一三	味噌之事一一二	焼酎造入一二二	新酒造様一一二	御国酒造様一一二	他国製酒造様	二月二十六日詠二首	丸田氏江戸状安藤対馬守江狼藉者切り掛り候事一〇八

川上東馬殿其外御役替一二四	和泉様御道中ヨリ之仰出一四二
御小姓与番頭寄発起之事一二五	伏見刃傷人数双方名書一四三
俄甘酒仕様一二五	太守様五社御参詣一四四
木村探元書状一二六	伏見上意打事件一四六
拙者御弓奉行帰役之節村田嘉兵衞歌一二二六	御軍役御改正一五〇
拙者御側御用人転役之節右同人歌一二六	麻疹流行一五〇
従殿下将軍家へ被仰渡候御書付之写一二六	和泉様御事三郎様御改名之御通達一五一
拙者桜島湯治ニテ皆吉氏へ贈リシ文一二六	於伏見相働候人数并永田佐一郎江御感状一五二
島津内蔵殿へ鉄炮中リ付一二七	御上納金一五二
拙庭井戸埋メ候場所之事一二七	上御屋敷御殿廻御焼失ニ候得共御上納金ハ御勤之件ノ
摂綿丸効能書一二九	御通達一五三
公方様御婚礼被為済候ニ付太守様一種一荷御拝領之事 …一三〇	射場奉行被仰付一五四
和宮様御台様ト奉称候事	麻疹流行二付御通達一五五
茄子砂漬仕様之事 ····································	落書
栄之尾御湯治仰出之事一三二	三郎様京都御発駕之御通達一五九
父上様御死去之事一三六	於直殿御事於貞様と奉称三郎様御実子御通達被仰出 …一五九
物主之儀:一句出一三八	小松帯刀御側詰被仰付候御通達一五九
和泉様御家内様へ御引取公辺御届之事一三八	麻疹病注意之話一六〇
池水始テ越候様相成候日之事一四〇	当番頭詰衆并御番人名前一六〇
和泉様京都御逗留仰出一四〇	麻疹流行二付御施薬等之御通達一六六
和泉様勅書御頂戴仰出一四一	三郎様御出府之御通達一六七

内之浦其外一陣組合仰渡二七二	諸郷備一組人数賦	出軍御手当帳写二六五	出軍御手当帳壱冊内之浦江被仰渡候事二六四	中山中左衛門大久保一蔵御役替之事二六三	吉川源右衛門中山甚五兵衛御役御免之事二六三	山本孫兵衛頴娃織部御役御免之事	十月十一日奇怪飛物鳴動之事二六二	公方様来二月御上洛二六一	柴山龍五郎其外拾九人御赦免之事二五九	有馬新七其外同類七人死体埋捨被仰付候事二五八	九月晦日御役替二五五	名越時敏日史(文久二年十月~十二月)		年中着服覚一八一	和泉様江戸御都合向ニ付太守様御筆仰出一七九	名越時敏日史(文久二年七月~九月)		道鑑様五百年忌御法事相済御祝義之御通達一七六	内之浦物主壱組諸御手当届覚一六八	大雨落雷一六八
御筆ヲ以御軍事改革被仰出候事二九四	島津主計島津良馬御役替	御流儀炮術歩兵調練此度御取止仰出二九三	苓翁殿御死去之事	御姫様方御発輿ニ付仰渡二九二	金目替候事	二之丸御茶屋ニ而拙者鎗術御覧拝領物之事二九二	重富御内用承候様承知之事	十一月九日測量稽古被仰付候人名前二九〇	雪降之愚詠二九〇	衣服御変革并御目見等之儀ニ付仰出二八九	前二八八	御領国移地頭并地頭代抑移地頭付役当分相勤候人之名	御参勤割合二八六	公義御変革之仰出	取納売入直成被定候事二八三	御用人勤被仰付候事	諸郷備諸役者職掌太概一七六	三郎様御実名仰渡二七五	三之字遠慮仰出二七五	御筆台場之事其外仰出二七三

御家老衆御添書	御軍役御手当ニ付地頭所内之浦ヨリ申承候書付之写 …三三八御軍艦ヨリ御上洛三三七
三郎様仰出	御上洛之節久能山御社参
梅田九左衛門ニ而拙者名前御呼出罷出候事	子二月御上洛仰出三三七
異国船来着之節之事ニ付而御請書三四九	太守様御参府被召延候事三三六
御役人勤初而被仰付候事三四九	三郎様御上京ニ付御首途御発駕仰出三三六
暐姫様寧姫様初而五社御参詣之事(三四八	砲術館以来上演武館ト唱候様仰渡三三五
明細帳差出候様被仰渡候案文	御筆五ケ条仰出御添書三三四
三郎様江上書差上候処御前江被召出候事三四七	五ケ条御筆仰出三三四
寺社奉行其外モ七ツ時御暇被仰出候事(三四六	造士館星帳毎月御用部屋へ差出候様被仰渡候事三三三
渡候事	御小姓与番頭御近習通被仰付候事三三二
地頭職又者御役替等之節御手当帳拝見伺ニ不及段被仰	御小姓与番頭造士館演武館掛之儀ニ付仰渡三三二
相図砲打揚候節被仰渡候事	大番頭御座御引取ニ而御小姓与番頭打込被仰付候事 …三三二
出勤七ツ時御暇相成候事三四三	暐姫様寧姫様御光着之事
周防殿御家老座御出席二付而御承知振三四二	暐姫様寧姫様御光着御刻限之事 ············□□□○
周防殿御家老座出席二付而被仰渡候事三四二	六組方限被相替候事::::::::::::::::::::::::::::::::
島津周防殿一往御家老座江出席被仰出候事	五人組合被仰出候事三二二九
三郎様御上京御休泊之事	暐姫様寧姫様御光着ニ付仰渡二通三二八
縮緬羽織着用一切不相成段被仰渡候事三三九	太守様御乗廻ニ而加藤白尾江御蹈前三二八
候事	御書付写三二七
喜入摂津殿御内用之儀有之京都ヨリ江戸江出府被仰付	御演達書写

Ħ

異船来着之節御定之事四四六	大樹京地御発駕仰出三九七
於薩州鹿児島接戰之新聞四三八	大樹京都御逗留仰出三九七
多羅尾ヨリ差出候書付写四三三	図師伝左衛門互御金被成下候御書付之写三九六
京都ヨリ申来候書付之写四二八	事三九六
従田原氏之書状之写四二八	陣笠総角付御旗本備ニ相掛候奥向迄相用候様被仰渡候
此節亜墨利加人へ御注文相成候大砲挺数四二七	御家折烏帽子相用候樣仰出三九四
三郎様御発駕前御筆御口達書之写四二六	三郎様老人御祝三九四
名越時敏日史(文久三年八月~十二月)	時世之落書三九三
	攘夷之詔万石以上以下五御達相成候事三九三
御通達四○九	大樹俄参内三九二
太守様此涯不被遊御参府旨御届書御老中御落手相成候	伝奏衆ヨリ水府江御達書之写三九二
一橋中納言殿関東下向四〇六	英夷開兵端候節者尽力決戦三九二
攘夷五月十日拒絶御達四〇六	水戸家老大場一真斎水戸殿立随従仰出之事三九二
早鐘ニ而調練場調練之事四〇五	水戸中納言関東守衛下向之事三九二
士分以上家来等ニイタリ年輩御礼ニ付申出之留四○一	攘夷基本相立候様御沙汰之事三九一
御備立御覧之節駈付場三九九	掃攘之叡慮諸大名承知之御書付并御沙汰書三九〇
不時御備立御覧ニ付仰出三九九	異船誅伐夷賊為征伐軍艦被差向候仰渡三八九
端午饗応向之儀仰渡三九八	三郎様京都御立之節御留守居ヨリ御届書三八九
貝役壱人ツ、繰廻被仰渡候事三九八	三郎様於京都御届書三八八
大樹帰府之事段々以勅諭被召止候事三九七	貴久公忠良公御筆仰出三八七
大樹御発駕御延引暫御滞京仰出三九七	書籍方御蔵書目録三八四

贈飯島塩田山田有裕之詩文久元酉年六月二十六日公義ヨリ外国人へ之書翰写

九月三日

一佐多異国船届書

唐金鍋ド引仕様

加味理中丸掛合

一大風掛合

布屋之法

一古語

一西洋尺覚

一 媚 字

, **b**

一路銀之心得

一前之浜測量間数一地頭所内之浦へ達候書付

九月六日

西洋斤数覚

一佐多ヨリ異船相見得候届書

栄ノ尾ヨリ 御帰殿御道筋御通達

.

一山川異船一件

外ニモ処々日史之内へ異船一件留込有之候、各朱ニ

甲胄調文賦書

テ異国船一件ト記置

一温石

一三位様御隠居後御服合

一支那国尺

秩父家其外家格等已前之通被仰付候御書付之写

和州桜菓子箱ニ書付有之詠歌二首

一将基盤寸法

和泉様御事

公辺へ御届相成候事

一和泉様御事以来麒麟之間へ被為入御家老座へ御通不被

在候事

一筑前国知職仙厓画讃之事 (離力) ユギ 一和漢三才図絵抜書 | 軸脯

近衛様御像ヲ税所龍右衛門画事夢の奇談

| 君馬坐銘山本正誼著|| 江戸落書之歌加賀ハ出ず之|

一二等之義ニナヤ

唐紙ニ有之候対句

一上書之儀ニ付仰出

一惟新公へ御目見之夢一和宮様御下向仰出

大島守衛人数安政元寅年

大島久慈村へ漂着唐船之事

、製みと後即割引か、中間とは、「像九年」の一般では、中間の一個では、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、「のでは、」では、「のでは、「のでは、「のでは、」という。「のでは、「のでは、「のでは、

磯中之儀御庭同前卜仰出之写

此仰出ニ潮音院が鼻をかくハんがはなトアリ、

一馬印之図

一祇園洲台場大砲打方薬量弾着

一白塩焇年中出来高嘉永寅年

御立馬之基御小荷駄疋数鞍百口之事

一左衛門殿御城代一篇被仰付候事

山川締方似寄候名前之事

元平安氏刀強様シ之事

摂津殿へ諸掛リ被仰付候事

一御老中様ヨリ魯西亜へ書翰之大意一安田氏ヨリ異人一件之書状

松前之隱居軍馬飼之方

関勇介論 ノ歌

一御筆仰出并御家老御添書+月廿四日 一大久保正助 御徒目付ヨリ御小納戸ニ成ル

賄賂之儀ニ付御達

十一月三日 御家老島津伯耆殿依願退役十一月朔日 御初入部後初而稲荷神事二付御出之事御

給地高五千石并御金弐万両究士為御救被相下候儀二付

御達当七月仰出ナリ

当九月諸人上書之儀ニ付 仰出

米高料二付御囲米申請被仰付之御達

御改革年限嵩之御達

各藩評判之言

関西有志者之廻文

金子孫次郎和歌

内藤紀伊守江御褒詞

御軍制二付仰出 流行もの輪尽し

右異船一件モアリ、

今日者御軍賦役坂元彦五郎殿御用有之、左之通、

御褒美御書付

数ケ月相詰致骨折候ニ付、 右者水戸浪人共田町御屋敷へ被召置候節、 為御褒美右之诵 為警固方

日史第一

文久元年辛酉九月

朔日

朝六ツ時計合、 夜具取納居間ヨリ内玄喚マテ掃除、

夫ヨリ写物、父上様御機嫌伺、 五ツ時ヨリ月代髪結

手水等相仕廻、四ツ前出 殿、八ツ後退出、直ニ帰

宅、昨日届有之候山川児ケ水之英船昨四ツ過出船之(巓注)「異船旦旦来少」 由昨七ツ過相達候、

三時ニ届有之、早飛脚ニテ候、薪水等モ所望無之、

山川児ケ水ヨリハ拾五里之路程、

誠之汐繋り船ニテ何事モ苦情申立モイタサス、無事

之船二候、

金子弐百疋

坂元彦五郎

0

拝領被仰付候

右御格之通可申渡候

九月

摂津

右之外、多人数同断御用御褒美被仰付、名前等不

承候ニ付略ス、

付左ニ書留置、一先月江戸飛脚便ヨリ、安田助左衛門殿ヨリ被遣候書

和蘭人「シーボトル」奇説

せる機会にのり、天より降世せし真主也と同断の僧今こゝに咄し可申、抑義経ぬし奥州ニ而虚死して蝦夷に渡り、「シペリヤ」辺より「ダルタリヤ」にい夷に渡り、「シペリヤ」辺より「ダルタリヤ」にい東に渡り、「シペリヤ」辺より「ダルタリヤ」にいる機会にの英雄に有之、各は 日本におひての義経主は絶代の英雄に有之、各は 日本におひての

右之趣、蕃書調所越前藩市川斎宮・盛岡藩大島惣 左衛門公命ニテ為物産学罷越候処、或時之物語ニ 佐衛門公命ニテ為物産学罷越候処、或時之物語ニ が書)

「本朝通記

込ナリ、今コ、ニ別記ス、」

0

弟若」サド、季日」、牛若」三オ、長日」、今若」、リサド、次日」

源を転して国号を元と称す、後にまた印度地方を制

ンキュスカン」といえるは即チ源義経の訛音なり、

を一統して元の大祖となれり、西洋にて其名を「ヂ 廉 脚ベンケイサン人民を諭し服せしめ、夫より終に中国

4

服し、回々国を滅し蹤跡西洋に遍く、其極に魯西亜

(四ヵ) 右、永暦元年也、

源義経、義経自尽ニ歳ナリ、保元三己卯義経生、文治五己酉閏四月奥人泰衡伐ニ

国史纂論抜書

元太祖朝建永元丙辰当建拾九才 (寅カ)テッ時ニ義経四

シペリヤ

海国図志書籍方二西伯利国強大云々、

タルタリヤ

海国図志ニ云、即チ韃靼里見得申候、韃靼王ノ事牙が 模ト申由

洞庵海防臆測云々、 合候処、右之通見当候ニ付奉入高覧候間、 カン又ハベンケイサンの事、 昨夕罷帰草臥之折柄ニも御座候得共、ヂンキヨス 元統二一支那一咸属二韃種一云々、 誠ニ希世の銘事故見 右之書

夫々御取寄得と御尊閲奉合掌候、

貌利太泥亜格各使(尼力)(格外公使力) 六月二十六日外国人へ書翰写

0

全権ミニストルヱキセルレンシー

ルーセルフヲルトアイルコツク江

以書翰申入候、貴国各使館へ及狼藉次第茂有之、其(公カ) 云得共、御今之如ク各国公使所々寺院へ散在被致テーギ/マ゙(ロロク) 地不穏趣モ相聞申事ニ付、警衛向尚又十分心ヲ尽ト

ハ懸念不少、各ミニストル館造相就迄之際、(営成ガ) 我カ

> ラン事ヲ請、拝異謹言、
> (桜ヵ) 本ノマ、(具ヵ)
> 江仮ニ居館取補理へ積リニ候、 人出入モ少ケレハ警衛之弁宜ニモ相成、且火災之患、(素カ) 志ニ至レハ其真情ヲ慮察有之度、依別紙絵図之場所 **モ薄ク、其許等ニ於モ安心有ラン事ヲ欲スル懇篤之** 、ぽう、、ま地之形勢極テ城郭ニ等ク門塀モ有之、平様諸ハ、其地之形勢極テ城郭ニ等ク門塀モ有之、平様パマ テ、格別ノ厚意ヲ以仮ニ住居セシメント計ラセ給ニ 同意ニ於早々回答ア

文久元酉年六月廿六日

久世大和守(広周) 安藤対馬守 花押

同文言

英夷 仏夷 蘭夷

右者此桂右衛門殿へ江戸ヨリ来リ候書付之写、

八ツ後退出ヨリ帰宿、 様ニモ御臥入、母上様ニハ跡ニテ平佐於津屋との御 父上様御方御寝酒御相手ニテ五ツ過御暇、 打寄ニテ御寝酒被召上、於津屋とのニハ二十日計跡 終日写本、 暮ヨリ 尤、 父上

両国交際其許之安全ナラシム事ヲ大君深ク配慮有リ

ヨリ泊居候、拙者ニハ夫ヨリ又々写本ニテ九ツ時臥

1

二日晴、

主税素読日ニテ被待居候、主税ニモ造士館ヨリ帰候ツ後帰宅候得者伊地知才右衛門殿八ツ前ヨリ被来居、

届有之、未委細之儀ハ不相分、追々届可有之候、

八

夕ヨリ福昌寺門前江乗廻ニテ参、松岡氏へ忠元勤功

ツ後帰宅、食後為腹養屋敷内暫歩行、夫ヨリ写本央、故、外二階之様伊地知氏モ被参候、七ツ過被帰、八

タシ候故左ニ写置也、

若党奉公之菊次郎過シ、

巳年被贈山田十介詩持来イ

右異船一件モアリ、

0

上甑島塩田菊次郎今年十有二、

善作歌詩、

余不

青々其苗在彼中水勿令莠茂惟其耘耜青々其苗在彼中畝方聚方滋以待甘雨

堪欣賞賦古詩五章贈之、

以期望其才有成焉、

青々其苗万畝同色田祖有神以秉蟊賊青々其苗在彼中田勿助之長以待有年

苗乎苗乎我待其秀秀而実兮将盛于豆

青々其苗五章章四句

安政丁巳季冬 七十三叟山田有裕□□

含候処、枕ヲ付ルヤ否哉拙者ニモ其儘打臥候事、 場辺乗廻、暮帰宅、暮ヨリ 御臥シアソハシ候ニ付御暇、吉次郎モ御座へ打臥シ 候ニ付持直スヘキトイタシ候へハ、拙者ト臥スヘク 候ニ付持直スヘキトイタシ候へハ、拙者ト臥スヘク は二付持直スヘキトイタシ候へハ、拙者ト队スヘク をニ付持直スへキトイタシ候へハ、拙者ト队スヘク は二付持直スへキトイタシ候へハ、出者ト以スヘク は二付持直スへキトイタシ候へハ、出者ト以スヘク は二付持直スへキトイタシ候へハ、出者ト以スヘク は二付持直スへキトイタシ候へハ、出者ト以スヘク は二付持直スへキトイタシ候へハ、出者ト以スヘク は二付持直スへキトイタシ候へハ、出者ト以スヘク は二付持直スへキトイタシ候へハ、出者ト以スヘク は二付持直スへキトイタシ候へハ、出者ト以スヘク は二付持直スへキトイタシ候へハ、出者ト以スヘク

三日 晴、暖ニテ時服堪兼候、

六ツ時ヨリ掃除共毎之通ニテ相済、直ニ群書輯録十 暁七ツ過キヨリ起、古書留類シラベ方イタシ夜明候!

綴り候、夫ヨリ月代等イタシ四ツ前出 八之巻綴方并序文輯録ナト一ツニ綴込候訳柄トモ書 殿、八ツ後

退出、直ニ帰宅、父上様御方今朝ヨリ度々罷出候、

防臆測写方共イタシ候、七ツ過松岡氏并税所三省殿 御機嫌毎之通御差障リ不被為在御座候、今日ヨリ海 一刻ツ、入来候、被帰又々写本、同刻佐多ヨリ異国

船届書、 左之通、

覚

0

佐多

只今迄相見得不申、 先刻御届申上置候異国船、 本船へ乗付、成丈手様等ヲ以テ出帆申諭、 矢張致汐掛居候ニ付、 旗印并上陸出帆之模様モ 尚又役々 追々形行

酉九月二日辰刻 川辺造右衛門横目

御届可申上候得共、先今朝之形行申上候、以上、

園田次郎右衛門 与頭

 \circ 唐金鍋等ニト引仕様

錫八匁

鉛十匁

造候テ、夫ニテ松脂ヲ付候テ、 右者鍋ヲ能洗ヒ侯テ右両種入、 右解候ヲ引揚候テ 煮解候上ボタンヲ

鍋中ヲ引廻ス也、田原直助殿ヨリ承記置也.

加味理中丸

0

拾六匁 茯苓 拾六匁

一白朮

乾姜 三匁 拾六匁 木香 桂枝 四匁 拾匁

烏梅 小茴香 四匁 川楝

三匁 山椒

> 三匁 三匁

三匁 神麴

拾匁

拾匁 香付子

拾匁

陳皮 甘草

承置、 右糊丸ニシテ拙者服用可致相応候段、嘉美行ヨリ

宮里佐次右衛門 郷士年寄

於津屋との被差上被召上候由ニテ、最早御臥遊シ候一暮ヨリ毎之通父上様御方へ罷出候得ハ、暮前御寝酒

酒ドモ取ハヤシ候処、五ツ前前お村様御出ニテ四ツニ付拙者方ニテ母上様・於津屋との其外家内中打寄

四日 快晴、

半御帰、お津屋との同断、

無程臥候事

ツ後退出、佐多島泊へ掛蒸気船、時未ノ上刻山川児(頭注)「異船之内」 朝六ツ起、五ツ過ヨリ登殿へ参、四ツ前出 殿、八朝六ツ起、五ツ過ヨリ登殿へ参、四ツ前出 殿、八

ケ水へ陸ヨリ四五町之処へ参碇ヲ入候由届有之、先

山川児ケ水之様乗行仕候ニ付、為見届則役々乗付追ニ、未申風吹出少々浪高ニ罷成候処、掛場相迦只今日児ケ水へ掛候船之由候、八ツ後宅へ佐多ヨリ届書

候ト相見得候、八ツ後飯共給候テ、腹ナラシノタメ船差出云々之段相見得、浪高ニ堪兼児ケ水之様相迦

居間柱并机・書物箱其外箱切類フキ方等イタシ、直

二写本二打立候、

右異船一件モアリ、

布屋之法

一盆二皂角・水一升ヲモリ、ウドンノ粉一斤ヲ放チ、

白芨五匁・明礬三分ヲ煎、滓ヲ去リ、初メ浸ストコ夏ハ五日、冬ハ十日浸シ、臭ヲ以度トス、漉メ取リ

各三匁ヲ入、鍋ニテ煮、熟タル時水ヲ去リ冷ルヲ候ロノウドンノ粉ニ和シ糊トナス、桐油・黄蝋・白膠

テ水ニ浸シ蔵ス、用時ニ臨テ湯ヲ以テ調へ、稀汁ト

ナシ用ユ、

皂角水

皂角一斤・水三升ニテ煎シ、一升トナルヲ度トス、

浄水之法

石灰一斤・明礬二斤・膠八十匁ニ水三升ニテ煮トキ、

法糊ノ上ニ三度ヒクナリ

大風調合掛合

硝石 百六十銭 硫黄田原直助殿ヨリ承リ記ス、

卅三銭

木炭 卅五銭二分

今日新納家ヨリ承リ、左ニ記ス、

陸宣公諫徳宗曰、無猛制人不携懷所感也、無重賞人

不照悉所無也

耶律楚材曰、生一事不如省一事、起一利不如除一害、

○媚非独女以色媚、士宦亦有之、 右今日字典ニテ見当リ、爰ニ書留、

西洋尺覚

西洋尺、炮術書中ニ載ス所、始竹下氏聞シニ異ナル

コトナシ、爰ニ記ス

末ニ西洋斤数・支那国尺アリ、

二ステレーフ 我六厘六毛

ステレーフ

我三厘三毛

一ドイム 我三分三厘

パルム 我三寸三部三毛

或百ステレーフ

ヱル 或舌ステレーフ

我三尺三寸三厘八毛八糸六九

一パルム三寸三部

一ヱル尺三寸ニ当ル ドイム三部三厘

右今日竹下清右衛門殿へ承リ記ス

ストレエフニ当ル

○○飛,日輪,而破,暗、振,金剛,以摧,迷,

右、霧島花林寺之先住書タルヲ坂元彦五郎殿所持

之由承ル、

暮迄写本、夫ヨリ 直二臥候事、今日者両度拙者方迄父上様御出候事、 五ツ時御寝ナサレ候間御暇ニテ、又々九ツ時迄写、 父上様御方へ罷出御寝酒御相手、

五日 快晴

五ツ打候ニ付 父上様御方へ一刻罷出、夫ヨリ月代 朝六ツ起、掃除等毎之通、夫ヨリ書物取調等イタシ、

ドモイタシ仕廻方相済、五ツ半時分出

殿イタシ候得ハ、イマタ児ケ水之異船滞船イタシ居

候、 候由、山川役々共為対話小舟乗寄候へハ乗付候儀相 就テハ押々乗入候儀モ出来兼候由申出候、 調練抔イタシ居候由、三度迄参候得共同断之由 何レ

0

右異国船一件モアリ、帰之由候、夫ヨリ写本、ハ内膳殿入来、七ツ前被帰候、一昨日古郷湯治ヨリ

ノ筋類船見合居候筋被察候、八ツ後退出、

帰宅候得

主従八人之道中一日之路銀何程ニ候哉、承候テ

0

左之通

馬迄十三人ニテ候間、九州路・東海道ヲシ込ミ、江荷物之人馬チンハ一日之算用出来不申候得共、人足四匁旅込ニシテ一日三拾弐匁ツ丶、

駕三人 具足弐人 両掛弐人

戸迄之大賦壱人前二両ツ、ニ宛行、二十六両ニテ候

合羽籠壱人 竹馬一人 馬弐人

関・筑前博多又ハ長崎辺追々異船致渡来、測量等モ兼テ精微吟味モ有之、自行届居候筈ナガラ此節下之異国船渡来碇舶等之節、御当地へ届向其外諸手当事異国船渡来碇舶等之節、御当地へ届向其外諸手当事

イタシ候由、

就テハ御領国ヘモ不日ニ渡来モ難計、

心掛、

御奉公筋銘々精力之限り相勤候様可有之候

ヨリ戦争ノ基本ニ相成候而ハ被為対 ま節女童等猥リニ致動擾候様有之、応答振其外手当 其節女童等猥リニ致動擾候様有之、応答振其外手当 其節女童等猥リニ致動擾候様有之、応答振其外手当

様、役々取扱専要ニ候間、此涯手当向等委敷致談合、夫迄之間折角穏便之致取計、無事早目ニ出帆有之候指揮応機変、相当之取計モ致ヘク事モ可有之候得共、節長々及滞舶時機共ニ候ハ、拙者直ニ差入、彼是致京都・公辺へ御申訳モ不被為在御事候ニ付、渡来之京都・公辺へ御申訳モ不被為在御事候ニ付、渡来之

学文武芸致出精、御手当向等厳重行届候様深切ニ年若之面々等兼テ信義ヲ専トシテ礼譲ヲ相守リ、禦御手当向等疎意奉存候テハ別テ如何之至候間、右通、無事平穏之取扱専一ニ候迚、緩怠ニ陥リ防

郷中不致動擾様達方等可有之候事、

夕方池漏リ塞キ、暮ヨリ

父上様御方へ罷出御寝酒

御相手申上、今晩六ツ半御臥故御暇申上候テ、八ツ

弁天波戸十二町二十間

大門口御台場十八町五十間

調練場三十町

袴腰中心二十八町十五間

0 弁天波戸御台場ヨリ

烏島中心三十三町二十間

洗出御台場一里六町五十五間

神礁三十三町五十一間

沖小島一里半八町

0 神礁二十二町四十間 調練場御台場ヨリ

沖小島一里十一町五間

右伊地知才右衛門殿測量:

西洋斤数覚

前ニ西洋尺、末ニ支那国尺アリ、

ロフド ヲンス ポンド **ヲンスノ十分ニシテーナリ** ポンドノ十分ニシテーナリ ノ方少重シ、何十ポンドニナリシ時違フ 一ポンドハ日本斤数ニテニ百目ニ当ルナレトモ、二百目 六日 朝曇後霽

父上様拙者方へ一度御出候事、 時迄写本、八ツ過臥候事、今日者

ツ時ヨリ仕廻方、五ツ半出 抜ニテ池漏リ塞キ、夫ヨリ茶一二碗給候テ写本、五 朝六ツ前起、掃除方等毎之通、夫ヨリ高ツブリ大腰

殿、異船未出帆之模様不相分、一昨日又巳午之方ヨ リ白帆之異船一艘竹島之様乗掛候テ又引戻シ、東ヲ

直二帰宅、写本打立候、 差乗行候段頴娃役々ヨリ之届有之候、八ツ後退出、

右異国船一件モアリ、

0 祇園洲御台場ヨリ

新波戸九町二十間

人并浦人共ヨリ申出候間、

此段御届申上候、以上、

酉九月五日申下刻

役々

ウイフチイ ロフドノ十分ニシテーナリ

右竹下清右衛門殿ヨリ承リ記ス、

来月六日栄之尾の御立、一(頭注)「御湯治ヨリ御帰殿ニ而御通達

国分地頭仮屋

殿之筈候、先日

仰渡左ニ書写置、

暮ヨリ 臥遊シ候ニ付御暇ニテ、九ツ前迄写本イタシ臥候事、 父上様御方へ罷出御寝酒御相手、 五ツ前御

冬々筋サヨミ坂、大龍寺馬場、竪馬場筋北郷浪江角

ヨリ北郷作左衛門前通、

吉野橋御愿下北御門御入、

御帰殿筈候条、

此旨御役

重富并吉野庄屋役所御小休等ニテ被遊御通行、 御泊ニテ、翌七日同所ヨリ御乗切ニテ加治木

韃靼

今夜寅之刻時分佐多ヨリ大宿次ニテ大根占・花岡 垂水ヨリ来候異船相見得候届書左之通

人限并詰衆へ可致通達候 桜之間・御中門ヨリ被遊

八月

佐多

0

覚

白帆異国船壱艘

程遠ク罷成、 崎沖五六里程モ相隔、 右者、今七ツ時分硫黄島之方ヨリ相見得、 最早帆影等モ相見得不申段、遠見番 種子島之様差向通船仕、追々 爰許御

名前略ス

0

太守様今日栄之尾御立ニテ明日御帰(¤義)

七日 陰

0 朝掃除等毎之通、 四ツ前出勤、 昨六日申之下刻山川

異船一件、 候得共、昨日者所役々共本船へ乗セ付候由、 ヨリ之御用封今日九ツ前相届、 山川児ケ水仕出之御軍賦役野村彦兵衛殿 未異船ハ相替儀無之 然処鶏

宅、 写本共イタシ候

鶏ハ遣ス筋致返答候段申来候、八ツ後退出、

直二帰

并玉子・家鴨・肴・牛之飼草所望イタシ候由ニテ、

昼ヨリ荒田島津家お広との被来候テおたね同道ニテ

被帰候、おミつどのニモ被来、未幼少之事ニテ夜更 五社参・明神参抔イタサレ、暮帰被来候テ夜八ツ前

遠方被帰候モ難儀ニモ可有之ト存候ニ付留置泊ニテ

前おむら様ニモ申上候テ御光来、同刻御帰ニテ

候、 お広との屋敷内之ヨシ、おなかとのと申ば、と

のニモ被来候

安田助左衛門殿甲冑調文明珍鼎輔賦書

○一御兜 代金八両、御兜・御錣代料両様、 大円山三十二間鉄錆

御錣 日根野形五段下リ、山道吹返、日根野形鉄

御頰 半頰鉄錆下ケ、四段下リ、 錣同断

代金二両壱歩、

御胴 楯ナシ、上イカリ、下スワリ、鳩胸、五枚

胴四所蝶番ヒ、上二段、下一段、アガキ鉄

錆

代金八両弐歩、

御袖 中袖、 七段下リ、仕様錣同様鉄錆、

代金壱両弐歩、

御草摺 前三間、 後四間、 五段下リ、

鉄錆仕様袖同断

代金御胴両様、

御籠手 義経籠手、

代金弐両、

御臑当 三本篠、向篠大キク下折鎖入、鉄錆

代金壱両弐歩、

右御注文書之通二仕御入用、

代金弐拾三両弐歩、

明珍鼎輔

丑五月

朝六ツ起、掃除等毎之通、夫ヨリ少々書見共イタシ、 四ツ暫小雨、終日曇天、暮ヨリ雨風アリ

八日

帆ニテ未申ニ取直シ船影不相見得候由、八ツ後退出、 為有之由仕合ニテ候、北風ニテ辰巳之方ニ差向、出 五ツ半出勤候得ハ、只今山川異船昨巳刻過出帆之届

飯共給、直二写本二打立候 夫戸柱町田家・二王堂伊藤家へ参候テ七ツ時分帰宅、

上様ニモ昨日御帰

殿被為在御座候ニ付、 今朝ヨリ 御座之間

御目見毎之通罷出候、

右ニ山川異一件アリ、(船脱カ) 最早出帆

0 温石が

候由、 留場ニ相成居候由、 右者筑後高良山ヨリ出産之者一番也ト、長ク不冷 立花家御領分柳川也、 仍テ売向ニ出候者ハ近辺ニ有 出産之場ハ主人ヨリ

之候へゲ石抔ニテ候得共、余程宜由候、 者亦格段之由、 問屋抔へ分テ相頼候得ハ随分夫モ 留場内之

相談出来候由之噺今日折田平八殿ヨリ承候、

三位様

之場ハ帽子并直綴メサセラレ候様被蒙 所七郎右衛門殿咄也、 御位階御昇進之砌、 帽子ハ黄檗宗和尚抔之 御隠居後之御事故御束帯 仰候卜税

了 如此者二似候由

御直綴ハ大抵如図者之由、 矢張兼テ之十徳ニ腰ヨ

0

支那国尺

ニ記ス、

承候儘缓

宋尺 縦黍尺ナリ黄帝ノ所制 前ニ西洋尺并又西洋斤数等記ス、

我八寸

唐尺 縦黍尺ナリ帝尭ノ所制 名商尺 我八寸

尺是ナリル主ニ用ル 我六寸四分 我一 尺 本邦中古以来専ラ

名裁衣尺 我一尺〇六分六厘六毛強 我八寸八部八厘八毛強

名造営尺 我一尺

名量地尺

我一尺〇三分七厘強

曲尺 銅尺 鈔尺 漢尺

ニ用ル尺乎 当時順天府 我一尺一寸二分三厘

ノ取リタ リ下ヒダ

有之由、 ル者ニ為

明日ハ内膳殿御差図御用被致承知候段、町田八之進

兼テ出入之人々被来候、内膳殿ニモ夜前腹痛ニテ昼 殿入来候テ被為知候、 依テ暮ヨリ祝儀ニ参候、 段

参候時分ヨリ被臥候、 四ツ過帰、 九ツ前臥候事、

九日 晩風雨烈シ、

四ツ時毎之通 大目付へ御役替被仰付、 朝六ツ前起、 五ツ打直ニ出勤、 御役料高弐百石被仰付候、 無程内膳殿御用承知、

0 御座之間 昨日帰之由ニテ今日ヨリ出勤、滞船中之事共承候、 御軍賦役野村彦兵衛殿・長谷場助七殿被差出置候処、 御目見申上候、 先日山川へ異船来着之節、

船ハ唐人乗合無之、只手様迄之通弁ニテ為有之由候、 何レモ先日ヨリ届等有之候通相替儀モ無之、此節之

鶏ヲ呉トイフ事抔ハ羽タヽキノ真似イタシ、カツカ コウ申候由、 大抵夫抔ニテ通シタルトノ事候、 四ツ

仰付候御書付之写

亡木藤市右衛門

親類江

名跡不被召立旨被仰渡置候得共、 右者依科一世遠島被処置、直子無之候ニ付相果候節、 此節深

思召之訳被為

代々御小姓与被入置候条難有可奉承知、 在、 別段之御取訳ヲ以市右衛門名跡被召建、 屹ト養子承 本之通

立願出候樣被仰付候、

右御格之通可申渡候、

二月

亡伊地知新太夫

親類江

付被仰付置候処致病死、 右者新太夫事、先年依科遠島被処置、 直子無之候ニ付名跡不被召 赦免之上島居

思召之訳被為

立候旨被仰渡置候得共、

此節深

在、 別段之御取訳ヲ以名跡被召建、代々小番被入置、

16

0

半帰宅

秩父家其外家格等已前之通被

思召之訳被為

別段之御取訳ヲ以名跡被召建、代々御小姓与被

進上物之儀ハ此已前御小姓与ニテ罷在候節之

召立候旨被仰渡候得共、此節深

下御咎目被仰付候処相果、

男子無之候ニ付名跡不被

聞召通趣有之、小番家筋ニ候得共、

右者軍六・平太・軍記事、

被

入置、 在、

仰付候

右御格之通可申渡候、

通被仰付候条難有奉承知、

屹ト養子承立願出候様被

進上物之儀、 此以前小番家格之節之通被仰付候条、

屹ト養子承立願出候様被仰付候、

右御格之通可申渡候 二月

登

亡隈元軍六

内被

御取返ニテ曾祖父左京名跡相続被仰付、(気管)

主税儀存生

右者亡祖父先年樺山主税名跡相続被仰付置候得共、(《意)

樺山

相

亡同平太

亡勝部軍記

左候テ、

私領之内ニテモ石塔・位牌相立置拝掃イタ

聞召通趣有之、

御取扱為被仰付者候二付世代相除、

シ候儀一

切不相成旨被仰付置候得共、

別段之御取訳

親類江

ヲ以

御赦被

御小姓与へ被相

仰付、 石塔・位牌相立拝掃イタシ候儀不苦候旨被仰付候 本之通主税名跡相続被仰付、 同人世代書載、

向々江可申渡候、

二月

登

九ツ半時分ヨリ戸柱町田家へ祝ニ参候テ、夜入五ツ 四ツ半臥候事、

登

17

二月

遊度

福留軍四郎、先日京都ヨリ下リ土産物ドモ呉候

和州吉野山葛ニテ製候桜菓子一箱呉候、其

むかし誰かゝる桜の種を植て 箱之内へ二首ノ歌書付有之、

0

よしの山神代のまゝの桜花 吉野を花の山となしけん

いまにつきせぬ峰の白雲

十日

雨

方へ致通達、 奥掛・御勝手方へモ可相達候

公辺へ御届被為済候段御到来候、此旨奉承知候様表

九月

夜入父上様御方ニテ御寝酒御相手申上候テ、五ツ過 藤太殿ニモ同刻入来、無程被帰候、夫ヨリ暮迄写本、 八ツ後松岡喜左衛門殿入来、七ツ時分被帰、安田喜

御暇、夫ヨリ書見共イタシ、四ツ過臥候事、

○一先年何之御用ニテ為有之哉、従 公義

父恒篤様御用人ニテ彼方へ御掛リ、毎日御出会有之、 御目付御当地へ暫之間下リ被居候由、其節拙者曾祖

後々余程懇意ナラセラレ被帰候後モ生概書状之取替

二尋三尋ツ、モ有之、彼書状過分ニ有之候処、父上 シモ有之、其内ニハ詩歌モ入居、余程珍敷書状ニテ

成候テハ残多事ニテ候、 人々分候テ持行タルト御噺ハ承知仕居候、唯今ニ相 様御二才之時分、二才之者ドモ参彼状珍敷トテ惣テ 右ニ付テ世人之咄シニ、一

ニ志ひ二ニそバ三ニ左源太ト、兼テ彼ノ御目付之被

御参府之上者 御相談、 来年

0

和泉様御事、

御会釈向格別重被

通御通達来、書写、

ツ後退出掛戸柱町田家へ参、七ツ時帰宅候得ハ左之 之通、七ツ過ヨリ登殿へ立寄、五ツ半時分出勤、 暁七ツ時ヨリ起写本トモイタシ、六ツ時ヨリ掃除毎

仰出、

猶又御政事向万端被遊

御留守中厚被成御心得、諸事被為行届候様御取計被

彼ノ御目付之歌被読タル事アルヨシ存居候哉ト被申 申候トノ事承居候事ナルニ、先夜森喜右衛門殿ヨリ

候ニ付、不存段申候処、其歌

かけぬハ名越左源太との歌有之由候得ハ、此左源太 一二志ひ二二ハそバきり三二鶴遊との 電電 おもひ

様ニハ余程御出来之御方ニテ為有之筈ト、先日モ噺 シ為有之由被申候、

十一日

雨

朝六ツ起、

掃除等毎之通、右日史共留候テ

候処、蘭学者ニテ英文字ハ能ハ不相分候得共、 彼方ヨリ差出候書付相添届申出候得共、 何モ不相分候ニ付、石河確太郎へ釈イタシ候様相達 横文字ニテ 此位

返釈イタシ差出候趣

ノ者ハ字引ニテ見合候得ハ随分可相分ト之事ニテ持

長崎ニ於テ親和イタセシ

0

軍艦ニテ能キ天景ヲマツ

ト申事之由候、八ツ後退出、直ニ帰宅、八ツ時ヨリ

テ随分都合ハ不悪候、 風邪気ニテ間違両所へ申遣両人被来候、 伊地知才右衛門殿・平田玄裕殿并玄滴来候、 ニテ彼方へハー刻参候テ来候、夜入四ツ過帰候、 お筆ニモ戸柱へ祝儀ニ参候由 師弟之衆ニ 徳熊此 夫

ニ仕廻打立、五ツ半時分出殿、先日ハ不留置候、 父上様御方へ罷出候得ハ最早五ツ時相成候ニ付、

ル八日夕上甑島馬込ト申所へ蒸気船碇ヲ入候段、

其 去 直

ヨリ八ツ時迄写本イタシ臥候事、

0

将基盤寸法

竪壱尺弐寸

横壱尺壱寸

但、 脇弐部、

無之候故不相通、 役々等乗付候テ筆談等イタシ候得トモ、唐人モ乗合 時分出船、亥子方へ走行、船影不相見得届有之侯、 日本語ニテ只長崎ト申事迄通候由、

出候テ、昨七ツ時分出立之由候、然処今日ハ昨四ツ 折田平八殿・御軍役方御家老座書役永田十郎殿被差 夜四ツ時分仕出シ之届昨早朝相達シ、直ニ御軍賦役

十二日 小雨

物有之埃払共イタシ、 朝六ツ起、掃除等毎之通、夫ヨリ少々虫相見得候書 今朝中山甚五兵衛殿一刻入来、五ツ半出勤、八ツ後 五ツ時ヨリ仕廻方イタシ候、

退出、直二帰宅候得者内膳殿一刻入来、東次郎左衛

紛、 門殿同断、 大鐘比迄何ヲスルトモ不知、夫ヨリ写本、 徳熊昨日ヨリ少々不快故、彼是ト雑用取 暮ヨ

IJ

平次殿・伊藤六郎右衛門殿・同万次郎殿入来之由候、 リ木尾氏入来、四ツ時分被帰候、昼又ハ今朝児玉佐 父上様御方へ罷出御寝酒御相手申上候、六ツ半過ヨ

四ツ時ヨリ写本共イタシ、九ツ前臥候事、

和泉様御事、 仰渡 是迄御登

0

麟之間へ被為入候様、 城之節、 桜之間脇二階へ御控相成来候得共、 左候而、 是迄御家老座へ御用 以来麒

来御家老座江御通不被為在候樣

之節ハ御勝手ニ被成御通候様被

仰出置候得共、

以

御直ニ

御沙汰被為 九月 在候、此旨向々へ可致通達候、

(川上久封)

右者先日被 仰出候御会釈向、 格別重被 仰出候

仰渡同時ニ致承知候得共、取後候ニ付爰ニ記ス、

十三日 間々小雨灑、 夜入月漸出、

朝六ツ起、

二書見共イタシ候、五ツ打仕廻方、 掃除等毎之通、夫ヨリ日史共留候テ又外 四ツ前出勤、

ツ後退出、直ニ帰宿、則写本ニ打立候

隠鼠 うころもち 田鼠

鼹鼠

覧される

0

和漢三才図絵抜書

同名異種 和名字古呂毛知、

別二有名隠鼠者、

柚脯俗云ゆべし、

面白キ噺故爰ニカイ留置也

アリ、

是ハ

0 筑前之国ニ知識ノ僧アリ、名ヲ仙崖ト呼、 *マ(雇カ) 画ト讃トヲ憑ム、受ガヒテ書タルヲミル、 二達ス、或時其国ノ家老親ノ賀之祝ニ掛ヘキトテ、 尤、 画ハ白骨 書画

也、

其讃乃句ハ、

讃ヲトイヘハ、アノ百姓ノキラウ鳥ヲト申タルヨシ、(朱書)♡○ ○○○ 今日坂元彦五郎殿噺、百姓ノキラウ鳥丈ガ力アリ、 ハアルマシケレト何ヲ望マルヽトイフ、鶴デモ書テ レト今少シメテタキ事ヲトイヘハ、是程メテタイ事 ツキテ能事ハアルマシトイヘハ、ソハ随分尤之事ナ ノ事ナルヘシト認タリ、ケ様ニ順々ニ死ヌル程家ニ 讃、イカナル事ゾト問へハ、自分ハ是共カ丁度相当 ト書タルヨシ、然レハ右之家老見テ、是ハ存外之画 ぢい死ね親死ね我死ね子死ね孫死ね

給ヒヌレハ、ソコノ住吉也トイヒタレハ夢サメヌト ニ教へタリトイヘル故、御夢ニソナタハ誰ソト問ヒ ヲ御書セナサル、ナリ、自分参リテ能モ似給フヤウ 着タルガイヘルニハ、貴殿ハ当分薩摩ノモノへ御像 符合セリ、拙者ニモ同夜ニヲナシ白髪ノ老翁白衣ヲ シニ是モ御聴ニ入、像ハ尤能出来タルガ奇怪ノ霊夢 翁之教ニ馴ヘハ能モ似寄タルヤウナリ、下絵近衛様 チ消失ヌ、是ハ奇怪ノ霊夢ナリト、 ヅクヲカク書ヌレハ能ク似給ヒヌルゾトイワレテ忽 近衛殿ノ御像ヲ画クニ甚身心ヲ脳スト見ヘタリ、イ ルガ目前ニキタリ、イヘルハ、其方ハ ニ夢ヲ結ブ、其夢忽然トシテ白髪ノ老翁白衣ヲ着タ ヲ額ニアテイシガイツトナク眠リトナリ、 ノ尊覧ニ入レシニ、右之霊夢モ取次セシ人マテ噺セ 則筆ヲトリテ老 忽チ机上

○一近衛様御像ヲ画候様税所龍右衛門へ被仰付候節奇談 リカヽリ、数十篇図取イタセシニ心ニ叶ヒタルナシ、 御像ヲ画キ差上ヘキトノ事ニテ机ニ寄 承ル、 近衛様御屋敷内へ住吉社アルト也、

仰セアリシトナリ、

是モ右同人ノ噺

七ツ過シツクイ搗調ヘタル由承ル故、 家来共へ下知

イカニスヘキヤトヒシノ〜ト込リ入、工夫ニ迫リ筆

御暇イタシ、夫ヨリ又写本トモイタシ、九ツ時臥候を入四ツ前被帰、無程父上様ニモ御臥シ遊シ候ニ付ヨリ被来候、持明様参詣致サレタルヨシ帰掛ニテ候、ヨリ父上様御方へ罷出候、荒田おふきどのモ七ツ過

矩ヲ踰給ヒシト察スヘキ御所行ハ知ラネド、イカサ従ヒ給ヒテモ、矩ヲ踰ザル様ニ成リ給フ、夫マテモ踰矩、孔夫子サヘ七十ニ成給ヒ漸心ノ欲シ給フ所ニ○一右一息臥シ目覚、様々思フニ、七十而従心所欲、不

ラヌト思へハ、則起出テ論語正解ヲ引明納得スヘシノ拙者等ハ能々万事ヲ謹ミテ、我身ヲ三省セネハナ

給フベキ御事モ御覚へノアリタルヤ、然アレハ凡庸

マ御自身ニハ心ノ欲シ給フマ、ニシ給ヘハ、矩ヲ踰

塋之銘書写故爰ニ写置也、

今朝未徳熊不宜候ニ付、久木田玄迪へ申遣、無程来八ツ半、大鐘打立木ヲ打候テ臥セル也、

ト繰返シ、註解ヲ見ル時ニ起出タル時ハ時計ノ刻限

候、父上様ニモ今日者拙者方マテ両度御出有之候、

○ 加賀ハてず薩摩ハかへり娘ハこず

右之落書為有之由、イカサマ加賀様ニモ御参勤無之異人浪人いかに将軍

十四日 間々霽、夕ヨリ風烈シ、

ガ、

今朝拙家代々之墓之後、福昌寺東之方へ有之候君馬帰宅候得ハ伊地知才右衛門殿被参居候、無程被帰候、殿、八ツ後退出掛平佐おつやどのへ一刻立寄、直様朝六ツ起、五ツ過ヨリ花舜軒御墓へ参詣、四ツ前出

前二

〇 君馬坐

公馬死亦当埋此、因立石為之、表題曰、其処也、乃命営其地、為塚壙広輪一丈九尺、後有其処也、乃命営其地、為塚壙広輪一丈九尺、後有福昌寺有埋 先朝公馬処、然無封域、恐其愈久而失

故曰敝帷不棄、為埋馬也、敝蓋不棄、為埋狗也、凡君馬塋而書於其陰、蓋狗馬有功於人、故死則埋之、

若乃雕玉為棺、文梓為槨、則過矣、是為銘辞、馬皆然而况於公馬乎、故曰路馬死埋之、以帷礼也、

寛政癸丑之歳七月某日 山本正誼謹撰

十五日 風烈シ、

成候得共、随分可書調旨受合置候、直ニ右之字書方衛門来、阿久根之者ヨリ頼之由ニテ、唐紙三枚持来衛門来、阿久根之者ヨリ頼之由ニテ、唐紙三枚持来衛門来、阿久根之者ヨリ頼之由ニテ、唐紙三枚持来は、テヨリ写本、五ツ半出

イタシ候得者久々之事別テ不宜込入候、夕市来之大

被来候、八ツ後モー刻被来候、夜四ツ時分各帰ニテ久保一輔来、又夜入来候、五代孫之丞殿ニモ暮ヨリ

十六日 風烈シ、暖気、

無程臥候事

0

相分り、尤、船形乗組中之者見分イタシ候処、先達相分り、尤、船形乗組中之者見分イタシ候処、先達相分り、尤、船形乗組中之者見分イタシ候門、船の強乗行相叶不申、風波ヲ避汐掛の有之下存居候処、八ツ後帰宿、夕方ニ佐多之早打可有之候、役々昨日乗付候処、長崎出帆大坂へ通之届有之候、役々昨日乗付候処、長崎出帆大坂へ通之届有之候、役々昨日乗付候処、長崎出帆大坂へ通之届有之候、役々昨日乗付候処、長崎出帆大坂へ通之后、洋次第二ハ出帆之様子、手様等ニテ漸クイタシ居、洋次第二ハ出帆之様子、手様等ニテ漸クイタシ居、洋次第二ハ出帆之様子、手様等ニテ漸クイタシ居、洋次第二ハ出帆之様子、手様等ニテ漸クイタシ居、洋次第二ハ出帆之様子、手様等ニテ漸ク相分り、尤、船形乗組中之者見分イタシ候処、先達相分り、尤、船形乗組中之者見分イタシ候処、先達相分り、尤、船形乗組中之者見分イタシ候処、先達相分り、尤、船形乗組中之者見分イタシ候処、先達をした。

様御方へ罷出、五ツ過御臥遊シ候ニ付御暇、夫ヨリ調、此節ハ兎哉角有之候、夫ヨリ写本、暮ヨリ父上殿入来、川村助市ニモ来候、八ツ後昨日之字又々書

有之間敷段申出候、七ツ時分隈元直次郎殿・松林院テ佐多ヨリ児ケ水之様汐掛イタシ候英吉利船ニ相違

写本ニテ候、 四ツ過又論語正解一見、 九ツ過臥候事、

父上様七ツ後一度拙者方へ御出之事、 今朝伊藤六郎右衛門殿・同万次郎殿一刻ツ、被来候

十七日 曇、暖気、

晩七ツ過起候得者蚊多候ニ付蚊帳ハリ候テ、拙者ニ

御目見、佐多蒸気船滞船不相替矢張居侯、対州へ参 居候英吉利共先達テ惣テ引取シー左右有之候、八ツ 毎之通掃除、五ツ半出 ハ起出、立木百本計打、夫ヨリ写本、六ツヨリ屋内 殿、 四ツ時毎之通御座之間

税方ニテ素読被為致候、夕被帰、八ツ半加藤権兵衛 殿被来、七ツ半被帰、市来湯治ヨリ昨日帰之由候、 後退出、直二帰宅候得者伊地知才右衛門殿被来、 主

日取会、互ニ詩歌共ニテ慰ミ面白為有之由被申候、

此節ハ山田十助殿ニモ被参居、丁度同時ヨリニテ毎

先刻 通 罷出候、暮前御帰、夫ヨリ 父上様今日ハ前内記様へ御出ニテ候故御迎ニ 父上様御方へ罷出毎之

母上様ニハ暮ヨリ戸柱町田家へ御出、

四ツ時過御帰

夫迄ハ 父上様御臥遊シ候後モ罷出居候、才右衛門

殿二枚屛風ニ張ヘキ字ニテモ画ニテモ持合ハ無之哉

之旨承候二付見合候処、 楽童子之書タル字二枚遣シ

候、句柄面白候故写置

○松柏当庭秀 ○春声来枕上 芝蘭入室香 秀色入簾中

十八日 間々小雨、暖気

五ツ半出 殿、 御座之間 御目見毎之通、 八ツ後

朝六ツ起、掃除等毎之通、朝有馬新右衛門殿被来候、

退出、直二帰宅、 夫ヨリ終日写本、 暮ヨリ 父上様

寝有之候得共、 四ツ前御暇イタシ候、今日ハ 父上

樣両度拙者方迄御出有之候事、

四ツ過臥候事、

御方へ罷出、御寝酒御相手毎之通、五ツ過父上様御

十九日 晴、 少々冷気催

出勤、 朝六ツ起、屋内掃除等毎之通、夫ヨリ写本、五ツ半 娃ヨリ之届有之候、 佐多異船ハ昨早天申之方へ向ケ出帆之由、 九ツ前御暇、平佐へ一刻立寄帰 頴

堂源太夫殿妻御親子ハ御泊リニテ候、郷十郎ニモ四お里様、二階御親子ハ御泊リニテ候、郷十郎ニモ 宅、 後ヨリ来、 荒田御姉様御親子おふさ御出、八ツ前御帰、 鐘時分於艶との実母・於広との津左中殿妻親子トノ 直ニ写本、 暮過帰候、八ツ半過臥候事 七ツ過蛭子社へ参詣、又々写本、 御姉様 大 ッ

父上様今日者三度拙者方へ御出有之候事

十日 快晴、 暮ヨリ肌持余程宜冷気相催

朝六ツ前起写本、

六ツ時ヨリ屋内掃除毎之通、

又々

ツ時分臥候事、

イタシ、玄迪モ来候テ差テ之事ニハ無之由承候、九

写本、七左衛門一刻出候、京都キノマ、ケ

年二ハ珍敷画人ニテ候、伊地知八郎右衛門殿ニモー 泉十五歳筆掛物等木佐貫軍四郎道具之由ニテ為見候、

くわ野屋敷椎之実拾ヒトシテ被参侯由ニテ、荒田! 刻入来、中途迄同道ニテ五ツ半出勤、八ツ後退出 直ニ帰宅候得者、今朝武之橋川上家おあいどの・お

拙者ニハ帰宅、直ニ又写本ニテ候 之おミつとの列合、 姉様・おふさ先達テヨリ泊リ居ラレ候、 おたね亭主前ニテ参ラレ候由 荒田島津家

今日ハ

太守様福昌寺御仏詣アラセラレ候(セッ姜)

得者、 七ツ過比父上様拙者方へ御出、 之御相手、五ツ半時分御臥遊シ候ニ付御暇イタシ候 賑々敷候、暮ヨリ 半時分御隠居之様御帰、 下シタル由申候間、 おたね事、昼ヨリ少々腹痛イタシ候処、 玄迪へ来呉候様申遣、 父上様御方へ罷出毎之通御寝酒 暮前野屋敷ヨリ皆々帰ニテ 御茶共被召上、七ツ 則灸治共 先刻

二十一日

志シハ別テ辱候得共、ドフモ御請ハイタシカタク御 朝六ツ起、掃除等毎之通相済、 シラヌ医師衆目通イタシ度トノ事故、 五ツ時両種持来、 ト安キ事随分可申通、 会イタシ候得ハ、内膳殿へ表医師内意頼ニテ候、イ **誰人ヨリカト申候得ハ名モイマダ** シカシ只今見事之両種給リ御 書物調物共イタシ、 袴トモ着用面

御返り可被成ト申断候、 無程被帰、 又々家来ヲ以請

御内意之儀ハ委細致承知候、必ス為御持

返シ可申、

七ツ過ヨリ明日鉄炮仕廻、暮迄相掛リ候、天気宜候ツ前出勤、八ツ後退出、夫ヨリ矢三次頼之手本書、

候得共、内膳殿へ為祝儀おふさどのも御召列御出ニねどの嫡女被来候、御姉様御事モイマタ御泊リニニ付持合之塩焇干シ共イタシ候、大鐘時分荒田おミニ付持合之塩焇干シ共イタシ候、大鐘時分荒田おミ

テ候故、おミねとのにも戸柱之様被参候

只今仰渡相成候写

0

上書之儀、

何事ニヨラス致言上度面々ハ致封書、御側役へ相付順聖院様御代被仰渡置候得共、尚亦以来御為ヲ存シ

可差出候、右ハ上下之情意通達之

仰出候条、此旨向々へ不洩様早々可致通達候、言上候様、士以上之面々江可相達旨被思召ニテ被仰付候間、麁忽之儀無之、実意ヲ以テ及

(喜人久高) (喜人久高) (事人久高) (別上久對)

九月

(川上久運) **但馬**運

ノ噺、

但、折本ナリ、長谷場助七殿所持、一大日本道中細見記

余程宜敷ノニ

テ候

返報十増バイト十アマリ重ネラレタルト云フ事アリ、ネテ廻フト重ネテ次ノ方へ譲ラレ候得者、其人男ノネテ廻フト重ネテ次ノ方へ譲ラレ候得者、其人男ノネテ候処、一人中々一ツヅ、ニテハ堪兼ラレ、重一雑話アリ、或ル上乗リ衆大坂ニテ敷イヅクニテカ取

方へ罷出、五ツ半父上様御臥シ遊シ候ニ付無程御暇、ツ過御帰ニテ候、拙者ニハ毎之通暮ヨリ 父上様御一御姉様方暮前戸柱ヨリ御帰リニテ、拙宅ヨリ今晩五

二十二日晴

書見等ニテ四ツ過臥候事、

夫ヨリ父上様御方へ毎之通罷出、五ツ時分御臥シ遊安藤氏ニテ候、五十筒ニ五部ヲ六筒射候、暮帰宅、衛門殿出張有之候、此方ハ永田氏・田中氏・成田氏・館ヨリ竹下清右衛門殿・平田杢右衛門殿・田尻清左御軍役方ヨリ之企人数八人ニテ候、人数不足故集成朝六ツ前起、五ツ半時分ヨリ潮音院下鉄炮ニ出候、

時分迄ハ起居候テ、此日史共留候位ニテ臥候事、ツカレタルヤウニ有之、何モイタサス、シカシ四ツシ候ニ付御暇、今日者久々之鉄炮、殊ニ終日ニテ些

一今日モ父上様一度ハ拙者方へ御出有之候由、

ハおたね荒田島津家祭礼ニ参候、吉次郎・徳熊・主イタシ、五ツ半出勤、八ツ後退出、直ニ帰宅、今日

今日帰ニテ候、今朝伊地知才右衛門殿入来、七ツ後税ニモ参候、おミつどのモ先達テヨリ泊リ被居候処、

山口真斎来候、暮ヨリ平左衛門来語居候間、

四ツ前

ナト帰候、土産物ナト給、無程臥候事、父上様今日申上候而御暇イタシ、写本イタシ候、八ツ前おたね父上様御方へ罷出候処、最早御臥遊シ候故、暫御噺

二十四日 晴、

両度拙者方へ御出之事、

大目付衆ヨリ源太夫三男弥九郎、已前ニハ造士館へ朝六ツ起、六ツ半ヨリ二階堂源太夫殿へ参候、昨日・

致出席候処、日比二ハ無精ニ有之候間、学文武芸為

ヨリ御沙汰之段致承知候ニ付、則源太夫殿詰所へ参致出精候様、拙者ヨリ源太夫へ達シ置へク旨、登殿

来等モ可有之ト存候間、右達方ニ今朝参候、四ツ前候得ハ、昨日ハ荒田ハ祭礼ニテ出勤無之、昨日ハ客

一十三日晴、

暁七ツ半起写本、六ツ時ヨリ毎之通掃除、又々写本

出勤

坪、異館取立用トシテ御借シ渡シ、御治定相成候由:戸相替儀無之候、品川御殿山因州様御下屋敷辺八万戸相替儀無之候、品川御殿山と州様御下屋敷辺八万御座之間 御目見等毎之通、今朝定式飛脚到着、江御座之間 御目見等毎之通、今朝定式飛脚到着、江

且又御老中様ヨリ魯西亜へ被遣候御書面文意書取、

帰宅、夫ヨリ写本共イタシ候、暮ヨリ父上様御方へ仕方之段相驚候由之事共申来候、八ツ後退出、直ニ対州一件横浜之ミニストルへ対話相成候処、存外之

祝ヒイタシ候、五ツ半時分御暇ニテ、四ツ過臥候事、罷出毎之通御寝酒御相手、主税誕生日ニテ形之如ク

父上様今日モー度拙者方へ御出之事

二十五日 朝曇後晴、

朝六ツ起、掃除等毎之通、

四ツ時分ヨリ砂揚場へ参

規則ニ泥ミ車之軸半月ニ闕キ有之、其所ヨリ折レ、チル、弐封度ニテ候、先達テ打試シ之節ハ余リ西洋テ也、弐封度ニテ候、先達テ打試シ之節ハ余リ西洋候、今日ハ佐土原ヨリ御頼相成候野戦炮打試有之候

ニテ定薬ニ候処、六十五匁ニテ候、矢行ハ余程宜クネアカリ不用立候、薬モ余リ強故ト申事候、六十目此節右者作替有之候得共、又腕金請候処不宜、些ハ

御寝酒之御相手、五ツ半御臥遊シ候ニ付御暇、四ツヨリ書見共イタシ、暮ヨリ父上様御方へ罷出毎之通川上源十郎殿へ一刻立寄、中途ニテ八ツ聞帰宅、夫筒ニテ候、弐封度ハ五百目ニ少シ不足之由候、帰掛

過臥候事、父上様今日ハー度拙者方へ御出之事、

二十六日晴、

才右衛門殿・児玉佐平次殿・有馬新右衛門殿・永田之間 御目見等毎之通、八ツ後退出、八ツ後伊地知朝六ツ起、屋内掃除等毎之通、五ツ半出勤、 御座

ヨリ腹ニ灸治イタシ、四ツ過臥候事、父上様御方毎之通ニ而、五ツ半時分御暇イタシ、夫

夫殿被来候、拙者間々ニハ写本共イタシ候、

暮ヨリ

十郎殿替ルノ〜被来候、今朝伊藤万次郎・河俣仲太

二十七日雨、

五ツ半出勤、八ツ後退出、写本又ハ書見等イタシ候、朝六ツ起、屋内掃除毎之通、五ツ前辻元新兵衛来候、

余程宜

軽弁ニモ有之、百五十間ヨリ平直ニテ能行、

0

暮ヨリ 父上様御方毎之通、五ツ半御暇、四ツ前灸

治、四ツ過臥候事、

二十八日 快晴、今日ヨリ少々肌持宜冷気アリ、

出候得者内膳殿入来、今朝才右衛門殿ニモ同断、七朝六ツ起、屋内掃除毎之通、五ツ半出勤、八ツ後退

ツ前ヨリ江戸状書ニテ候、

大鐘比ヨリ宮里十兵衛殿

日ハ父上様両度拙者方へ御出、夜入五ツ半時分御隠との御入来、四ツ過比御帰ニテ候、無程臥候事、今被来、夜入五ツ過被帰候、暮ヨリおミち様・おせつ

居之様御帰ニテ候、

イタシ候処、昨日之雨ヨリ少々冷気相催、今日初テ九月九日後モ余程暖気ニ有之、昨日迄単物ノミ着用

綿入着用之事、世間皆人如是、

御勝手方へモ可相達候、公儀被仰渡候段申来候、此旨表方へ致通達、公儀被仰渡候段申来候、此旨表方へ致通達、和宮様御下向、当十月中タルへキ旨、従

九月

筑後(川上久封)

二十九日 晴、夜入雨、

惟新公へ参詣、帰掛伊藤六郎右衛門殿・近藤七郎左(義弘)朝六ツ起、屋内掃除毎之通、五ツ時大乗院

帰宅、平服ニ相成直ニ五ツ半出(殿、八ツ後退出、衛門殿へ一刻ツ、参候、伊藤万次郎殿へ同断、一刻

四ツ時分被帰候、四ツ過臥候事、今日ハ 父上様両八ツ後才右衛門殿、夕方ヨリおのりとの被来、夜入

昨夜之夢珍敷候故留置、何方ニテ敷度拙者方へ御出有之候事、

惟新公示現流之剣術遊シ候ヲ拝見、誠之御上手ニテ

候、 御隠居之御様子ニテ黒御羽織被為召、御中帯山坂御行キ誠之御達者、御跡ヨリ誰カ壱人御供仕居御名人トモ可申上様之御達者只々感心仕候、夫ヨリ

尋申上候ハ、 御前様ニハ

ニテ御脇差迄被為帯候、

御元気様誠ニ感心、

拙者御

爰ニ記ス、申上候へハ其通之事ヨト御沙汰ニテ候、奇妙成夢故申上候へハ其通之事ヨト御沙汰ニテ候、奇妙成夢故惟新様ニ候得者、 御年齢ハ三百計モ被為成候半ト

晦日 快晴

朝六ツ前起、六ツヨリ屋内掃除等毎之通、五ツ過伊

分ヨリ被来居候由、夜八ツ時被帰候、直ニ臥候事、日、一、大学院、今日ハ外廻リ之分漸相済候、荒田川上家取ニ参候、今日ハ外廻リ之分漸相済候、荒田川上家取ニ参候、今日ハ外廻リ之分漸相済候、荒田川上家取ニ参に、今日ハ外廻リ之分漸相済候、荒田川上家取出者衛門殿入来、同道ニテ四ツ過野屋敷へ絵図地知才右衛門殿入来、同道ニテ四ツ過野屋敷へ絵図

へ相抱候テモ何ソ差支無之段承候ニ付可相抱旨申置相成度段承候ニ付、半助殿方へモ引合候得ハ拙者方大迫吉之進、名越半助殿家来ニテ候処、拙者家来ニ読方有之、八ツ過帰、直ニ臥候事、

十月中第二

朔日 朝雨後霽、

朝六ツ起、屋内掃除等毎之通、五ツ過和泉様へ御祝(タメ゙)

儀ニ罷出、夫ヨリ出勤、今日ハ

万次郎殿・才右衛門殿・相良吉十郎殿・税所三省殿八ツ後退出候得ハ美代氏・内膳殿・六郎右衛門トノ・不被遊候、格別深々敷御事ニテハ不被為御座由候、上様少々御風邪気ニテ 御出座不被為在、御礼御請

被来、夕ヨリ内膳殿へ参候、今晩泗川之戦朝鮮軍記

二日晴、

是ハ今日ハ不参候、

候処、今日参候事、吉之進兄ニモ同断之筈候得トモ、

参段承候、母上様モ木香丸共差上置候処、格別之御り父上様御方へ毎之通罷出候、塩田清次郎来候、四り父上様御方へ毎之通罷出候、塩田清次郎来候、四り後退出、大鐘比ヨリ内膳殿被来、暮前被帰、暮ヨッ後退出、大鐘比ヨリ内膳殿被来、暮前被帰、暮ヨッにがい起、屋内掃除等毎之通、五ツ半時分出勤、八朝六ツ起、屋内掃除等毎之通、五ツ半時分出勤、八

と耳、 様申付御暇申上候、父上様今日ハ拙者方へ一度御出 事ニモ不被為在候故、今晩ハ喜悦へ按摩共御取セ、

夫ニテ宜ト之御事故、

女共両人御側居能気ヲ付居候

三日 晴、 今朝ハ些冷気アリ、

御快候得共、未御腹合不宜候ニ付、 朝六ツ起、毎之通掃除、母上様御機嫌夜前ヨリ少々 平田氏へ被参呉

候様申遣候得者、直ニ被来候テ御様被相伺候処、 格

ハ無程御快気トノ事ニ候、拙者ニモ十日計跡ヨリ少々

風邪塩梅ニテ鼻水出、気分ニハ格別障ル程之事ニハ

別之御事ニテハ不被為在候ニ付、御服薬共遊シ候得

深敷事ニテハ無之ト之事ニテ候、奥山藤左衛門殿 無之候得共、余リ世話敷候間見貰薬用トモイタシ候、

才右衛門殿ニモ被来候、又々净光明寺へ参詣、 刻入来候、五ツ半出 殿、八ツ後退出、今朝伊地知 帰掛

方トモイタシ候、昨日ハ桜島之横山仲之助母・妻・

伊藤彦助殿へ見廻候、無程帰宅、書見又ハ書物紙折

父上様御方へ罷出御寝酒御相手毎之通、 子共三人列来候、昨日ハ書落候故爰ニ留置、 五ツ過御暇 暮ヨリ

今日ハ父上様一度拙者方へ御出之事、

0 「安政元寅年ナリ」 ^(朱曹) 拙者大島滞在之砌、守衛方ニテ渡海之人数・名

> 字検方字検村滞在 前外ニモアリ、

伊集院伊膳

与 西小十郎

足軽十人 伊地知筑兵衛

宇検方名柄村滞在

安藤直左衛門 萩原藤一兵衛

田尻善助

中山柳宅

宇検方久志村滞在

松岡十太夫

石神矢之助

西方久慈村滞在

左近允新七

有馬藤右衛門

薬丸半左衛門

大和浜方津名久村滞在

前田源次郎

大田悦之進

岩切清五郎

右ハ、琉球守衛方トシテ滞島被仰付置候人数為交代、

永徳丸乗付

右人数着島之上右之通止宿滞在相成候、

平川助七

汾陽次郎右衛門

永山清右衛門

竹下善之丞 与力

三鷹丸乗付

吉田清十郎

宇都宮清太

西田弥四郎

伊地知喜右衛門

平原三蔵

栄松丸乗付

篠崎甚七

竹内宗助

市来正一郎

松徳丸乗付

足軽十人

右者交代相済、右之船々へ乗付相成候

寅六月十四日

此寅年ハ当年ヨリ八ケ年前之事也

四日

曇、未之刻ヨリ雨降、

留歟、

御暇、九ツ時ヨリ内膳殿其外上方寄集人数ニテ良英

夫ヨリ 父上様一

父上様御方へ罷出御寝酒御相手毎之通、 寺下於射場鉄炮荒不出来ニテ候、暮帰宅、 朝六ツ起、屋内掃除等毎之通、五ツ半出勤、

四ツ後

松岡十太夫殿大島ヨリ書状之内書抜

去ル十二月九日雨、西風ニテ時化立居候処、屋喜内 口へ馬艦風之船相見得、追々乗込、私旅宿久志村下 へ碇ヲ下候ニ付、所之者共罷越、唐船之由承、早速

税所三省

山東へ為商買差越、大豆油并豚・落地生等積入帰帆(ネセク) 島役共乗付候処、江南省蘇州府之者共拾壱人乗ニテ

之折、難風ニ逢漂来之由ニテ、本船ハ小馬艦ヨリ少

シ大振ニ有之、諸所痛損モ有之候得共、随分取繕候

ハ、乗返リモ相調向ニ承居候処、西風強浪高ニ相成

碇ヲ摺切、暗礁ニ底ヲ為痛水船ニ相成、無拠唐人共

ハ久志村神木屋へ相卸云々、

右之漂着モ左源太拙者島滞在中ニテ、折柄松岡氏 へ見廻候処、下へ唐人参居候間、髪ニハ手拭ヲ冠

リ逢候事モ有之故爰ニ留置、色々其節之噺モ有之

シカシ御勘気中之事故、唐人へ面会ハ憚リテ不書 候得共略ス、拙者大島之日記委敷為記置ト覚居候、

度拙者方御出有之候、四ツ半臥候事、

飾、

御庭同前之場所柄モ不憚ト之事被仰出候由、

(六頁文書に同じ、本文略)

朝木尾氏入来、八ツ後伊地知才右衛門殿被来候、朝六ツ起、五ツ半出勤、八ツ後退出、直ニ帰宅、今

五日

雨天、

間々日天暉

無拠用事ニ付見廻候儀且又使ヲモ遺候儀ハ不苦候、へ罷通間敷候、乍然磯江被召置候者之身近キ親類、へ罷通間敷候、乍然磯江被召置候者之身近キ親類、隅不相勤者ハ此節為被召移事候条、御用之外猥ニ磯磯中ハ御庭同前之事出 付被仰渡之写

0

「享保九年辰」四月 蔵人 総書) (伊集院久矩) 参詣ハ不苦、右ニ付テ鳥越・花倉・田之浦かくハん 参詣ハ不苦、右ニ付テ鳥越・花倉・田之浦かくハん を計りている。 (伊集院久矩)

御側方

右之後、天保八九年・嘉永比ニモ座頭ヨケ落シ候

済候、七ツ過ヨリ辻元新兵衛来、夜入四ツ時帰候、秀吉公之御像鼻紙ニ図取置候、正図写方ニテ夕方相の開帰宅、夫ヨリ都之城之家中於伏見御城普請之節、明ヨリ馬上ニテ大門口当分聞前二番組人数大砲打方時ヨリ馬上ニテ大門口当分聞前二番組人数大砲打方

過御臥遊候ニ付御暇、四ツ過臥候事、召仕置候者・木原勇右衛門来候テ酒共出シ夕方帰候、才右衛門殿ニモ主税素読相済被来、同シク寄合候、才右衛門殿ニモ主税素読相済被来、同シク寄合候、



六日 曇、

御出有之候、四ツ過日史共留候テ臥候事、今朝モ木尾氏被来候、 父上様今日ハ拙者方へ両度

七日 晴

候、乍然何共得失ハ難究候、七ツ過帰宅ナリ、

八日 晴、今朝少々霜降敷、冷気アリ、八日 晴、今朝少々霜降敷、冷気アリ、、一般子童過起、昨日之日史トモ留、夫ヨリ書見、六ツ暁大鐘過起、昨日之日史トモ留、夫ヨリ書見、六ツ暁大鐘過起、昨日之日史トモ留、夫ヨリ書見、六ツ暁大鐘過起、昨日之日史トモ留、夫ヨリ書見、六ツ暁大鐘過起、昨日之日史トモ留、夫ヨリ書見、六ツ暁大鐘過起、昨日之日史トモ留、夫ヨリ書見、六ツ暁大鐘過起、昨日之日史トモ留、夫ヨリ書見、六ツ暁大鐘過起、昨日之日史トモ留、夫ヨリ書見、六ツ暁大鐘過起、昨日之日史トモ留、夫ヨリ書見、六ツ暁大鐘過起、昨日之旨史トモ留、夫ヨリ書見、六ツ時分ヨリ集成館へ参院、

				•			風東原		
(F	rtj	()	()	五百十	5)	(-	ナ 十二	=)	
同	同	壱貫匁	同	同	一貫二百匁	百三十三匁	百二十九匁	百二十三匁	装学
同	同	四百匁	同	同	四百五十匁	同	同	百八十匁	炸業
	同	一寸七部	同	一寸七部	一寸五部	同	同	三寸弐部	信管
	五度半	六度半	六度	五度半	六度	同	同	三十度	照度
		·		六	六		<u>+</u>	† =	時秒
的右着発	的上着発	的右中発	的前中発	的前打込	的上中発	的左中発	右同	的左打込不発	弾着

ツ過候事、

明朝ハ些早出ニテ早出モイタスヘク、殊ニ些風邪気

御出ニテ候、四ツ過迄御待申上候得トモ御帰無之、

父上様ニハ御引入、

母上様ニハ前屋敷へ風呂入ニ

モ有之候ニ付、御帰之上ハ宜ク可申上ト申付置、四

同.) (斤四二) 十 ((同) 磯ヨリ帰宅候得ハオ右衛門殿主税方式日ニテ被来居 同 同 同 同 同 同 壱貫六拾八匁 二度 二度 的右四跳 的右差着近シ 的上超越 的右差着六跳 的右差着 的中二跳 的右差着七跳 的上超越六跳 的中一跳 (罫線朱書)

暮ヨリ毎之通父上様御方御寝酒御相手ニ罷出候、五

暮相済候、八ツ前十阿炮作へ鉄炮角盤作ニ遣置候、

ツ後退出、

帰宅、

直ニ万年青植替、

其外草物類植替、

様御出ニテ、九ツ前御帰、無程臥候事、帰、暮ヨリ父上様御方へ罷出候、五ツ過ヨリ前お村候、有馬新右衛門殿ニモー刻被来候、各大鐘時分被

一昨日ハ山田宗右衛門殿御側役格御納戸奉行勤ヨリ御一今日ハ父上様拙者方へ両度御出之事、

船奉行ニテ道奉行勤御役替ニテ候、堀仲左衛門殿ハー

助教ヨリ御小納戸へ御役替ニテ候、

晩大鐘比ヨリ起書見、六ツ時ヨリ戸十郎・矢三次起九日 未之刻過暫小雨、

シ候テ軍役道具并旅道具等取調候、

四ツ前出勤、八

嘉永寅年

者方へ両度御出之事、

母上様へ罷出、九ツ時分臥候事、今日ハ

(火) と (火) と

ツ前御臥遊シ候ニ付御暇、

写物等イタシ候、

〇 白塩焇年中出来高

壱万千七百四拾四斤

図師代助

一壱万千六百九拾弐斤

壱万千三百六拾五斤

高橋七郎

福留源次郎

一 御立馬等之基

方拾五疋、 方御立馬之儀、

以前ハ五拾疋被召立置候得共、

当

御小荷駄六拾四疋

右、以前ヨリ百疋ツゝ召立置候得共、当分右疋数後小布鵰プ州巨刃

近在へ都テ御預ケ相成居候、

鞍百口分

内、六拾口 皆具揃

四拾口 損物

御軍役方為御用前々ヨリ被召分置、兼而御馬

右、

遠乗其外吉野御馬追等之節、右之鞍道具相用事、

尤、 損物追々取繕有之賦

なた弐拾挺 鎌四拾五匁

三ツ椀百人前

斧拾五挺

丸盆百人前

右、御厩御蔵内へ御格護相成居候、

嘉永寅六月

右之通ニ候、

十日 晴

か、対対が対し、六ツ時ヨリ毎之通屋内掃除、夫ヨリ体朝六ツ前起、六ツ時ヨリ毎之通屋内掃除、夫ヨリ体(定) 植トモ少々イタシ、永田氏へ遣シ候、 草物四色苞こ

細工人取寄、半首ニ成候様牛之皮切ラセ候テ白灰ニ 作ラセ候、五ツ半出勤、八ツ後退出、 帰宅之上ハ皮

> 内膳殿へモ今朝飛龍ト申候万年青遣候、夫ヨリ種 漬置候、夫ヨリ田中治右衛門殿へ遺候万年青植付候、

草物ドモ植替候、夕方ヨリ荒田御姉様御出、おひさ

とのニモ被来候、今夜御泊ニテ候、父上様今日ハ三

先日山川締方ヨリ申出之趣有之、両人名前ニテ候処、 度拙者方へ御出ニテ候、四ツ半時分臥候事、

壱人ハ三原彦之丞、壱人ハ三原彦之進ト申人ニテ候、

テハ有之間敷哉ト相糺候得共、書損ニモ無之別人ニ 珍敷名前之衆同所へ被揃候ニ付、奇妙ニ存書損共ニ

テ、右之衆同所へ被相詰候由、似寄候名サへ珍敷ニ、

同所へ同勤ニテ被参候儀奇々妙々也、

十一日 疊、

暁大鐘過起、五ツ過伊藤彦助殿・登殿へ一刻ツヽ立 (島津久包)

寄、 直ニ出勤、八ツ後退出之事、

0

御通達之写

御城代

島津左衛門殿

仰付候、

右之通、一篇之勤被

仰付、 御役料高是迄之通被下置候旨

御名代島津安芸殿ニテ被

仰付候

右同人

御座之間御礼被仰付、五節句・月次御一門方御礼相

頭・八朔ハ家格之通可相心得候、 且

島津図書引続畳目是迄之通ニ而御礼被仰付、

済

右

以来

御留守年ハ

御座之間御礼準シ、於鶴之間島津図書引続謁御家老

城之節、 御祝儀御礼等可申上候、左候而、 水仙之間下之休息所へ罷在候様被 登

右之通、今日被仰付候条、

此旨表方へ致通達、奥掛

御勝手方へモ可相達候

十月十一日

御船奉行ニテ御家老座書役勤

蓑田伝兵衛殿

物奉行ニテ御薬園奉行勤

長崎御付人ニテ御家老書役勤

市来正之丞殿

今日寺社方取次

右之通、今日御役替被仰付候、

八ツ退出ヨリ帰宅、 シ候、今朝植村仲蔵殿・田中治右衛門殿入来、八ツ 軍役道具・旅道具取揃ドモイタ

後町田喜次郎殿入来候、夕ヨリ薬丸猪之助殿被来候、

夜入四ツ半時分被帰、九ツ時分臥候、父上様今日ハ 一度拙者方へ御出有之候、御姉様御親子矢張御泊ニ

十二日 曇

テ候、

晩六ツ前起、

今日有川七之助殿御家老座書役ヨリ御作事下目付被

仰付候

喜入家之先祖奥元平ト波平安氏(勘之丞後安行)へ 郡奉行田畑平左衛門殿今日御用之所旅行、

平ガ刀ヲ被様候処、元平ハ真面目ニ相守居候由、 ル所様方モ無難相済、安氏ガ作タル刀ヲ様シ候得ハ ヲ呼候テ出来候刀ヲ別而ノ強様シ被致候由、初メ元 刀被頼候節、両人召呼段々馳走共イタシ、二才トモ

余程立腹ニテ、ケ様之儀ハ御大人之不被成者也ト即 打向酒ヲ給居候由、是モ無難ニ相済タルト也、元平 安氏ハ気一張ニ打ヤリノ〜折レハシ申サント申後、

座ニモ申、翌日モ又其事ヲ六ケ敷何様之御心得ニテ 被成侯哉、打折侯テ我々共へ恥ヲ御アタヘナサル

ノ被成方ト存候由、改リ候而申タルヨシ候、大島ニ

者故刀モ能出来候ト為被申由 テ奥十郎殿咄之由、折田平八殿被噺候、ケ様之大胆

儀二参候、夫川上源次郎殿へモ参候、前夜二女出生 (゚ロ゚リ腸カ) 朝五ツ前ヨリ荒田喜入家へ昨日段々掛被仰付候御祝

砲小屋成就見分ニ参候、惣頭取新納家、御軍賦役ハ 之段、今早朝申来候ニ付参候、夫ヨリ新濤台場へ大

> 場へモ参候、是小屋ノ〜相痛居候ニ付、新濤同様雨 覆小屋出来相成候賦ニテ見分、下目付ニモ被参、 作事奉行谷山次郎右衛門殿被参候、夫ヨリ弁天濤台 御

屋シキへ福留七兵衛・同平左衛門・岸良喜右衛門列 大工頭其外大工抔参居候、九ツ時分帰宅、夫ヨリ野

形出来相成候、帰掛暮六ツ過伊藤六郎右衛門殿へモ 参候而、御軍役供人数携用之水筒作ニテ都合拾六荒

敷へハ主税ニモ参候、 殿・伊藤六郎右衛門殿・同万治郎殿被来候由、 掛橋善十郎殿・岩山何某同道 野屋

一刻参候、帰宅、四ツ過臥候事、今朝田中治右衛門

ニテ来候事

○一昨日喜入家承知之掛左之通、

琉球産物方掛

御流儀砲術方掛

琉球掛

御軍役方掛

鋳製方掛 御製薬方掛

犬追物掛 御改革方御内用掛

演武館掛

御勝手方掛

折田氏、御軍役方御家老座書役田中治右衛門殿・御

箱館地之儀、至極盛之様子ニハ候得共、交易ハ更ニ

候由、尤、家作ハ各本国ヨリ取建候哉ニ御座候

条約之国々領事官ノ住地ニ貸シ与ヘラル、儀治定仕 品川御殿山辺畠地并因州様御下屋敷共、都合八万坪

無之、魯西亜旅館ハ箱館山半腹ニ美麗ニ出来、

平生

フレカツド船一艘・蒸気船壱艘ツナキ置外、国々之

造士館掛

天祐丸掛

佐土原掛

十三日

暁大鐘過起、昨日七左衛門ヨリ差出候昨年秋ヨリ当 秋迄諸帳面一見イタシ候、六ツ打直ニ毎之通屋内掃

前退出、直ニ帰宅候得ハ美代藤兵衛殿被来候、 除、今朝六郎右衛門殿一刻入来、 比志島静馬殿ヨリ拙者御役料之名寄帳被相渡候、 四ツ前出勤、 今日 七ツ

館ヨリ罷帰候者噺ニテ御座候由

右之通承得巷説、区々之内正説ニ相聞得申候間

業ヲ致筈ハ更ニ無御座候由申出候段、

両三日以前箱

成事ハ為仕不申、全体本国之者共右様乱賊同様之所

御心得ニ申上越候、以上、

九月五日

助左衛門

拙者名当

リ魯西亜執政へ書翰之大意左之通 八月廿二日急翻釈対州一件ニ付、 御老中様方ヨ

0

書状弐通暎吉利・亜墨利加

0

先月安田氏ヨリ来候江戸状之内写

頼被遣候積之由ニ御座候

共、修造ニ用ユヘキ材木其他飲食ノ諸物相送候処、 先達テ貴国之軍船対州へ碇泊シ、 テ長々滞船致シ、殊ニ対州ハ諸物払底之地ニハ候得 船々修造ヲ名トシ

所業更ニ其意ヲ得ス、 尚又陸地ニ家ヲ建テ恣ニ山路ヲ開キ田園ヲ踏荒シ候 原来条約ヲ結ヒ候国々ハ何レ

蝦夷地境界之事ニサヘ貴国ヨリ態々使節モ有之候付 **モ諸事談判之上ナラスシテ不法之行ハ無之筈、既ニ**

非常ヲ懸念之体被察、先達テ対州魯西亜之風聞コン シユル承リ、甚心配イタシ、当地ニ於テハ決テ其様

テハ、対州之船ハ全ク政府之命ヲ受来レルモノトハ

不被察、只船将之私意ニテ可有之存候、弥於其儀

条約ニモ触候間、早々被呼戻右無余儀筋柄等使節ヲ 召返シ相当之咎有之度、若又政府ヨリ申付ニ候ハ

以被申越度存候事

折田平八殿土地ニモ不馴シテハ不済者ト被申候ニ付、

織致着用候処、気色相替甚被叱候ニ付、羽織二枚着 何様之事ニ候哉ト申候得ハ、江戸ニテ先年伊木七郎 用夫程御叱リハ何様之御事候哉ト被申候得者、江戸 右衛門殿へ取合候処、右之家来丸羽織之上ニ鞭差羽

十四日 暁雨、夜明ヨリ快晴、今日ヨリ冷気アリ

ニテ羽織二枚致着用候事公義御法度之由被申候由

暁大鐘過起書見、六ツヨリ掃除等毎之通、 ヨリ花舜軒御墓へ参詣、 四ツ前出勤、 御座之間 朝五ツ時 御

目見等毎之通

0 上様 御首途 御発駕・ 御宿割等左之通今日被

仰出候、

正月廿五日

御首途

二月四日

御発駕

御宿割

九州路日数拾四日

大坂御滞中五日

牧坂二日 中国路日数廿日

伊勢路東海道日数拾八日

今日八ツ前御目付大島清太夫殿拙者詰所へ被来、但(川

馬殿ヨリ明五ツ時御用御取次ハ島津壬生殿ニテ致承上気寒)

兵衛殿・伊地知才右衛門殿・伊勢平右衛門殿被来、 来、追々伊藤六郎右衛門殿・伊藤万次郎殿・美代藤 知候、七ツ前退出、直ニ帰宅候得ハ児玉佐平次殿被

九ツ時被帰候、

外ニ明日御用人数

仕廻次第出立 御参勤御供ヨリ

大目付ニテ寺社奉行勤 大目付ヨリ

御用人 御側御用人ニ而御趣法方掛ヨリ

福崎助八殿

御用人ヨリ

御鉄炮奉行

三原藤五郎殿

御側御用ニテ御趣法方掛御軍役奉行兼務御用人ヨリ

岩下佐次右衛門殿

御参勤御供

御用人ヨリ

○一松前之御隠居祐翁様ハ別テ之馬数寄、 (松前道広) 為有之人之由、兼テ軍馬ニ本キ飼方モ被致候由、 余程功者ニモ 馬

場ハ中ヲ一筋石段ニイタシ間々夫ヲ乗リ、馬之裾場

屋屋根ナシニテ雨ニ湿レ居候様イタシ、投草ニテ馬

ニハ池ヲ作リ夫ニ被引入候ト也

十五日 快晴

致承知居候ニ付、 晩大鐘前ヨリ起、 六ツ半時出 日史トモ留候、 殿、 今日ハ御差図御用 五ツ過御用致承

> 十六日 快晴

二留置也、

客人等有之候事、外ニモ段々御役等有之、昨日之場

候、八ツ後ヨリ御三役方御礼廻、七ツ過帰宅、

段

知当番頭へ御役替被仰付、

御役料高是迄之通被下置

暁大鐘ヨリ起、五ツ過ヨリ出 殿、 当番夕詰詰続ニ

テ初泊リイタシ候、弁当共先例之通差出、 物頭鎌田

両人来、書役井上弥兵衛殿・久保勇右衛門殿被来候 愛太夫殿・御目付同名十五殿父子被来、外ニ表坊主

四ツ半時分臥候事、

十七日 快晴、

田ヨリ園ム田方紙屋谷渋谷家へ参、(草牟田カ) 城ケ谷礼廻ニテ、七ツ過帰宅候事、 今日ハ明番ニテ四ツ過御暇、 帰宅、 勢ヒ坂ヨリ冷水 九ツ時分ヨリ西

昨日之御役替

0

御勘定小頭 御薬園奉行ヨリ

伊
地
知
仨
兵
749

0

御勘定方小頭 御近習番ヨリ

伊集院良助

御勘定方小頭 御小姓ヨリ

右松十郎太

御勘定方小頭ニテ御番勤 御勘定小頭ヨリ

福永直之進

御勘定方小頭ニテ御番勤

御勘定方小頭 道奉行ヨリ

山口喜三左衛門

四本彦兵衛

道奉行 御作事奉行ニテ御裁許掛ヨリ

市来清十郎

十八日 快晴、

今日者初当番ニテ五ツ過ヨリ出勤、夕詰島津仁十郎

殿へ代合、七ツ時退出、夫ヨリ上方礼廻、暮六ツ過

御作事奉行

御使番ヨリ

帰宅、今日之御役替、

唐船改ニテ御家老座書役奥掛

郡奉行ヨリ

御細工奉行

御供目付ヨリ

寺社方取次 御小姓ヨリ

伊集院勇蔵

十九日 快晴、

朝六ツ起、六ツ半時分上方礼廻、 四ツ過帰宅、今日

相詰泊、堀四郎左衛門殿へ代合、暮前帰宅、 ハ初夕詰ニテ八ツ過ヨリ出 殿、 当番仁礼家へ代合、

今日之御役替

助教 訓読師ヨリ

0

御薬園奉行 助教ヨリ

今藤新左衛門

左近允新七

伊地知龍右衛門

助教

訓読師ヨリ

追水善左衛門

田畑平左衛門

(著) 御供目付 定御供ヨリ (著) (本) (a) (a) (b) (b) (b) (b) (b) (b) (b) (b) (b) (b)
•

三代そふをんの百姓なれハ 二度ハならん(頭注)「四ノ字ナシ、善セシモノ敷」 五んごどふたん

一度ハゆるせ

正三位有功画も□□

一えたのさとの桜に

しられけり

かたやまさとの



右、昨日石心院ニテ見ル小横物・掛物覚へシマ、

爰ニ記ス

二十一日 快晴

朝六ツ起、四ツ前出勤、八ツ前退出、帰宅、直ニ写

迄御隠居ニテ写本、 父上様今日者拙者方へ両度御本、七ツ後内膳殿・安田喜藤太殿被来候、被帰又暮

夫ヨリ用簞笥取調ニテ九ツ時臥候事、

暮ヨリ毎之通御寝酒之御相手、四ツ時分御暇

今晩暮相良市之進殿被来、四ツ過被帰、家来之喜悦夫三リ用箪笥耶訓ニテカツ県臥修事

召置候処、明日移ル之段申出候間、暮過ヨリ夫婦召上町火事後焼出サレ候テ居所無之候ニ付駕籠部屋へ

呼候、

実澄卿詠

水鳥にあらぬ鶉もまのゝえや

尾花の浪の下くゝるなり

二十二日晴、

暁大鐘起、四ツ前ヨリ造士館詰、八ツ後荒田方礼廻、

川上家・登殿抔ヘモ一刻ツヽ、夕方帰宅、暮前ヨリ

父上様御方へ罷出御寝酒御相手、四ツ時分御暇、

直

ニ臥候事、

ツ後伍中会有之、一造士館今日四ツ後講釈ハ久保田新次郎殿ニテ候、

九

二十三日 晴

門殿へ先達テヨリ礼ニ参候、未臥居ラレ候、夫ヨリ暁七ツ過起書見、朝六ツ打直ニ出宅、伊地知才右衛

で華で出席でを介えるような、代子家で月目から安田喜藤太殿へモー刻参候、夫ヨリ出 殿、未

四ツ過御暇、直ニ帰宅、今日者野屋敷イモ取之企ニ天輝不出候テ夜前之泊大野家へ代合候テ朝相勤候、

地知氏同道ニテ跡ヨリ参候、屋敷内処々廻リ後囲碁テ、 御両親様ニモ先刻ヨリ御出有之、拙者ニハ伊

様御出ニテ九ツ時御帰、無程臥候事、尤、暮ヨリ毎トモニテ慰ミ候、夕方帰宅、夜入五ツ時分前おむら

之通 父上様御方也、

0

関勇助殿四五輩之取会ニテ歌会之節、

ニテ皆歌可、読トノ事ニテ勇助殿、

竿さす舟の道ハありけり 難波江のよしとあしとの中にしも

其席ニ居テ同シク頭ヲ低タリト噺サレシ、此人ハ世ト被読ケレハ衆皆筆ヲ置テ感賞セリト、伊地知氏モ

ニ名ダ、ル才士也

御供目付

有馬新七

訓読師

無役ヨリ

右、作日歌一作日

椎原与三次

右、昨日歟一昨日歟、

御納戸奉行御小納戸ヨリ 御小納戸御徒目付ヨリ敷

伊集院周八

Н

大久保正助

二十四日晴、

リ出勤ニテ宜候得共、摂津殿ヨリ昨日承知之趣有之朝六ツ起、掃除等毎之通、今日ハ当番ニテ八ツ前ヨ

候由ニテ出勤イタスベキ旨月番ヨリ問合来候間、

四

ツ時ヨリ出勤イタシ候処、

御筆仰出左之通

口達之覚

0

義論卜申候題

得共、兎角国家憂患之情意薄候故歟、趣意不相貫甚先御代ヨリ当時ニ至リ存慮之程追々書取ヲ以申達候

後猶更篤ト勘考致候処、実ニ国家之安危相迫り候得憂鬱至極之事ニ候、既ニ先日モ趣意相達候得共、其

此節者是非趣意貫通為致度事ニ候、就テハ夫々

意相立候様無之候而者一同振起之期有之間敷存候、役職申付候得者諸事心肝ヲ砕キ、銘々職掌々々之趣

之事ト被察候得共、時勢之変態ニ随而変革之処置カヨリ封書差出候向相少候、左候得者当事ニ而申分無代、言語モ相開ケ蔽塞キ無之筈ナガラ、未役人以上ポ、

ト存候、依而諸役場呼出丁寧反覆趣意相諭、一同精々

右者、各中迄申達候間、篤ト重大之任ヲ相考、下々

思慮ニ渡リ、三日中向々ヨリ可否為申出候様可致候、

迄趣意貫通候儀第一之事ト存候

十月

○当時天下切迫危急世態

太守様・

和泉様深被為苦(気光)

尊慮御別紙之通被

仰出、且摂津

御前江被

召出、段々奉承知趣茂有之候、就而者追々天下之情

実案内モ可有之、如何シテ可奉安

尊慮哉、実ニ我々之罪ト同席一同憂屈之次第ニ侯

然者此涯風俗一洗、下々迄

御趣意相貫、事変ヲ今日ト相考、実用之御用途相立

候基本顕然ト無之候テ者不相済、

別テ恐入奉存候

且又御役職被相糺候

御趣意何共難有次第ニ候得者速ニ心胆ヲ被相砕可否

被申出度、乍此上遅延相成

御趣意不通候而ハ我々之重罪・各方之罪此時ニ候条、

時勢相応之存慮申出有之度候

篤ト被致勘考、

十月

(喜人久高)

(川上久運)

(島津久包)

当番ニテ七ツ時内匠殿へ代合、御暇イタシ直ニ帰宅

也

二十五日 晴

暁大鐘起書見、今日ハ夕詰ニテ八ツ半出勤、主計殿 へ代合相勤、泊番平馬殿暮前代合、御暇、直ニ帰宅、

二十六日 晴、

五ツ過出 暁六ツ前起、今日ハニ之丸へ当番頭詰衆御呼出ニテ 殿、 九ツ過

0

此節仰出左之通

音信贈答之儀付而者追々分而被仰出、

0 太守様・ (忠養)

和泉様御出座ニテ講義素読之(タメタ)

御聴聞之段被

仰出、

小学・五経・左伝・大学衍義

相下リ候間、 拙者ニハ大学衍義ヲ読候、跡ニテ武術

モ 御覧被仰出

剣術ハ島津兵十郎殿出シニテ一本打イタシ候、 鎗術

仁礼小平太殿出シニテイタシ候、拙者ニハ小平太殿

島津良馬殿へ出シイタシ候、七ツ過帰掛島津登殿

御寝酒御相手相勤候、五ツ前御暇、九ツ半時分迄上

刻立寄帰宅、暮前ヨリ

父上様御方へ毎之通罷出、

書之下書イタシ候事

帯刀ヲ以 (清廉) 今日之御呼出シ余程上都合ニテ候、 相済御側役小松

皆一統出精卜相見得、 先度御呼出シ之節ヨリ余程宜、

柿卜角饅頭被成下候、詰衆方同断

猶不取捨弥出精イタシ候様

御沙汰ニテ候、且御台

二十七日

晴

達テモ

物等一切受用不致、

万事公平ニ可致沙汰ト之趣者先

付内意事等申込候迚贈品イタシ候テハ則賄賂之筋相 御書取ヲ以被 仰出、 其段ハ一統奉承知通ニ候、

右

得共、第一差贈候者之心底不宜所ヨリ右次第ニモ相 当、右等之音物受用イタシ候儀不可然ハ勿論之事候

後賄賂之音物等差贈候者ハ屹ト可及迷惑候、 及、別而如何之至候、依之見聞ヲモ掛置候ニ付、 向

不洩様可致通達候、

十月

筑後

摂津

但馬

登

朝六ツ起、

掃除等毎之通、

四ツ前出勤、

八ツ前退出

之事、

二十八日 晴

就中賄賂之音

47

朝六ツ起、掃除等毎之通、 四ツ前ヨリ造士館詰、八

ツ時退出、直ニ登殿首途祝ニ参候、富之介との袴着(鳥津久包)

祝モ今日有之候、夜五ツ過帰宅也、 四ツ過臥候事、

御家老衆前迄御役人以上職掌々々之存慮封書差出候 事向之事共存慮有之者ハ上書御側役方迄封書ニテ差 様致承知候ニ付、当番頭詰衆中今日差出候事、 御政

伊藤六郎右衛門殿被来候由、 上候様ニト之事也、

晴

朝六ツ起、掃除等毎之通、四ツ前折田平八殿入来、

同道ニテ出 殿、八ツ後退出、直ニ帰宅、

史留共イタシ候、 職掌書出、登殿首途祝、御呼出シ

等二取紛レ留方不埒イタシ居候、夕ヨリ於筆来、暮 ヨリー刻才右衛門殿被来候、父上様拙者方へ今日ハ

両度御出也,

二十九日

0

夫ヨリ日

右者近年胸痛有之、退役之願申出願之通被成御免候、 島津伯耆殿

左候テ、 以来奥へ罷通奉伺御機嫌候様被

仰付候

御時服

右同人

右者依願退役被仰付候処、 多年首尾能相勤候ニ付、

日史第三

文久元年辛酉十一月

晴 晩雨.

朔日

殿、 朝六ツ前起、六ツ半出

八ツ半退出掛登殿へ参、夫ヨリ入来院家へ参、帰宅、 御書院 御目見罷出候、今日ヨリ月番ニテ相勤、

大鐘前登殿へ為御暇乞御入来候、夫ヨリ前内記様へ

参候、昼時分ヨリ父上様御越被成候ニ付為御迎参、 無程帰り候、 夫ヨリ此節承知之上書取調ニテ、九ツ

過臥候事、

48

名越時敏

三日

晴

右之通拝領被

仰付候

右之通表方へ致通達、 奥掛・御勝手方へモ可相達

候

十一月

(川上太運)

晴

朝六ツ起、五ツ半出勤、 刻参候而直二帰宅、 八ツ後退出、 伊地知才右衛門殿ニモ主税 帰掛平佐屋敷

へ素読ニ被来候、

先日ヨリ毎日玄迫へ相頼見候得共快気イタサス候ニ 今日ヨリ玄裕殿へ相頼候、玄追ハ弟子之事故矢

張今日モ来候

二日

徳熊病気ニ付平田玄裕殿被来候

0

太守様今日御出ニ付、

御用人座ヨリ当番頭方へ

主税ニハ学文為執行造士館之寮入候

御番頭之内壱人

御当リ之写

御供番之小番四人

着服麻袴

付七ツ過比玄迫ニ来呉候様申遣候テ則来候、薬之分 ス、ラセ候得共、不呑込吐出シ候間、 些変ラ敷候ニ テ苦敷体ニ見受候間起出候、

乳モ不吸、

粥之上清ヲ

晩七ツ前ヨリ起、

八ツ時分ヨリ徳熊安眠不出来、

別

但、

着服熨斗目

麻袴、

玄迫大鐘過帰候、 ハ少々ツ、給候、 夫ヨリ拙者ニハ夜起ニテ、今日ハ 熱気有之故カワキ付候テ薬ハ給候、

太守様御出之筈候ニ付、(頭注)「流鏑馬太守様御出」

御出後徳熊病気ニ付御暇、 月番故五ツ時出 終日看病ニテ日暮候、今 殿候得共、

町田六郎左衛門殿・同直五郎殿・丸田氏へ書状遺候、 日江戸飛脚出立ニ付、 式部殿・杢之介殿・安田氏

伺候、 テ候ト玄裕殿被申候、玄迫ニモ両度来候、 永田氏へ相頼候也、今日ハ平田氏三度被来徳熊脈被 漸々快方、昼過ヨリ安眠勝ニ候、 先小熱症ニ 今日ヨリ

御供番之御先供拾三人 但、

但書同断

右者、 明後三日 御初入部後初而稲荷神事ニ付、 四

ツ時早目御供揃五本御道具ニテ桜之間・御中門・北

入流鏑馬

御門

御出、稲荷社へ御参詣、

夫ヨリ御桟敷へ被為

御覧、畢テ宝持院 本地堂へ 御参詣、 同所書院へ

御入、 御出口之通被遊

御帰殿筈候条、 御供触等之儀共諸事如例可被申渡

大蔵殿被仰候、以上:(島津久寮)

但、 服忌穢又ハ親之正忌日相当候人御供不被仰付

候、

十一月朔日

当七月仰出之写

給地御蔵入高五千石

候給地御蔵入高弐千石之外ニ三千石被相重、都合右 右者当分窮士六ケ月勤方被仰付候御救方江被差分置

畑川々見締人之役名被召建、小番・新番ハ大番頭

之通御救方江被差分候条、六ケ月勤外ニ近在村山田

行方へ問合相勤、右勤方之者御扶持米壱石八斗ツ、 御小姓与之儀ハ御小姓与番頭請持ニ而山奉行・郡奉

被成下候、就テ者窮士数多之事候ニ付、右六ケ月勤

ラへ永続致持定候様、尚又大番頭・御小姓与番頭ヨ

ハ勿論、見締人勤無親疎繰入方手続之儀、篤ト取シ

リ致吟味可被申出候、

但、造士館稽古扶持之儀ハ教授ヨリ取調候儀共是

迄之通ニテ、諸座付目付書役剣銃磨、遠見番人御 扶持之儀茂是迄之通四石之割被成下候条、右勤方

繰入方等之儀ハ尚又致吟味可被申出候、

御金弐万両

右者前条御高五千石迄二而者取続出来兼候賦ニ付、

図 製薬方・織屋方へ被相下、御貸付被仰付年々利銀取 此節右之通御救方へ被差分、寺社方并御薬園方・御 向々ヨリ御趣法方へ差出、外御内用金同様右之

名目ヲ以御買物方蔵へ本立被仰付、窮士之内心懸宜 敷又ハ不時之災難等有之実ニ難捨置者共へ御取救被

成下候条、其時々吟味之形行得差図、金子之儀ハ、 大番頭・御小姓与番頭ヨリ名前并金員数横折帳へ書

記被申出候ハ丶、御趣法方免印ニテ物奉行手形ヲ以

立二付参候テ何歟御世話申度相考候得共、

右通之事

故不得参候、昼玄裕殿被来候、矢張同変余リ不相

夜八ツ前臥候得共度々起出、夜起同前也

右者窮士御救筋之儀、尚又篤ト取シラベ可申出旨

御蔵払出相渡候様被仰付候

御沙汰被為

在、大番頭・御小姓与番頭ヨリ段々ケ条書ヲ以取シ

ラへ被申出趣有之、達

貴聞候処、都テ其通ニ者不被仰付、

先此涯右之通御

高并御金被差分、前条之通被仰付候旨被

仰出候、

当時御改革中右通過分之米金窮士御救之為

ニ御宛行被仰付候儀、誠ニ以不容易

致振起候様被仰付候、右之通被仰付候条、如例可被御仁恵之御事候条、屹卜其詮相立、往々御用立士風

仰渡旨御差図ニテ候、以上、

御勝手方

酉七月廿七日

島津主殿

四日晴

四ツ前出勤、八ツ後退出、直ニ帰宅、升形明後日出暁七ツ前ヨリ起、徳熊熱気去兼致苦痛候間致看病候、

五日 晴、夜入雨、

直ニ帰宅、直ニ看病、片手書籍取調共イタシ候、暮暁七ツ時起徳熊看病、五ツ過升形、四ツ八ツ出勤、

四ツ帰ラル、夫迄之間拙者抱キ通シ、四ツ半時分ヨヨリ徳熊ヲ拙者抱キ候テ、おたね御暇乞ニ参ラレ候、

リ八ツ時迄書籍取調イタシ候テ臥候事、

六日 晴、

毎日度々被来候、夜入八ツ時迄昨夜同断取調物有之テ八ツ時ハ帰宅、徳熊モ今日ヨリ少々快候、玄裕殿参賦之処、徳熊先日ヨリ不快故今日モ漸升形迄参候付テ也、四ツ打切出立賑々敷候、拙者ニハ水上迄ハ暁大鐘起、五ツ時ヨリ升形へ参候、登殿今日出立ニ暁大鐘起、五ツ時ヨリ升形へ参候、登殿今日出立ニ

0 真米三百弐石四斗先

但、石ニ付拾四貫三百四拾八文ツ丶、

右者御当地米相場格別高料ニ相成、諸人及難儀候由

聞召上、分而

御内沙汰之趣モ被為

在候ニ付、夫々直成相定致買売融通相成候様申渡置

候処、至当分市中売米無多事、軽キ者共及難儀候由

米之内、右之通米屋職之者共日数弐拾日延上納ニ而 相聞得以之外之事ニ候、依之出物蔵・常平倉・御囲

同融通相成候様可取計候

申請被仰付候条、諸色方掛横目ヨリ無親疎石数配渡、

地米之儀モ追々皆済之時節相成候付、飯料等之分残 右通御蔵米迄モ申請、被仰付候御趣意厚ク汲受、給

御趣意之詮相立候様屹ト可心掛候、若哉米屋職之者 共利欲ニ迷ヒ、以来不融通之儀共有之候テハ別テ不 置、余分ハ先達申渡置候直成通ヲ以速ニ売払、難有

得違万一モ諸人之難儀ヲモ不顧高料ニ致売買候聞得

届之至、右ニ付テハ見聞ヲモ掛置候ニ付、乍此上心

奥掛・表方へモ可相達候

モ候ハヽ、糺方之上屹ト可及沙汰候、此旨支配中へ

申渡、 但、 代銀之儀ハ諸色方掛横目ヨリ取揃、

御趣法方

へ致上納候様申付候、

十一月

七日 晴

朝六ツ時起、五ツ過升形へ一刻参侯テ出勤、 八ツ後

被帰、 退出、夫ヨリ写本、暮伊勢平右衛門殿入来、 九ツ時臥候事、右御通達今晩参候テ其時書留 四ツ過

置候、二ノ丸御修甫ニ付、今日ヨリ御門通融被差留

候御通達モ来候、

八ツ後地頭所内之浦横目吉井三次郎・与頭相良治右 衛門、拙者此節当番頭へ御役替之為祝儀来候

八日 晴

暁大鐘ヨリ起写本、四ツ八ツ出勤、直ニ帰宅、暮ヨ リ父上様御方へ御寝酒之為御相手罷出候、七ツ時分 刻市見物ニモ参候、徳熊病キ今日ハ熱気モ薄ク相

成快方ニ候、夜九ツ時分臥候事、

九日雨夜前ヨリ降出候、

就テ也、名越祐右衛門・宮之原善右衛門ニモー刻ツ、七ツ前美代藤兵衛殿被来候、家来之名越喜兵衛事ニ明六ツ時起、四ツ前出勤、八ツ後退出、直ニ帰宅、

十日晴

来候、

テ直ニ出、四ツ八ツ出勤、直ニ帰宅、又市見物ニ参暁六ツ前ヨリ起、五ツ半時分折田平八殿へ一刻参候

来、夜四ツ時分帰候、無程臥候事、

無程帰宅、夫ヨリ馬ニ乗候事、

夕方辻元新兵衛

詰被仰付候、伊地知龍右衛門殿事、先日助教被仰付(頭注)[伊地知龍右衛門御軍賦役]一北郷作左衛門殿今日当番頭ヨリ御用人兼務ニテ江戸

吹聴有之、双方共明晩葬式、花岡お■殿今日死去之為知、菱刈伴左衛門殿死去之

置候処、今日御軍賦役ニテ助教兼務被仰付候

一梅田家今般養子被召呼候ニ付祝咄旁申渡候間、明後

参候、

十一日小雨降、

十二日来候様吹聴有之、

付参、又見立モ貴侯、暮前ヨリ花岡モ葬式ニ寸参侯朝六ツ起、四ツ八ツ出勤、大鐘比ヨリ菱刈家葬式ニ

テ南林寺葬場迄参候、宗旨ハ天台宗ニテ葬方有之候、付参、又見立モ遺候、暮前ヨリ花岡モ葬式ニ付参候

上様御方へ罷出候、四ツ過御暇、無程臥候事、菱刈家モ南林寺ニテ候、夜五ツ過帰宅、夫ヨリ

父

永吉お弥殿今日平産被致候段吹聴有之候、男女之間

不相知候、

衛門殿へ相頼置候段、書状被遣候事、崎表へ被差越筈之由ニテ、岩下新之丞殿・田尻善左トロン入ナト集成館ニテ出来方相頼置候処、近々長ー竹下清右衛門殿へ短筒之腰差・皮袋其外右へ相付ハ

十二日 雨終日降、

造士館主税入居候旅へモ同断、島津織之介へモー刻朝六ツ起、四ツ八ツ出勤、退出掛権五郎殿へ立寄、

当番頭詰衆中鏡智流稽古始方ニ付テ道具作方

養子ハ当年十四歳ニテ至テ神妙ニ相見得候、夜五ツ 村彦兵衛殿二男養子被召呼候ニ付内祝ヒトノ事ニ候、 等之儀相談有之、七ツ時ヨリ梅田家へ参候、今般野

時分帰宅、四ツ過臥候事、

上書之儀九月之仰出写

0

上書之儀

順聖院様御代被仰渡置候得共、尚亦以来御為ヲ存シ、(テホ) 相達旨被 麁忽之儀無之実意ヲ以及言上候様士以上之面々へ可 差出、右者上下之情意通達之思召ニテ被 何事ニヨラス致言上度面々ハ致封書御側役へ相付可 仰付候間、

仰出候条、 此旨向々へ不洩様早々可致通達候、

(喜入久高)

(川上太運)

(島津久包)

寅年迄五ケ年限嵩被仰付候旨

御改革御年限当酉年迄ニ候得共、来ル戌年ヨリ来ル

御沙汰被為

在候、此旨向々へ不洩様可致通達候、

十一月

晴

十三日

朝六ツ前起、 同道ニテ誘引八ツ半時分市見物ニ参候、 四ツ前出勤、 八ツ後退出、 カンナン縁 町田藤八殿

頭求候、銙同断、 内膳殿・市田隼人殿・隈元直次郎

殿・町田八之進殿被来候、 隼人殿ニハ明日一日御座

頼之事ニ付テ也、暮前ヨリ ツ過御暇、四ツ過臥候事、今日ハ父上様拙者方へ三 父上様御方へ罷出、 五.

度御出之事、徳熊最早余程宜敷相成候、

0

江戸落書

東なる小梅の里に住るものゝこと葉の花

一九州

乱ノ萌アツテ乱ノ形ナシ、マサニ乱レント

ス、殺気盛、

54

0

御改革御年限嵩

一薩摩	上下一同ヨシ、無事ヲハカル世評ト殊ナリ	一秋田	慷慨、
	乱ヲカモサス、	阿州	君臣和ス、シカシ君公スコシ奢ヲハシム
中国	無事		藩士慷慨、
一小倉	文武共ニ世話出来ル内ニ文弱、	一米沢	君侯上手物、藩士慷慨、
一四国	九州ニ類ス、	土州	武事盛、但聚斂ノ臣多シ、
一筑前	奸臣三四アレトモ上下大ニヨシ、	一庄内	一審水戸信仰、
一東国	交易ヲヨロコフ諸侯多シ、	一宇和島	君公ヨシ、但君臣合体ス、
一姫路	文武共ニナシ、	一松代	武盛ノヨシ、
北国	慷慨ノ気イサ、カ含ス、	一ゴ松山	君臣質朴、
一(都力)	世話ニ文国ト云口伝、(世話カ)	一土浦	水戸信仰、
一肥前	只一ケノ利ヲ勤ム、	一高松	富藩、惰弱、
一因州	君臣大ニヨシ、家中ヨシ、	一川越	君臣ノ間大ニヨシ、政事ヨシ、
一久留米	質朴ニシテ武事盛、	一水戸	文アツテ武ナキモナシ、武アツテ文ナキ
一備前	因州之マネヲスル、政事ヨロシカラス、		ナシ、郷士五千人亦同、
一柳川	君臣ヨシ、但困窮ニシテ悪政之沙汰アリ、	一加賀	可モナク不可モナシ、
一広島	怠惰	一仙台	君公英主、藩士怠惰、
一肥後	当君英雄、藩士文弱、慷慨ノ士ヨツテ起ル、	越前	文武全備、
一長州	家二流ニナル、和洋炮ノ論アリ、	一会津	文武盛、
一雲州	富藩、文モナク、武モナク、茶ノミヲ愛ス、	一尾張	当君公驕奢、家中怠惰、遊興フケル、

津 君公タスキト云、藩士利ヲ事トス、

彦根 富藩、文武共ニナシ、茶事・猿楽ヲヨクス、

利ヲ好ム、

紀州 藩威ヲ振フト、用金ヲ取ルコトヲ務トス、

弘前 君公ヨシ、

右重胤トイフ倭学認候ヨシ、

関西有志之者廻書之由

0

叡慮、伊勢神宮ヲ奉初諸神社へ奉幣等 墨夷入港以来深ク被為悩

厚被為在、誠二安政五年之春者畏茂一七日之間石清

水等江被為籠御祈誓候得共、時未ダ至ラスシテ京師

御隠居等之大変事ニヲヨヒ、夫ノミナラス此度開闢 関東之奸臣之為ニ誠忠無二之御方々御幽閉・御落飾・

以来無例之姫宮様御縁組御下向之事迄ニ至リ

叡慮之趣一トシテ奉達第無之、依之今年ニ限リ 「本ノマ、 なり、依之今年ニ限リ

御不被為在候辺深ク 無此上至極之御重礼タル新嘗会ニスラ出

逆鱗被遊候由伝承仕候、其根元者外夷ニ出テ悉皆京

師・関東之奸臣之所為也、アワレ

皇国ニ生レテ人心有志、誰カ憤激切歯セサランヤ、

形勢ヲ傍見イタサレ候ハ深慮有之候ノミ之事ト存候 然ルニ当時有名之大諸侯者各其本国ニ引取、天下之

得共、右無上至極之御重礼ニ出

御不被為遊候迚深

逆鱗被遊候由伝承仕候而者片時モ猶予之時無之、微々 之賤士ニ候得共、国家之為抛身命、京師・関東之奸

震襟、下ハ万民之患苦ヲ救ハント欲ス、アワレ天下有(歳タ) 臣ヲ誅シ外夷ヲ千里之遠キニ退ケ、上ハ奉休

志之人々不日ニ尊

王攘夷之旗ヲ揚候節者、国ノ為君ノ為合力同心シテ三 百年之以小恩三千余年之大恩ヲ忘ル、事ナク、猶予

不狐疑シテ速ニ可給出張候、以上、

関西有志之者謹而志

申十二月

皇国誠忠士中

0 国のため君のミためとつくし潟

0 西東益良健男のおこりたち 戒夷してねし討ん時はや つくす心ハ神そしるらん

不申候由、及答候所、孫次郎殊之外御預人之不言所

ヲ感心シテヨメル由、

故郷の人にも告んよしも哉

得者落着卜申義二可有御座候、

如何哉卜其砌相心得

わかれゐて筑紫吾妻とへたてゝも

0

共に守らん宝祖を

以廻状者京師之書生吉田復太郎所持、其本何方

ヨリ出候哉相分兼候得共、長州書生ヨリ借受候

趣復太郎聞候

文久元酉年

○一稲葉様へ御預相成候金子孫次郎自詠ノ由ニテ及承候(敎孝)

いたつらにちる桜とやいひなまし

花の心を人はしらすて

候、 右ハ、過シ三日ニ討死候モノヲ弔ヒテト申事ニ御座

言に出ていわぬまことハ殊更に

我心にそお○思はるゝらるゝ敷

右者稲葉様御預人へ相尋候ニハ、此程爪印モ相済候

候ニ付、

御懇之蒙

右ハ御預人へ当朝挨拶トシテ与ヨシ、 稲葉の露の深きめくミを

赤心報国

今更にい、甲斐もなき日の本の

あたと成にし異国船

身を捨て君へさ、くる勝男かな

杉山弥一郎

右之通、西之内ノ紙へ認メ握リ居候テ刑ヲ受ル故

血ノ染有之、

0

右同年八月十四日

御座之間

内藤紀伊守

昨年以来御仕置之儀、不容易一件之所彼是心配取扱

文久元酉八月当世流行ノもの輪尽し

ものはな ものはしめる

退屈なものハ

やき豆腐 末の御両人御台場の固め 稲葉の奉行 こわくないものハこわそふで

芝居の化物

辻番の親父番頭の組江小言

出来ないものハ

ものハ 弱いものハ

強いものハ

ないものハ此節つまら いものハ

あるものハなさそふて 構ハないものハ尻の出ても

ものは、ない

中川の番所田安の後見

よく登るものハ

馬鹿なものハ

つまらないものハ気のもめて 御取立の役人富士講に 夜たかの亭主御使番の留守詰

淡島の灸炎天の調練に 二本さし

あついものハ

表裏のものハ

ものハ

仮宅の造作御殿山の普請 講武所の芸術諸向御達し 返寿の浄留理林の学文

0

かなきん 夏の自身番西丸下り下り殿

弱いもの ものハちく成た

八百善料理 炎天の乞食水戸の浪人

立ないものハ

見付の役人雷除のくさり

四品の祖父さん屋つちよる

難儀のもの

۷١

下人の生国宿守の御固め

アメリカゴロウ御用出役に

ものハ たれた

御番手の所替呉服橋の水門 横浜の内証交易御勘定のとろほふ

法花の連中橋々の明店 茶店の新造小石川の旦那

十四日

朝六ツ起、

五ツ時ヨリ花舜軒御墓参詣、

夫ヨリ直ニ

出勤、 八ツ後退出、 夫ヨリタンタトフ屋敷へ参候、

今朝ヨリカライモ取有之、八ツ後ヨリ参候、

町田藤

八殿モ七ツ過ヨリ被来候、 一見候得者郷十郎不相付暇イタシ帰候ト、 暮帰宅候得者内膳殿書状

来居候、

甚威張居候テ仕様無之候間来呉候様ト之事ニテ参候、 「ツ過帰宅、 無程臥候事、

郷十郎当年十二歳ナリ、

58

IJ

十六日

十五日 雨

朝六ツ前起、 候処、五ツ時家村与兵衛殿同道ニテ被来、直ニ理髪 河俣仲次郎殿元服被相頼候二付受合置

扇子一箱遣候、彼方ヨリ両種ト青差壱貫文、右之内 イタサレ候、元服相済盃共イタシ、肴料金子百疋ト

家鴨壱羽有之、口上書ニ歌アリ、 善き事をかさねく、て仰らん

鯛にかさぬる鶴の毛衣

元服相済、河俣氏宅へ是非来呉候様ニト之事ニテ参

日北御門辺ニテー寸イタシ倒レラレ候由ニテ足元不 候、盃取替シ吸物モニツ出飯出候、仲太夫殿ニハ先

参候テ面会イタシ候、五ツ半時分帰宅、 自由、小座へ引入居ラレ候、然レトモ拙者ニハ両度 直二出

殿、 太兵衛明日帰ル之由ニテ来候ニ付酒共為呑候、夕ヨ 八ツ後退出、夫ヨリ終日在宿、 父上様御出酒共被召上、 五ツ時分御臥候事、 大鐘比平佐納殿 平

左衛門暮ヨリ来、 四ツ時分帰候、 無程臥候事、

> 朝六ツ起、今朝貴島新左衛門殿・島津内記様御入来 四ツ八ツ出勤、 帰宅、無程 父上様前へ御出

込十人計出席有之候、暮帰参掛梅田家へモー刻先日 島津織之介殿所へ鎗術稽古ニ参候、 付付添罷出候テ、 母上様ニモ御出故頼上、 同席其外詰衆打 夫ヨリ

之礼ニ参候、暮帰候得者

ら様御出、 夫ヨリ四ツ過迄罷出居候、夜六ツ半時分ヨリ前おむ 九ツ時分臥候事、

父上様御寝酒召上リ之処ニテ直ニ御サシ被下候間

十七日

雨

朝六ツ起、四ツ時出勤掛おつやとのへ一刻立寄出勤、 相手、五ツ半御暇、夫ヨリ書見イタシ、四ツ半時分 八ツ後退出、 暮帰宅、暮過ヨリ 夕方市見物、 父上様御方へ罷出御寝酒御 夫ヨリ吉国壮吉へ一刻立

臥候事、

十八日 雨

暁大鐘起書見イタシ、 六ツ時ヨリ毎之通掃除・ 髪結、

ツ前出勤、八ツ後退出ヨリ島織殿所へ参候、同席并 夫ヨリ大龍寺馬場ニテ馬乗イタシ、五ツ前帰宅、 四

有之筈ニ談合有之、大鐘比雨小降ニ相成、雨之溜リ 詰衆之鎗術同門中之集ニテ候、今日ヨリ隔日ニ稽古

ハ相除ケ候テ表稽古有之候、一六之式日ハ是迄之通

無之方ハ又之会入身入迫シ、又三度出席無之方ハ右 ニテ談合人数中欠席無之様談合有之、無届ニテ出席

同断相究、病気ハ届サヘ有之候得者何度出席無之候

共不及其儀ト之事也、暮稽古相済、市成へ同席中同

道ニテ素読式夜ニ参候、史記読方有之、四ツ半帰宅、

大雨降ニテ帰ニハ床水出ル、帰ニハ右近殿・内匠・

兵十郎殿同道、夫ヨリ九ツ半時分迄素読イタシ臥候

十九日 晴

暁大鐘前ヨリ二十一史略一見、六ツ時分ヨリ毎之通

掃除、五ツ過安田喜藤太殿被来、同刻町田殿へ一刻

島津良馬殿モ退出ヨリ被参居、同道ニテ市見物、又 参候テ出勤、 八ツ後退出、 無程島津右近殿へ参候、

見ニテ臥候事、

二十日

シ、 暁七ツ時ヨリ起、二十一史略并小学之善行一見イタ 四ツ時出勤、八ツ後退出ヨリ田尻務殿(種質) 必・桂右衛(気武)

門殿へ先日見廻之礼ニ参候、夫ヨリ演武館へ参鎗術 稽古ニテ暮帰宅、山吹之間人数中拾四五人出席有之、

ツ過比臥候事、

外ヨリハ相良佐平太殿・日高軍次郎殿ニテ候、夜四

今日内用頼御用ニテ左之通承知、

御一門方二男以下并四家・大身分・寄合・寄合並

二男以下末子迄

右、来ル廿三日四ツ時於外御庭馬術被遊

御覗候間

可被罷出事、

自馬為牽可被罷出候、

之人ハ書付ヲ以可被申出候、

別紙之通被仰渡候間可被得其意候、

左候テ、

病気等

60

右近殿へ参候テ四ツ過帰宅、九ツ過迄二十一史略一

講義承候、

七ツ半時分ヨリ義岡八次郎殿・山田直左

大身分触役所

+

右罷出候刻限 一月廿日 ・控所・ 着服等之儀承合候処左之通、

朝五ツ時罷出候事

控所御台所内 着服平服上下之事

銘々名札可差出事

明後廿三日四ツ時寄合並以上二男・三男・末子迄被

御 視候間、 外御庭御馬場へ可罷出候、

游

十一日 昼ヨリ雨

Щ 暁七ツ過起、 田直左衛門殿へ馬乗行候テ乗貰候、 六ツ時迄書見、 六ツヨリ祇園洲台場内 五ツ前帰掛

帰宅、 国壮吉江一刻参候、 無程美代藤兵衛殿一刻入来候、又吉壮参候テ 四ツ前出勤、 八ツ後退出、 直

衛門殿被来候、 明後馬乗方御呼出シ有之候ニ付、 何

0

飯卜煮染被下候、

四ツ過御馬見所へ(頭注)「外御庭ニ於テ馬乗

主税同断

小豆之餅

拙者馬二乗候、

噺候、 敷不都合之儀共無之様尋問之儀共段々有之、緩々相 美代氏へ亭主振相頼候、 夜入五ツ過比各被帰

シ候、

各四ツ過比御引取、

夫ヨリ拙者ニハ書見共

打寄酒吞共有之、

父上様ニハ先刻被召上御臥居遊

七左衛門妻へ料理方共相頼候ニ付召呼、

母上様其外

タシ、

九ツ時臥候事、

二十二日

晴

晩七ツ過ヨリ起書見、六ツ時ヨリ毎之通リ掃除、

四

頭詰衆中出席也、 ツ時出勤、 八ツ後退出ヨリ演武館へ鎗術稽古、 七ツ時帰宅、 直二市見物二一刻参 当番

夫ヨリ馬ニ乗候、 主税同断、 明日ハ外御庭ニテ

乗馬

御覧ニ付、 先今晩ハ四ツ過早ク臥候事、

二十三日 朝六ツ前起、六ツ半過上之馬場主税・ 五ツ時ヨリ外御庭之様罷出候、

御出被為

在

之馬 御上覧初り、 七ツ過相済、島津壬生・島津主殿両人

御望被為

衛門市来栗毛之子 在被乗候、 壬生殿馬余程能走候、跡ニテ川上十郎左

税同道ニテ主税ニハ寮へ参、拙者権五郎殿所当番頭 御馬外ニ一疋ヨソ馬之由被乗候、又壱疋余人被乗候 テ相済、七ツ半時分帰宅、一刻市見物、暮前ヨリ主

中之式夜ニテ参候、四ツ過帰宅、九ツ時臥候事、

二十四日 快晴、桜島嶽薄雪見ユル、

暁大鐘過起書見、六ツ時ヨリ毎之通掃除、 四ツ八ツ

郎左衛門殿へモ同断立寄候、八ツ後退出ヨリ梅田治

出勤、今朝出勤掛伊藤六郎右衛門殿へ一刻、

河野八

様死去ニ付テ也、 タシ候、夫ヨリ町田家へモ悔ニ参候、先日監物殿姉 短先生之十七回忌法事昨日申来居候得共、御呼出ニ テ不得参候ニ付、今日官香五把持参ニテ仏前参詣イ 夫ヨリ島津織之介殿所鎗稽古ニ出

大鐘ヨリ二階堂源太夫殿嫡孫宮参祝ニ参候、新

ツ時帰宅、 無程臥候事、 納次郎四郎殿・島津矢柄其外両三輩被参居候、

二十五日 晴

暁大鐘前ヨリ起書見、 四ツ八ツ出勤、 退出ヨリ島津

物、島津兵十郎殿ニモ被来、各四ツ時分被帰、 良馬殿・島津右近殿同道ニテ拙宅へ参、夫ヨリ市見

臥候事、

カンナン銙縁頭并ヤシウ細工提物・折焚柴ノ記六冊

相求候事

二十六日

暮前ヨリ小雨

明日ハ未不快ニ候ハ、無遠慮被致加養度申遺候処、 被帰候ニ付、如何有之候哉卜世話ニ存候、左右聞且 最早快候間、明日モ出 暁大鐘前起、島津良馬殿へ書状遺候、 殿、 面会之上一礼可申述ト 昨夜腹痛ニテ

返答有之候、遠方之事候間、丁度六ツ時分ニ参付時

分暁ヨリ起シ遣シ候処、時間違ニテ大鐘ハ菱刈家下 ヨリ聞候由ニテ、良馬殿所迄モ未夜明内早ク参付候

夜四

一貞観政要 一日本政記	一古訓古事記 一 一	一標注令義解 一令義解	一日本外史 一国史参論	一六国史 一皇朝史略前後	○ 文秀堂へ此節下シ候書籍目録大略		夜四ツ過迄書見イタシ臥候事、	リ 父上様御方へ罷出御寝酒御相手、五ツ時分御暇、	彦介殿一刻入来、暫被相噺被帰候テ暮迄書見、暮ヨ	朝六ツ起、四ツ八ツ出勤、退出ヨリ直ニ帰宅、伊藤	二十七日 朝小雨後晴、		分御暇、四ツ時臥候事、	夫ヨリ 父上様御方へ罷出御寝酒御相手、五ツ半時	野屋敷内之事ニ付、段々吟味トモイタシ候、暮帰宅、	キへ参候、用頼美代藤兵衛殿・福留平左衛門参候、	ヨリ掃除、四ツ八ツ出勤、帰宅、七ツ前ヨリ野屋シ	由、拙者ニハ書状差出候ト、夫ヨリ書見ニテ六ツ時
一韓非子解話	一四書松陽講義	一学的	一西山遺事写本	一名臣言行録	一通語	一新策	一孫子国字解	一七書俚諺抄	一出定笑語	一十八史略	一右日平山子龍著	一保建打閲	一八大家読本	一暦史網鑑	一伊洛渕源録	一明鑑易知録	一草第危言	一政談
	一求嘉八面鉾	一四書輯疏	一隔靴論	一洗心洞箚記	一常山紀談	一通義	一新論	一七書正義	一七書直解	一山陽詩集	一刪定紀効新書撮解	一紀効新書相馬蔵	一唐鑑音注	一左伝校本	一史記評林	一経済録	一網鑑易知録	一玉多寿喜

二十八日 晴、霜降、

衆中同道、史記素読式夜ニテ九ツ時帰候、八ツ時臥 織之介殿へ参候テ鎗術稽古、暮ヨリ市成へ当番頭詰 暁大鐘前ヨリ起書見、四ツ八ツ出勤、退出ヨリ島津

二十九日 晴、霜降、初テ薄氷、桜島薄雪アリ、

詣イタシ候テ出勤、八ツ後退出、帰掛平佐ヘモ一刻 得共、未仏参イタサス候ニ付、官香五把持参ニテ参 ヨリ九ツ時迄書見イタシ臥候事、 直ニ父上様御方御寝酒御相手、五ツ半時分御暇、夫 参候テ帰宅、直ニ重富屋敷御法事ニ罷出候、暮帰宅、 家へ参候、去ル廿六日先生七年忌法事ニテ菓子来候 暁六ツ前ヨリ起、書見・掃除等毎之通、五ツ過加藤

十二月第四

朔日 晴 霜降、 桜島薄雪アリ

暁大鐘前ヨリ書見、六ツ時ヨリ毎之通掃除、今日ハ

泊番ニテ隙ニ候間、座内取集共イタシ且居間少々住

居替共イタシ候、夕ヨリ泊番ニ出

一今日者元服 殿、夕詰新納内匠殿へ代合候、四ツ過臥候事

御目見等多人数有之、佐志二男殿御目

断申来、北郷数馬殿嫡子髪置并舎弟(久養) 嫡子殿へ比志島家ヨリ縁与并二男殿 見二付来候様申来、山岡家嫡子殿同断申来、 御目見ニ付同 御目見ニ付同 川田家

断申来候、

二日 朝六ツ起、六ツ半時分内匠殿朝出ニ出 快晴、 霜降、桜島薄雪見ユル、

参候、久々ニ今日ハ川上東馬殿ト仕相イタシ暮ニ帰 内取集共イタシ、七ツ時ヨリ織之介殿所鎗術稽古ニ 殿イタシクレラレ候間、無程御暇イタシ、今日モ座

タシ四ツ半時分臥候事

半時分御臥シ遊シ候ニ付御暇イタシ、夫ヨリ書見イ

候、夫ヨリ

父上様御方へ罷出御寝酒御相手、五ツ

三日 快晴後雨、 帰居、

四ツ時又彼方へ参候

半時分出 暁六ツ前起、 ニ素読有之、先達式夜ニテ読掛リ之史記ニテ孟申君 ヨリ市成へ同席中詰衆中打込、今日ヨリ三之日式日 殿、 直二掃除毎之通、 夕詰新納内匠殿七ツ前被出代合、夫 今日ハ当番ニテ九

テ書見イタシ 臥候事、 父上様御方へ罷出、五ツ半時分御暇、 四ツ半時分マ

ヨリ

之所ヨリ有之、是迄之式夜取止之筈、暮帰宅、夫レ

四日 快晴、 霜降、 桜島雪

夕詰ニテ七ツ前出勤、 朝六ツ起、 掃除居間ヨリ書院内玄喚迄惣テ、 当番島仁殿へ代合候、 泊番平 今日ハ

父上様御方へ罷出四ツ時御暇、 靱殿へ代合、暮前帰宅、夫ヨリ 主税ニモ夕方旅ヨリ

五日 快晴、 大霜降、 薄氷、 桜島雪アリ

時出勤、 朝六ツ前起書見、 四ツ半退出、直ニ帰宅、父上様御居間御小 掃除居間ヨリ玄喚迄毎之通、 四

ッ

相手、 臥候事、今朝隈元直次郎殿馬カリニ被来候、差支無 襖張イタシ候、 五ツ半時分御暇、 暮ヨリ 夫ヨリ九ツ時迄書見イタシ 父上様御方へ罷出御寝酒御

之遣シ候、

六日 晴 薄霜降、

帰宅、 処、 候、 八ツ時ヨリ島織之介殿へ参候、今日ハ面クヽリニテ 前ヨリ造士館詰ニ参侯、主税入侯旅へモー刻参侯 暁大鐘前ヨリ起書見、六ツ時ヨリ掃除毎之通、 相良佐平太殿拙者鬮ニ取当リ入候、夜入五ツ前 然レトモ稽古ハ有之候、鬮取ニテ入身入有之候 夫ヨリ 父上様御方へ罷出四ツ前御暇、 四ツ 四ツ

七日 晴 霜降、

半時分臥候事

同断、 半田原氏・内膳殿・内記様へ参候得共、何レモ留主 故七ツ過帰宅、 暁六ツ前起、六ツ時ヨリ毎之通掃除、 四ツ前出 夫ヨリ先日求候史記ニ目印書共イタ 殿、 八ツ前退出、 直ニ帰宅、八ツ 外ニ書院迄モ

ニテ候間、盃取替シドモイタシ候、五ツ半御暇、今シ、暮ヨリ - 父上様御方へ罷出候、今日徳熊誕生日

夜早ク四ツ前ハ臥候事、

八日晴、大霜、

出候、夫ヨリ講堂詰前ニテ出候而講釈相済朝六ツ起、掃除毎之通、出勤掛前之内記様へ一刻罷

事有之候ニ付テ也、御殿へ用事有之参、八ツ退出ヨリ又前へ立寄候、用

無程帰宅、七ツ時分直次郎殿被来、無程被帰候、夫御殿ニテ島壬生・肝付兵部殿抔へ面談共イタシ候也、

方御小襖張方共イタシ、暮ヨリ 父上様御方へ罷出郎来居候、夫ヨリ庭之木少々摘、夫ヨリ 父上様御ヨリ屋敷内廻リ板蔵差掛普請抔見候、先日ヨリ仁太

九日晴、霜降

臥候事

御寝酒御相手毎之通、五ツ半時分御暇、四ツ半時分

朝六ツ起、掃除毎之通、四ツ前出勤、八ツ後退出、

上様御方毎之通、四ツ前御暇、四ツ過臥候事、相済障子張紙六帖并半切一折次方イタシ、暮ヨリ父直ニ帰宅、夫ヨリ 父上様御方御小襖上張イタシ、

十日 快晴、霜降、

四ツ時分御暇、無程臥候事、二付テ也、暮帰宅、夫ヨリー父上様御方毎之通罷出、ニ付テ也、暮帰宅、夫ヨリー父上様御方毎之通罷出、テ島津織之介殿へ参候、四ツ時ヨリ鑓稽古企有之候リ講堂詰前ニテ参、講釈済ヨリ外ニ書院掃除、四ツ前ヨ朝六ツ起、掃除毎之通ヨリ外ニ書院掃除、四ツ前ヨ朝六ツ起、掃除毎之通ヨリ外ニ書院掃除、四ツ前ヨ

十一日 晴、霜大二白、

朝六ツ起、

朝出ニテ日出出勤、

夜前之泊市田隼人殿

父上様御方へ罷出、おむら様御出、四ツ時分御帰、帰宅、終日書見、八ツ後町田図書殿被来候、暮ヨリへ代合候、四ツ過御暇、帰掛平佐へ一刻立寄、無程

同刻拙者ニモ御暇、

無程臥候事、

家老中江

通達候

十二月

0 | 軍制治定之儀ハ国家之大事ニ而|| (頭注)[軍制之儀ニ付仰出] 金剛定院様

十二日

氷、

桜島半雪

朝六ツ起、今日者御座相頼書見、七ツ時ヨリ新納内

順聖院様御深意被為(斉彬)

在

御三代様之旧制ニ基キ和漢蘭之法ヲ折衷シ、此度規

配候間、各中ハ勿論、 叶場モ可有之、尤、方今之世態別而之急務ト深令心 格被召居候得共、時世人情ニ応シ変革不致候テ不相 役人諸士一同存寄之趣急々可

申出旨可相達候事、

十二月

右之通

御書取ヲ以テ被

仰出、恐ナガラ御尤之御事ニ候条

封書ヲ以我々方へ可被差出候、此旨早々向々へ可致 御深慮之趣謹テ被奉承知、各篤ト勘考、 存寄之儀

(川上久選)

十郎殿講義イタサレ候、 匠殿所へ参候、今日昼者史記素読、夜入会読、 四ツ時分帰候、九ツ時臥候

十三日 氷、 誠之薄雪屋上迄少シ積ル、

分ヨリ島津蔵人殿所式日ニテ参候、暮帰候、昼田原 取ドモイタシ候、 暁六ツ前起、毎之通掃除、 拙者ニハ書見イタシ候、 今日者 御座相頼候テ煤 八ツ半時

直助殿被来候

十四日 織之助殿へ参候、昼吉利家へ参、山吹間人数之義臣(歳ご)「山吹之間人数義臣伝統ご」 朝六ツヨリ掃除毎之通、昼内膳殿被来、 桜島雪積、 今朝屋内之丹荷氷、

七ツ時ヨリ

迄モ不残読候テ七ツ過相済、尤、 書物モ二通り也

伝読鬮取ニテ人数ヲニツニ分、座ヲ二間ニシテ読状

相済ミ直ニ帰宅、臥候事、

十五日

朝毎之通掃除、 服・初テ之 御目見祝ニ参候、夜入四ツ時分帰宅ナ 四ツ八ツ出勤、 退出ヨリ直ニ永吉元

代合相勤候、泊島左膳殿へ代合、 日ハタ詰故八ツ半時分出 殿、当番伊集院静馬殿 御暇、暮過ヨリ

朝六ツ起、掃除等毎之通、夫ヨリ書見共イタシ、今

父上様御方毎之通、

四ツ前御暇、

無程臥候事、

十六日 タヨリ雨

り、

半時分迄書見イタシ臥候事、 イタシ、暮帰掛平佐へ参候、夜四ツ半時分帰、 膳殿へ一刻参、直二島織之助殿へ参候、鎗術表トモ 殿相勤候、四ツ過御暇、七ツヨリ用事有之、 朝六ツ前起、朝出ニテ日出前出勤、 泊リ明市田隼人 、 町 田(え 大) 九ツ

十九日

晴

様彼之屋敷之様参、夜入五ツ半時分帰宅候事、 置可申候間、 軍次郎殿へ先日ヨリ面作相頼候テ成就相成候礼申筈 朝六ツ起、 候間可参旨島右近殿ヨリ申来、且御座之儀宜様取計 家屋敷へ鑓稽古人数中参候テ、相良左平太殿・日高 掃除毎之通、今日ハ四ツ過ヨリ武二階堂 直ニ参候テ宜ト之事候ニ付、 四ツ過直

十七日 晴

遊シ候ニ付御暇、九ツ時分迄書見イタシ臥候事、 様へ罷出御寝酒御相手毎之通、 リ島織之助殿へ参、暮迄昨日同断、 朝六ツ起、掃除等毎之通、四ツ時分出勤、九ツ前ヨ 父上様五ツ半御臥 直二帰宅、父上

二十日 晴

朝六ツ起、 掃除等毎之通、 四ツ八ツ出勤、 直二帰宅、

父上様御方へ罷出、四ツ時分御暇、無程臥候事、 夫ヨリ書見、 暮ヨリ

二十一日 曇、

十八日

間々小雨

帰宅、庭ソダケ共イタシ候、暮ヨリ父上様御方毎之朝六ツ起、掃除等毎之通、四ツ時出勤、八ツ前御暇

通罷出、四ツ前御暇、無程臥候事、

二十二日 晴

助殿へ参候テ鑓術稽古、暮ニ帰候而、直ニ町内膳殿朝六ツ起、四ツ時出勤、八ツ後退出ヨリ直ニ島織之

へ参、夜四ツ半時分帰候事、

二十三日雨、

諸下地且庭ソダケ、暮過ヨリ父上様御方へ罷出、御朝六ツ起、四ツ時出勤、四ツ半御暇、畳刺参候ニ付

寝酒御相手毎之通、

四ツ時御暇、無程臥候事

二十四日晴、

古也、暮過帰宅、直ニ(父上様御方毎之通、五ツ半八ツ前帰宅、七ツ時ヨリ島津織之助殿へ参候テ鑓稽

父上様御臥シ遊シ候ニ付御暇、四ツ半時分臥候事、

朝六ツ起、屋内并庭掃除共イタシ候、四ツ時出勤、

二十五日晴、

数中四ツ時ヨリ稽古有之筈ニテ、今日者稽古日ニモ朝六ツ起、座内掃除毎之通、今日ハ山吹之間稽古人

五計イタシ候、暮帰宅、父上様御方毎之通、四ツ時四ツ半時分ヨリ参リ候テ稽古共イタシ、仕相モ拾四無之候得共、拙者ニモ出候様ニトニ才衆ヨリ承候間、

分臥候事、

二十六日雨、

朝六ツ起、掃除等毎之通、四ツ時出勤、御暇イタシ

様御出ニテ九ツ時分御帰、無程臥候事、様御方へ罷出、尤、画モ成就ニテ立付差上候、父上様御方御小襖梅稚子之画書調候、暮ヨリ

お く 村 上

二十七日雨

父上様御出遊シ候、前おミち様・おせつとの御出、取集イタシ、暮ヨリ拙者方屏風立廻シ火共能起シ、罷出、四ツ前出勤、九ツ半御暇イタシ、夫ヨリ屋中観ハツ前起、六ツ半ヨリ荒田御姉様へ歳暮為御祝儀

入ニテ候事、

二十八日 晴

朝六ツ起、掃除毎之通、庭同断、 二帰宅、上方処々歳暮・寒中見廻相混シ参候、暮帰 四ツ八ツ出勤、直

之通罷出、五ツ半時分御臥遊シ候ニ付御暇、四ツ半 伊藤家・戸柱町田家同断、暮過ヨリ 父上様御方毎 宅、重富・今和泉之儀ハ寒中御窺迄申上候、内記様・

今夜拙者并おたね誕生祝、形之如クイタシ候也、

時分臥候事、

二十九日 晴

大鐘比帰、夜五ツ時分 朝六ツ起、四ツ時出勤、八ツ前御暇掛下方寒中見廻、

夜八ツ時分臥候事、 父上様御方罷出、無程御臥シ遊シ候ニ付御暇イタシ、

朝六ツ前起、五ツ前ヨリ御墓・花舜軒・今和泉屋敷・ 殿、

四ツ半御暇、重富屋敷・伊藤家・内膳殿ナトへ参候、 宮之城・垂水屋敷・平佐ナトへ一刻ツヽ参、出

相手、夫ヨリ屋敷取集方、八ツ前家内中打寄酒トモ

九ツ過帰宅、夜入父上様御方へ一刻罷出、御寝酒御

給候テ直ニ臥候事、当年モメデタシノへ、

〇一当年家内中年輩并誕生日 名越日史文久二年壬戌正月ヨリ 日史壬戌正月中 元日拙者詠歌三首 目録

○ノ分糺合済

文久二年戌正月二月

名越時敏日史 文久二壬戌正月ヨリ

〇一山犬之図

〇一差杉之御通達

吉次郎当年七歳七所ズスイ之事 加藤家稽古初人数并梅田家同断

〇一二之丸御殿廻御成就之上 和泉様御住居仰出

一正月十一日雪之詠一首

○一江戸上御屋敷御焼失ニ付御差控之事仰出

〇一正月十一日御役替名前

一正月十三日河俣氏発句拙者歌

河俣氏発句拙者詠歌

○一江戸上御屋敷御焼失ニ付此節御金御拝借御祝儀御通

○一磯御出御通達之写 達之写

○一御用人数大蔵殿御前御用 河俣氏ヨリ被贈候発句

○一和泉様二丸御住居ニ付仰出

○一山吹之間 ○一御下国之節御左右申之事文化二年御達 御座 御覧之節当番頭承知之起文化十三

○一小松帯刀御役替御書付振伸家老中吟味も承候様

○一伊勢何某へ御達シ之御書付写隠居慎	○一和宮様御入輿御日限仰出之写
○一吉井何某同断御役御免御奉公障	○一勝山英之進殿安芸殿御養子并和泉様二之丸御住居之
○一和泉様御上リニ付仰渡	事重富屋敷吹聴之事
○一江戸上御屋敷御焼失ニ付当秋中御参府御月延御免恐	○一楽水殿乗輿御免之事
悦仰出	○一重富家之儀何篇 和泉様へ御伺相成候様ニト之事
○一江戸上御屋敷御焼失ニ付御参府御月延御免仰出	○一和泉様御子様方二之丸へ御列レ上リ之事
○一和泉様御首途御発駕仰渡	○一其身無拠願事支配へ相付願出候様ニトノ事
○一御上納金四万両御用捨被仰付候御通達之写	○一和泉様御出府御宿割被召替候事
○一喜入摂津殿御用部屋へモ相詰候様被仰付候御通達之	○一着座門首十五ケ寺之事
写	一入来院恰島津左内御役入之事
○一和泉様御休泊仰渡	一野屋敷一里塚之方屋番家作替之事
○一一向宗自訴申出候様ニト之儀仰出	○一島津周防殿御子様御同様之御会釈被仰出候事
○一和泉様二之丸御移徒仰出 (戦力)	○一島津図書殿何篇御一門同様被仰付候事
	〇一安田氏江戸状之写
文久二年壬戌二月中	一二階堂家御姉様御法名
日史	○一提道具作用皮程之事
目録	○一板鼻主税殿島津御称号拝領之事
○一磯御馬乗馬場之事	○一農家借受酒食取ハヤスマシキト之事産
○一御老中安藤侯浪人ヨリ手疵ニ被逢候事	一島津主税殿御役入之事

名越	時敏	日史	(文》	九二年	正月	~=.	月)											
〇一焼酎造入	○一新酒造様	〇一御国酒造様	〇一他国製酒造様	一二月廿七日詠二首	○一丸田氏江戸状安藤対馬守様江狼藉者切り掛り候事	○一上巳贈物等之儀ニ付仰出	○一和泉様此様之字相用候様被仰出候事	○一和泉様へ御高三万石御差分并御金弐万両御差続之事	一和泉様二之丸御移徒之事付り島津権五郎殿書状之写	一右御同断ニ付日記	○一和泉様二之丸御移徒ニ付仰出御式等	○一諸座鑰箱名札引替之発端元禄二年	○一和泉様御首途御発駕被相替候事	○一島津岩松殿姉御本丸御住居仰出	○一和泉様御子様方此様之字相用ヒ候様ト之事	○一諸堂社へ疵付間敷ト被仰出候事	○一和泉様二之丸御住居ニ付仰出之事	〇一二之丸御門通融之事
はなのの薄穂にもいつれは	此年は秋をのミこそまちなまし	レハ	拙者扇子ヲ開ケハキキヨウニ薄穂ニ出ケル絵ナ	時敏	かミよの春にたちかへるらん	今朝はミなひとのこ、ろもあらたまの	元日筆を試むとて	朝六ツ起、髪結・着替共イタシ吉書認候、左之通、	元日 桜島雪、鹿府終日小雨、	文久二年壬戌正月	名越時敏	日史第五		○一町田図書殿民部と名替	○一御側役小松帯刀殿和泉様御付	○一島津石見妻於治殿外両人御子様方御同様之御会釈	一風りんノ愚詠二首	○一味噌之事

三男吉次郎扇竹ノ絵ナレハ

呉竹のなをき姿をそのまゝに

うつせやおのかいとけなき子ハ

四ツ時ヨリ上方所々礼廻リ、九ツ過ヨリ出

刻割勤ニテ七ツ前左膳殿出勤、夫ヨリ御暇ニテ

夫ヨリ川上龍衛殿・仁王堂・伊藤家、夫ヨリ横馬場 又上方礼廻り、此節福昌寺門前辺ヨリ福昌寺 上様御廟所・拙亭墓参、花舜軒・戸柱墓・石心院、

戸柱町田家、夫ヨリ帰掛礼廻、暮前帰宅、家来共盃

イタシ、夫ヨリ家内中盃、尤、父上様御方ニテ也、

今日者

当番頭新納内匠殿御供ナリ、 太守様五社御参詣有之、四ツ時ヨリ九ツ時迄之間也、

○天明七年丁未十月七日誕生

文化二年乙丑八月三日誕生 一父上様当年歳七十六歳

於枝様

母上様当年御歳五十八歳

文政二年己卯十二月二十八日暁卯ノ刻誕生

一拙者当年四十四歳

文政七年甲申十二月二十八日誕生

妻於種当年三十九歳

嫡女

一川上家へ参居候、嫡女於藤当年二十三歳

弘化二年乙巳六月五日昼未ノ刻誕生

二女

弘化四年丁未九月二十四日夜八ツ時誕生 一町田家へ参居候、於筆当年十八歳

嘉永三年庚戌正月二十六日昼未ノ刻誕生 一主税時成当年十六歳

二男

一町田家へ参居候、

郷十郎当年十三歳

安政三年丙辰六月二十九日昼未ノ刻誕生

三男

天保十一年庚子正月七日昼七ツ時誕生

74

吉次郎当年七歳

安政六年己未十二月七日夜戌ノ刻誕生

文化十年癸酉

四男徳熊当年四歳

於里様

二階堂家江被嫁候、 御姉様当年御歳五十歳

文政五年壬午五月十八日 弟町田内膳当年四十一歳(久憲)

誕生

二日 桜島雪不消、 快晴

夫ヨリ直ニ年礼廻、城ケ谷ヨリ園牟田へ越、 ^(章牟田カ) 朝六ツ起、 七左衛門・平左衛門召呼主税・拙者ニテ剣術稽古始、 居間ヨリ内玄喚・書院惣テ掃除、 四ツ前

荒田・千石馬場・平辺廻リ候テ暮ニ帰宅、夫ヨリ蔵

西田

祝味噌ニテ餅之吸物出来、尤、ナマコ組付役人七左

衛門出張、 御隠居ニテ家内中打寄給候、 七左衛門へ

拙者盃イタシ候、 四ツ時分臥候事、

上様今日御馬乗初アラセラレ候事、

三日 昼ヨリ小雨、 桜島雪積

朝六ツ起、 居間少シ掃除、 直ニ仕廻五ツ前出

殿、

主税同断、 拙者ニハ地頭職之場ニテ 御太刀進上、

尤 御謡初有之、大鐘比帰掛肝付家・入来院家へ礼廻ニ 御流レ頂戴、又御役場ニテモ 御流レ頂戴

シ、 四ツ半臥候事、

直二帰宅、

昨日

昨日之通リ家来共へ盃イタ

四日 晴 桜島雪不消

朝六ツ起、掃除昨日之通、 四ツ時出勤、八ツ前退出、

負殿・河野家・河俣氏・伊藤氏へ参帰宅、 帰掛柳町通リヨリ下シ口小路・春日之小路・島津靱 夫ヨリ書

見、名札共認候、暮前ヨリ 候得者無御差支、 日晩ハ前内記様へ地頭所之名産品共サシ上度申上越 暮ヨリ御出ニテ四ツ半御帰ニ候 父上様御方へ罷出、今

無程臥候事

五日 晴 霜、 桜島雪不消

朝六ツ起、 座内ヨリ内玄喚迄掃除、 夫ヨリ七左衛門

拙者ニハ泊ニテ、地頭所之者共ハ未居候内暮前出 イタシ引入、取次役人亭主振ニテ緩々酒共為給候、 代藤兵衛殿被来、内之浦地頭所之吉井玄泰・蓑毛郷 原直助殿・園田郷右衛門殿・伊藤六郎右衛門殿・辻 出候、暫居候テ用事相済、今日内へ年礼見廻人ハ田 菱刈玄斎咄ニ被来候、五ツ過 殿、夕詰大野多宮殿へ代合、相勤、暮ヨリ暫表坊主 右衛門・岩永玄囿・東郷直左衛門来候、一通盃トモ 屋敷内茶園或ハ畠拵ナト諸下地、八ツ後地頭取頭美 元新兵衛・戸柱へ参居候二男郷十郎ニテ候、四ツ後 ハ名越彦太夫殿ニテ候、四ツ過臥候事、 御引ケ有之、御目付

安政四年丁巳三月求摩山ニテ取タル山犬ナリ、毛灰 ニ似テ短シ、里犬ニ異ナル所口少シ広ク觜大ク、耳 色腹ノアタリ少々白シ、尾先少々赤ミアリ、狐ノ尾

0

右ハ安政丁巳三月門前ヲ荷ヒ通ルヲ見ル、珍シケレ 後ニアリテ短ク、足ノ付根大ク、尾先キ大ク短シ、 ハ呼入、図シ置ヌ、今亦爰ニ写ス、 一体先里犬ノコトシ、



〇一高百石ニ付杉弐拾本ツ、

但、差杉・植杉同断

高百石以下無高之人迄杉弐拾本ツ、可為人役

但書同断

差杉候、鎌・竹・小縄右場所へ持越、 山見廻へ取会 右者吉野村諸所へ来正月拾七日ヨリ同廿四日迄可致

十二月晦日

差調候様組中へ可被申渡者也

御家老座印

右御通達今日来、写、 大身分触役所

六日 霜強シ、氷初テ厚シ、

朝六ツ起、 始也、尤、 時分ヨリ島津織之介殿へ参候、 鎗術、 五ツ時朝出内記様へ代合、 暮過帰宅、 四ツ時分臥候事、 当番頭詰衆中之稽古 御暇、 八ツ半

七日 霜降、 桜島雪不消

書院之儀ハ毎日ニハ不及段申聞候、 朝六ツ起、 戸十郎ト新次郎ト隔日ニ致掃除候様申付置候、 居間掃除、六帖敷ヨリ書院・内玄喚辺之 朝出ニテ六ツ半

時分出 二相成ズスイ賜候、戸柱町田家・伊藤六郎右衛門殿 殿、 四ツ後御暇ニテ帰宅ナリ、吉次郎七才

島津内記様・平佐おつやさま、 屋敷内ヨリハ福留七

候、八ツ時ヨリ加藤家稽古初ニ参候、致稽古候人数(Gital Immesの何格古が人数) 左衛門・岸良喜右衛門・名越善左衛門所ヨリ貰ヒ給

ツ弐ツ計鳴候時分ニテ為有之ヨシ、 暮ヨリ前内記様

五百三拾人余有之タルヨシ、暮帰宅、

今日初リハ四

所御女性方年礼廻リトシテ御出、 四ツ過比御帰、 四

ツ半臥候事、

八日 雪降不積

朝六ツ起、 四ツ前ヨリ島津権五郎殿へ一刻立寄、(公譽) 夫

館へ出席、 ヨリ講堂へ出勤、 七ツ前相済、 八ツ後ヨリ梅田家稽古始ニ付演武 夫ヨリ平辺年礼廻リイタシ、

拾八人為有之ヨシ、 拙者稽古ハ演武館ニテイタシ候、惣人数三百九 (頭注)[梅田家詹術稽古初人数] 暮過ヨリ 父上様御方へ罷出毎

又々梅田家宅之様参候、

宅稽古ハ暮前相済、

暮過帰

之通御寝酒御相手、 五ツ半時分御暇、 四ツ時分臥候

事

○一二之丸御殿廻り御成就之上ハ

和泉様被遊

御住居筈候条、

此旨表方江致通達、

奥掛・

御勝手方

江 モ可相達候、 正月

(喜入久高)

リ但馬方へ返納可有之候、(川上久運) 右之通各被得其意、 此書付刻付ヲ以致廻達、 以上、

留ヨ

正月九日

九日 朝霜強氷厚、

朝六ツ起、五ツ半時分ヨリ岩崎年礼廻、 四ツ後御暇、夫ヨリ冷水・上之原・内之丸・韃靼冬々・ 四ツ時出勤、

後迫・磯辺ヨリ鶴江崎辺年礼廻、八ツ半時分帰宅、

名越亡伴助殿嫡女ニテ候、門司氏へ被嫁候後初テ被 夫ヨリ書見共イタシ、大鐘比門司為兵衛殿妻被来候、

来、夕ヨリ又書見、六ツ半時分ヨリ 父上様御方毎

之通罷出候

十一日 **薄雪積**、

ツ過帰宅、

九ツ過臥候事、

後ヨリ北郷数馬殿今日詰衆被仰付候朝祝ニ参候、 朝六ツ起、四ツ前出勤、八ツ退出、 直ニ帰宅、七ツ 夜

今朝之詠

六ツ半時分帰候、

相応酔候故無程臥候事、

夜のほとハあらしと計思ひしに

あけて驚く庭のはつ雪

十日 間々雨、

時ヨリ講堂へ相詰、八ツ時退出、直ニ帰宅、七ツ時 朝六ツ起座内掃除、五ツ半ヨリ島津権五郎殿へ参候、 嫡女お冬との先日ノ病気最早余程快方之由候、 四ツ

表一廻ハリイタシ侯、小雨間々降候故稽古取止ニ相 前内記様へ一刻立寄、夫ヨリ島津織之助殿へ参候、

成 候、松岡喜左衛門殿ニモ同断、父上様ニモ拙者方へ 夕方皆引取候、夜入前帰宿候得者年礼お筆来居

参候様申来候間、

来客之面々へハ失礼相断参候、

Д

御出故座内四方共屏風立廻シ差上候、

五ツ時前ヨリ

御殿廻等及御焼失、御隣家松平伊勢守様御屋敷其外(湘田仲建) 旧臘七日江戸上御屋敷奥向普請場ヨリ火起

0

太守様御差控(忠義) 町家及類焼候、 就右翌八日 御伺書御用番内藤紀伊守様江被差出(信親)

外月並御礼罷出候面々、 旨被仰渡候段御到来候、依之御一門方并諸大身分其 明十二日四ツ時登城、 於席々

謁御家老可被奉伺

御機嫌候、 **且御遠慮御免被仰渡候ニ付テハ恐悦可被**

78

申上候、

其外御当地寺院・諸士等之儀留方略ス、

正月

今日御役替左之通

小松帯刀(清廉)

福崎助八

鹿児島郡吉田伊作ヨリ繰替

御鉄炮奉行勤方是迄之通

山本新左衛門

詰衆

御使番勤方是迄之通

榎本新兵衛

詰衆

北郷数馬

島津勇四郎

御使番格勤方是迄之通

山口与三左衛門

日当山へ繰替諸県郡高城ヨリ

吉井源七郎

代小番

花鎌蔵

十人賦

山口不及

船木五右衛門

御広敷番之頭勤方是迄之通

五人賦

三原玄甫

深栖加右衛門

御鳥見頭格勤方是迄之通 郡奉行見習

御代官格勤方是迄之通

矢野清右衛門 税所弥藤次

病気

田上藤八

御勘定小頭 御勘定小頭

他行

上村正兵衛

児玉佐平次

他行

御細工奉行 上村直右衛門

猿渡彦左衛門

高奉行勤方是迄之通

伊東新之丞 平田富五郎

御作事奉行勤方是迄之通 郡奉行三島方掛

志布志繰替阿久根ヨリ

市来八郎

高崎藤太

川上但馬殿

福島半之進

十二日

稀成大霜、木々薄雪ニ似タリ、尤庭同前、

氷厚シ、

朝六ツ起、

ハ此節江戸上御屋敷御焼失御差控御免一件ニ付、 四ツ前ヨリ講堂詰前ニテ出候得者、今日

奉 79

同御機嫌惣出仕故講釈無之由ニテ直ニ

求置候境ト相見得候古筒先之方壱尺計切候テ不目立 (堺カ) 御殿之様罷出候、当番故相勤、七ツ前仁礼小平太殿 へ代合御暇、夫ヨリ十河炮作所へ参候テ、先達テ相

銀ニテ一文字入呉候様相頼侯、無程帰リ候テ書見、

様カラスニイタシ、 😭 🕇 大抵ケ様ニシテ本之方ニ

夕七左衛門所稽古所へ参候テ剣術一篇イタシ候、暮

帰宅、夫七左衛門召呼銀太刀拵之儀共噺イタシ候、

時分帰、夫ヨリ 其外御軍役之事ニ付手当事致談合候、七左衛門四ツ 父上様御方へ罷出四ツ過御暇、

程臥候事、

十三日 霜降、快晴、

候、又彼是ト屋敷内下地、九ツ時分加世田郷士天真 朝六ツ起、掃除之通、六ツ半時分ヨリ七左衛門出候(毎晩ヵ) テ、又太刀拵一件、地金共取合四拾八匁程遣シ相頼

遣シ、夫レ月代、飯トモ給候テ急キ出 (ヨワఱスク)

殿、平田靱負殿へ代合相勤候、暫シテ七ツ打ツ、

河俣老翁ヨリ

はつ霞たつのにしらむ春の雪

此方ヨリ塩くつなとも取会返シニ

白兎拝呈

雪霜ハまた降なから立春に

かすミわたれる空そのとけき

今日夕詰ニテ御通達左之通来候、

0 旧臘十六日

召大久保加賀守様御登 太守様御一類中様被為

城之処、御居屋敷御焼失可為御難儀ト被思召侯

仰出候旨、御月番御代松平豊前守様ヨリ被仰渡候段 御由緒別段之思召ヲ以御金弐万両御拝借被

出候面々、明後十五日御礼後居残、御祝儀於席々謁 御到来候、依之御一門方并諸大身分其外月次御礼罷

八ツ前引入庭掃除少々イタシ、左近允氏五代へ書状 七左衛門ヨリ承リ候テ参、拙者ニモ稽古イタシ候 流四段目先日引渡シ有之候者来候テ稽古イタシ候段

80

可被申上候、

御精進日間被申上、江戸江者有来通追テ飛脚便被 但、大奥江兼テ御祝儀被申上来候面々ハ当日又ハ

申上、 御女中方之儀モ同断可被申上候、

0

今八ツ時御供揃壱本御道具

御馬ニテ桜之間・御中門・北御門

磯御茶屋へ被為

今日磯御出為有之由左之通

和泉様江兼テ御祝儀被申上来候面々ハ有来通可有(タメウ)

之

右之通表方へ致通達、 奥掛・御勝手方へモ可相達候、

正月十三日

(川上久對)

別紙之通被仰渡候間此段致通達候条、 銘々承知之名

福崎助八

正月十三日

前引札ヲ以可被申出候、以上、

大番頭以下

当番頭衆

月番

奏者番衆

詰衆

引札

当番頭月奏者番代

詰衆代迄モ

入 御出、

御出之通 御帰殿之筈候旨被仰渡候

正月十三日

小松帯刀(清廉)

当番頭衆

十四日 朝六ツ起、五ツ半出殿、夫ヨリ講堂詰ニテ参候テ八 織之介殿へ参、鎗稽古イタシ暮帰候、暮過ヨリ父上 ツ退出、夫ヨリ下方礼廻リイタシ、七ツ過ヨリ島津 霜快晴、 夕刻霰少シ降

河俣氏ヨリ申ヲコサレケル

様御方へ罷出候テ四ツ時分御暇ニテ臥候事、

今朝ハ御翰難有拝誦、

名越左源太

81

御詠如仰ノのりの天気罷成

追々暖気老体誠ニ嬉敷、何歟メクミ出候、頓ト世ノ

恵ミニ御座候、殊ニ名所之鮮魚何トモ奉謝カタク厚

御礼申上候、其御庭前之蕗ノトフ一入名ニメテヽ歓

又おかしくも

はつ草のうちに薫し蕗のとふ

唯今則鮮魚ト大賞翫之蕗ノハナシタ、カカへ頂戴。

乱筆真平

又七十五日目出度かしく、

青陽十三日賀

(島津久徽) 明日御用人数

右御前

0

出水

大番頭勤方是迄之通

(喜人久高)

小松帯刀

羽月

右表

田中仲次郎

御広敷番 御広敷番頭 高木孫市

御広敷番之頭勤方是迄之通 川口新左衛門

御広敷番

肥後太郎八

右御側

他行 松元覚右衛門

前田勇左衛門

物奉行見習勤方是迄之通

伊集院直二

右御勝手方

十五日 霜降氷、快晴

原へモ登リ山後之方へモ参、大庭氏ニテー刻茶給候、

朝六ツ起、九ツ時馬ヨリタンタトフ野屋敷へ参候、

野呂氏ヘモ一刻着之祝儀ニ参候、八ツ打直ニ馬乗切

イタシ、夕方一刻島津右近殿へ参候テ泊番ニテ出勤 リ、未夕八ツ帰リ無之内帰宅イタシ候、夫ヨリ書見

島津兵十郎殿へ代合相勤候、四ツ過臥候事、

御通達之写

0 和泉様御儀ニ付先度

御書取ヲ以被

仰出、 同奉承知通ニテ実以奉恐入御儀ニ候、

此度深

再三強而

尊慮之訳被為

御直御願被遊趣有之、 乍漸二丸

御住居 御許容被為

御住居被遊筈ニ候、

追々御成就之上

右之趣摂津

御前へ被

召出

御直被

手方へモ可相達候

严月

仰出候、此旨奉承知候様表方へ致通達、

奥掛・御勝

0

江戸ヨリ御着城之節御左右申、

左之通仰渡相成居候、

山王之脇

御通

西田橋

枡形

右同 右同

右御左右申御兵具方足軽

西田町入口 御通

西田町

右同

右御左右申町人

参掛候節御門番足軽承、 直ニ御門番ヨリ御番所へ申 右ハ御下国之節右諸所御左右申之儀、

以来者御門へ

御目付・御目付へ可申出、 御番人ヨリ早々御側御用人・月番御用人・月番 御番人之儀、枡形御左右

鼡

迄御番所へ罷在、夫ヨリ庭上へ可罷出候、

差図ニテ候、以上、

右之通被仰渡候条、

向々へ無間違様可被申渡旨御

文化二丑五月十八日 郡奉行御左右申之儀ハ是迄之通可相心得候、

畠山逸見

当番頭衆

83

御座 御覧之節者当番頭御座不及相迦末之方江相敬

罷在候樣、 以後為見合記置候事、 御家老監物殿ヨリ島津登致承知候ニ付(仮田久規) (久包)

文化十三年子正月廿日

十六日

霜降氷、快晴

朝六ツ起、今朝ハ島津右近殿へ朝出相頼置候得共、 タシ候、七ツ過ヨリ島津織之助殿へ鎗術稽古ニ出席、 候由承候ニ付、 今日者同席中御用談之儀有之候、 朝出之儀断申遣居残、 致出勤候様順達参 九ツ過退出イ

八ツ前被帰候テ無程臥候事、

仕相表等イタシ暮帰宅候得者平佐おつやとの御出

昨日小松帯刀御役替被(清廉) 仰付候御書付御証文之

0

写

大番頭

勤方是迄之通

右之通御役替被 仰付候、 左候テ、別段

小松帯刀

思召之訳被為

在候付、 御家老中吟味之儀茂都テ承候様被

仰付候条、此段申達候、

以上、

戌正月十五日

福崎助八

伊勢何某

0

身出張茂不致、心得違之儀共有之段相聞得候、 当弁天波戸台場受持被仰付置候処、 之事候ニ付自然異変之儀ハ無之筈候得共、 右者異国船之儀於公辺通商御約条モ有之、 調練等之節々自 非常御手 折々漂来 台場

受持之儀ハー手之物主ニテ、急変之節

殊ニ先祖勲功之家柄・家名不墜様一涯可相励之処、 御国家之安危ニ相抱リ不軽職掌ニ付時々出役致差図、

御軍備相惰候儀ニ茂成立、 兼テ酒宴遊楽酖候処古来之家風取失、 御役柄旁別而不埒之至被 太切成

思召上候、依之屹卜被 仰付様モ可有之候得共、 右

御役被成御免、 之通先祖勲功之訳モ有之候ニ付格別之 隠居慎罷在候様被仰付候条、 御宥免ヲ以 諸帳 面

等如例可被申渡旨筑後殿御差図ニテ候、『『上グ書』 以上、

御参府旨被

万延元年申十二月十八日

吉井何某

右者全体高慢成生質ニ而、御用向ニ付同席一統不納

得之儀有之、尤、其身気向ニ不叶、新役之者江ハ御 書認振其外聢ト不相教、且勤場へ毎々食物類為差出

新役共相催折々酒会相企候趣相聞得、

当時風俗沙汰

役被成御免、御奉公方被障置候条此段申達候、以上、 之儀分而被仰渡置事候処、右次第如何之至候ニ付御

右両人御達ハ諸向へ相廻候御証文之写ニテ候、 酉三月八日

正月十六日御通達之写

0

此節江戸上御屋敷御焼失ニ付御参府御月延御願ニ相

成候処、出格之以御取訳当秋中可被遊

仰渡候付テハ一昨春ヨリ御打重之御願ニ付、

公辺御都合向如何ト被 此節之御礼且御断旁トシテ、御熟談之上当春

思召、

仰出候、此旨向々へ可申渡候、 御出府旨被 和泉様可被遊(外光) 中 正月

○一太守様当年四月中可被遊(忠義) 御参府之処、御屋敷御焼失外御屋敷御住居モ御手狭

御住居差支候趣及

ニテ

上聞候処、出格之訳ヲ以御用捨被遊、 当秋中可被遊

御参府旨被仰渡候段ハ別紙申渡通ニ候、

依之御一門

方并島津左衛門一列・諸大身分・月次御礼罷出候面々、 来ル十九日四ツ時登

城、 於席々謁御家老恐悦可被申上候、

但、大奥へ兼テ恐悦等被申上来候面々者有来通被

申上、江戸へハ追テ飛脚便被申上、 モ同断可申上候、且 和泉様へ兼テ恐悦等被申上 御女中方之儀

来候面々者有来通可有之候

右之通表方へ致通達、 奥掛・御勝手方へモ可相達候、

正月

(川上久封)

太守様御儀、 当四月中可被遊

御参府旨被

仰出置候処、此度江戸上御屋敷

当秋迄御参勤御用捨被成下度旨、式部殿ヨリ旧臘廿(川上久美) 之儀ハ御手狭ニテ仮成ニモ御住居不被為整候ニ付、 御殿廻等無残及御焼失候ニ付テハ、高輪其外御屋敷 日御老中久世大和守様へ願書被差出候処、 太守様

当年四月中可被遊

御参府之処、御屋敷御焼失外御屋敷御住居向茂御手

狭ニテ

御住居差支之趣及

上聞候処、出格之訳ヲ以 御用捨被遊、 当秋中可被

游

御参府旨御老中様

御連名之

御奉書ヲ以被仰渡候段御到来候、此旨奉承知候様表

但、諸郷へハ地頭・領主大番頭ヨリ可被申渡候

方へ致通達、奥掛・御勝手方へモ可相達候、

正月

筑後

十七日 霜降、 快晴、

四ツ後ヨリ之企ニ出席、表并仕相十三イタシ候、暮 尻氏・図書殿へ一刻ツ、立寄、島津織之介殿所鎗術、 朝六ツ起、四ツ前出勤、 四ツ後御暇、 権五郎殿・田

過帰宅、風呂ニ入、夫ヨリ

父上様御方へ罷出候、五ツ過内記様御出ニテ、

九ツ

過御帰ニテ程ナク臥候事、

十八日 霜降、 晴

朝六ツ起、掃除等毎之通、

四ツ前ヨリ講堂へ相勤、

八ツ時退出、夫ヨリ写本、大鐘ヨリ前へ鎗稽古二出

席、今日ヨリ上方内稽古初リニテ十人計出席有之候、

夫ヨリ内記様方へ参候様申来候間、暮ヨリ参候得者 八ツ過帰宅、無程臥候事、 川北氏・寺山氏ニテ碁打ニテ候、 拙者ニハ見物ニテ

藤来、夜五ツ半時分帰候、四ツ過臥候事、

候、八ツ前帰宅、師子之尾参、馬弐拾疋計通ル、 新内殿・市隼殿・島兵殿同道ニテ大蔵殿へ祝儀ニ参 朝六ツ起、掃除等毎之通、四ツ時出勤、四ツ後御暇

二十日

霜降、

氷厚、

快晴、

桜島薄雪

朝六ツ起、

掃除毎之通、

四ツ前講堂詰ニテ出勤、

八

思召之訳被為

0 一月二十二日午刻 御通達之写

二月廿五日巳刻 右御首途

右御発駕

和泉様御出府付(久光)

右

右之通被

仰出候条可承向へ可申渡候、 正月

十九日

霜降、氷、晴天、

0

御通達之写

表方へ致通達、 両之分御用捨被仰出候段御到来候、此旨奉承知候様 候処、今度江戸上御屋敷御焼失ニ付御上納残金四万 御本丸御普請ニ付先達テ御願申上御上納金被仰付置 奥掛・御勝手方へモ可相達候

正月

但馬

お

0

右者別段

之候祝且二男殿宮参之祝ニテ候、夜入五ツ過帰宅、 ツ退出ヨリ島権五郎殿へ参候、登殿江戸着之左右有

無程臥候事、

二十一日 霜降、氷、間々小雨降、

帰宅、直ニ書見、大鐘頃ヨリ夜入四ツ半時分迄被語 朝六ツ起、馬壱鞍乗、掃除毎之通、 四ツ八ツ出勤、

候、無程臥候事、

喜入摂津殿

在候二付、

和泉様 御下着迄之間御用部屋へ茂相詰御用承候様(タメタ)

被

仰付候、

右同人

右前条之通被仰付候ニ付繰廻月番被成御免候、

右之通被仰付候、此旨表方へ致通達、奥掛・御勝

手方へモ可相達候、

(川上久運)

正月廿二日

二十二日霜、晴、

朝六ツ起、座内掃除毎之通、講堂詰前ニテ四ツ前出

勤、八ツ後退出、七ツ過迄屋敷諸下地、夫ヨリ書見、

暮ヨリ 父上様御方へ罷出四ツ前御暇、四ツ過臥候

事

二十三日 霜降、快晴、

朝六ツ起、四ツ八ツ出勤、七ツ過薬丸氏父子入来、

同道ニテ島津求馬殿へ参候、夜四ツ時分帰、無程臥

候事、

一十四日 快晴、

朝六ツ起、四ツ前出勤、夫ヨリ講堂詰ニテ彼方へ相ニールー

様御方へ罷出、四ツ時分臥候事、

二十五日 晴、夕方ヨリ又寒冷厳、

朝六ツ起、掃除毎之通、四ツ時出勤、九ツ半御暇、

帰宅、八ツ後ヨリ野屋敷へ参、竹之子五本堀山芋同

候テ暮前帰宅、夫ヨリ 父上様御方へ罷出四ツ前御断、杉之葉・椎之葉・ヤニウチ竹・梅之枝ナト取リ

暇、

四ツ過臥候事、

二十六日 誠之薄雪、終日厳寒

朝六ツ起、六ツ半朝出ニテ出勤、兵十郎殿へ代合侯、

終日右之事ニ付諸下地、暮ヨリー父上様御方へ罷出、四ツ過帰宅、明日御座書役衆緩々初テ相噺筈候ニ付、

四ツ前御臥シナサレ候ニ付御暇ニテ、無程臥候事、

88

一十九日

霜降、氷、晴

三十日 雨 二十七日 霜降、氷、晴天

座書役緩々相噺置申入候処入来ニテ、夜入五ツ過皆々 朝六ツ起、四ツ前出勤、 四ツ過御暇、八ツ後ヨリ御

被帰候、入来人数富田伝内殿・平山源八殿・津留与

右衛門殿・久保雄右衛門殿・吉留直次郎殿、亭主前 ハ井上弥兵衛殿・美代藤兵衛殿入来ニテ候事、

臥候事、

出、上脇龍円ニモ来、各四ツ過帰リニテ候、九ツ過 掛平佐へ一刻立寄、夫ヨリ帰宅、夕ヨリ島内記様御 朝六ツ起、講堂詰ニテ四ツ前出勤、

八ツ後退出、帰

一昨夜今和泉屋敷裏門前辺ニテ、夜九ツ時知識何某

於洲崎打果候由 殿へ伊集院氏之家来疵付候テ逃去、郷中之衆ヨリ貰

一十八日 霜降、 氷、 快晴

朝六ツ起、四ツ前出勤、 四ツヨリ講堂詰ニテ参、四

父子・鮫島吉左衛門殿・松山三騰殿・伊藤六郎右衛 ツ後直ニ帰宅、七ツ後ヨリ島求殿・島権殿・薬丸氏

門殿入来ニテ、夜四ツ半時分被帰候事、 おつやとの

こも御出ニテ御泊之事

0 御通達之写

九州路日数拾弍日

中国路日数四日 御船中日数二日

一牧方筋二日 大坂 御逗留中二日

伏見 伊勢路東海道日数拾五日 御逗留中五日

四ツ後御暇、

おつ

右者当春

やとの夜入九ツ時分御帰ニテ候事 朝六ツ起、六ツ半朝出ニテ出勤、

御船ニテ播州室へ御着船御上陸被為(室津カ) 和泉様御出府付、豊前小倉ヨリ

在、 別紙

御休泊之通可被遊御通行旨ト 被仰出候条、此旨可承向へ可申渡候、

正月

一向宗之儀、

0

或一向宗僧ヲ引入法談致聴聞等、追年講中ヨリ之出 剰本尊・経文等致所持、門徒ヲ弘於諸所講会取企、 厳敷申渡趣モ有之候処、于今右宗旨信仰之者不少、 御当家御代々堅御禁制之段ハ一統承知之通ニ而、追々

事候得共、 聞得、別而不届之至候、就テハ夫々御取扱可被仰付 銀及莫大、夫故自然ト郷村等及疲弊候茂有之哉ニ相 達

御聴候処

誠以難有 以来ハ改而一涯厳重可被仰付旨 御沙汰被為 御断申出候者ハ御咎目等之不及沙汰一同御赦被仰付、 御家督涯別段之思召ヲ以此節ハ御憐愍被召加、 在 自訴

御趣意之

改役ハ勿論、夫々支配下又ハ主人等ヨリ手堅申渡、 於有之者夫々糺方之上屹ト可及御取扱候、此旨宗門 行ヲ以御断可申出候、若右限月内不申出押隠居候者

難有

御趣意之程丁寧ニ申諭、

限月通無残御断申出候様精々

可取計候、左候テ、是迄自訴御断申出候者共御赦之

儀ハ宗門改役ヨリ可相達候、

右之通、向々へ不洩様可致通達候

正月

(川上久封)

(島津久徽)

(喜人久高) 摂津高

(川上太運)

御通達之写

0

和泉様御事、近々二丸江被遊(ヘメヒ) 御移徒筈候条、来ル十三日ヨリ御座建被(儺カ)

仰付候間、 彼御方江相勤候面々ハ外掛之向御用透ヲ

以繰廻、

同日ヨリ

御事候条、取違致執行候者於有之ハ当五月迄之間形

二日

快晴、

候、

短筒・腰差・皮袋抔頼置候間最早出来候半敷ト

朝六ツ起、

屋敷内中庭掃除、

四ツ過ヨリ集成館へ参

一丸へ致日勤候様被仰付候条、 向々へ可致通達候、

二月

日史第六

名越時敏

文久二年壬戌二月中

朔日 快晴、

今日相良治部栗野、 島津蔵人諸県郡高城地頭職被仰

付候

以繰替承候、当番ニテ九ツ過ヨリ出勤、 夕詰伊集院

朝六ツ起、掃除等毎之通、島平馬殿ヨリ昨日手簡ヲ

者方ニテ御寝酒被召上、五ツ時分御引入、 静馬殿へ代合御暇、七ツ過帰宅、夕ヨリ 四ツ時分 父上様拙

臥候事

候

0

公儀御通達之写

和宮様御入輿御日限

今日江戸へ之定飛脚立候事、

四ツ過臥候事、

宅、

大鐘ヨリ泊番ニテ出勤、

島津蔵人殿へ代合相勤

夫ヨリ油シメ所花倉御仮屋抔拝見イタシ、七ツ時帰 参候、三男吉次郎召列居候ニ付集成館モ処々拝見、

磯御仮屋下罷通候処、浜辺へ御馬乗馬場新規御出来 (頭注) [磯浜辺御馬乗馬場出来]

馬見上未御出来不相成決ト不日出来カト奉推量候、 相成、最早御成就前ニテ今日芝フセドモ有之候、 御

当正月何日比之事歟、御老中安藤対馬守様へ浪人共省正月何日比之事歟、御老中安藤対馬守様へ浪人共

及死傷候得共、対馬守様家来之者余程働強候テ十三 十七八人計ニテ手疵為逢候テ、双方トモ五六人ツヽ

付次第ハ替リ候共、 評有之候、未慥成儀ハ不承候得共、人々噺有之事ニ 騒働之有之候ニハ相違有之間敷

人ハ為生捕ト之事、三日跡町飛脚便ヨリ為相知由風

大目付江

十二月十一日 辰刻

右之通被仰出候、

御婚礼御日限之儀ハ追而可被仰出候、

被達候、 此段向々へ可

十二月

別紙之通、従

三日

晴、

霜降、

御勝手方へ茂可相達候 公義被仰渡候段申来候、 此旨表方へ致通達、 奥掛

二月

(川上久運

0

御通達之写

右者御老体之御事候ニ付

御城諸御門御下乗之儀者家格通ニテ、 御台所口御門

左候而、

御下乗被為在候様被

二月二日

上、

二月三日

名越左源太様

御役人衆中

別府市郎右衛門重富役

92

0

重富屋敷ヨリ吹聴状之写

勝山英之進殿御事、(久光男、忠欽)

安芸様養子被

迎出、且又

和泉様二丸御住居被為(気光)

在候二付、勝山悦之助殿初(久光男、久封)

御子共方御列上リ被為

在候様被

仰出候旨被致承知候、此旨各様迄為御知申進候、

以

朝六ツ起、今日ハ御用談之順達来候ニ付夜前泊番ニ

候得共、朝出不相頼居残候テ四ツ過帰候事

之儀ハ御乗輿ニテ被為通候儀、御勝手次第被仰付候、

御本丸ハ大奥通番所前辺ニテ

仰付候条、向々へ致通達候

右者今般

仰出候、 御伺相成候様被 在候而茂、矢張是迄之通万端 二丸御住居被為 御聞候処、此節 和泉様ニモ被遊 右者重富家之儀、 二月二日

此旨向々へ可致通達候、

0

於俊殿 勝山芳之進殿

右

和泉様二丸へ御住居被為在候付、

御住居被為

御子共方御列上リ

在候様被

島津周防殿 (久光男、忠麗)

0

是迄何篇

摂津

仰出候条、向々へ可致通達候、

0

其身無拠願事之儀ハ、夫々支配頭へ相付可申出ト之

趣者追々被

仰出置候得共、間ニハ親類縁者旁之手寄ヲ以不勘弁

右様之儀一切有之間敷候、乍此上筋違之内意等申出 込候者茂有之哉ニ相聞得、 之内意、且又御女中方又ハ大奥手寄等ヲ以内意事申 甚以不可然事候条、以来

候者ハ不取揚、屹ト可及迷惑旨猶又

御内沙汰被為

於成殿

勝山悦之助殿(久光男、久封)

勝山真之助殿(久光男、忠済)

在候条、 向後

者屹ト可及沙汰候、此旨向々へ不洩様可致通達候 御趣意相守聊取違有之間敷候、万一不守之者於有之

二月

(島津久徽) (喜人久高)

但馬運

四日

朝六ツ起、永吉法事ニテ六ツ半過ヨリ参、四ツ前帰

掛千石馬場町田家へモ参、四ツ時講堂詰相勤、 八ツ

時退出、二階堂家御姉様御機嫌暫不奉伺候ニ付罷出

候処、昨日ヨリ些御不塩梅之由ニテ御臥居ナサレ候、

シカシナカラ差而之御事トハ窺ハレス候、無程御暇、

川上式部殿今日江戸ヨリ之着ニテ祝ニ参候、夜入リ(≪美) 五ツ過キ帰宅、四ツ時分臥候事、

0

御通達之写

小倉弐里半

内、海上壱里、

大里ヨリ

兵庫

御立五里 御休無之、

大坂

御休無之、 西之宮五里

和泉様御出府ニ付御宿割等右之通被召替候旨被(タメサ) 右

仰出候条、可承向へ可申渡候、 正月

着座門首十五ケ寺

南泉院

飯隈山

般若院

不断光院

下之関

御渡海、

但、御着翌日、

日御逗留

平等王院

井上駿河守

一乗院

浄光明寺 本田加賀守

大龍寺

大乗院

福昌寺

千眼寺

御着船、

但、

御着船翌日、

一日御逗留、

御乗船、兵庫江 下之関ヨリ

弥勒院

寿国寺

五日 晴

日者夕詰ニテ七ツ前出 朝六ツ起、 朝之内一刻内記様へ用事有之罷出候、 殿、 平田靱負殿へ代合相勤、

泊北郷浪江殿へ代合、暮ニ帰宅、

夫ヨリ父上様御方

掛事候間此節ハ小振相調候、南之方石場上之番木屋

九ツ時分御帰、 罷出御寝酒御相手、 無程臥候事、 四ツ前ヨリ前内記様御入来

行被仰付候、其外ニモ段々御役替為有之由候

入来院恰今日当番頭ニテ御用人勤、

島津左内御鑓奉

処々廻り候処、十五六年跡西通り上ニ差置候杉久々

取土寄ナトイタサセ、

拙者ニモ庭掃共作候、

屋敷内

モ三四年跡同様小振立替置候、

召列之者共へ茶園草

六日 大霜、 快晴、

宅、 ニテ参、又々 朝六ツ起、 無程加藤権兵衛殿入来候テ八ツ過被帰、 朝出ニテ六ツ半出 御殿へ御用有之、罷出候テ九ツ前帰 殿、 四ツヨリ講堂詰 直二島

□箱壱ツ相求帰候、@カ) 津織之助殿所へ稽古ニ参候テ、 兵衛相誘市見物ニ参候処、未何モ格別之道具不相見、 大鐘ヨリ町田家之新

新兵衛ニモ召列来、夜九ツ帰候、

無程臥候事、

七日 晴

朝六ツ起、今日者御座相頼タンタトフ屋敷へ参候、

今日古家解方ニテ候、 処々番木屋・仮屋等有之事候得ハ毎々修甫等面倒相 里塚之方屋敷番木屋損居候間新調イタシ呉候様承 此節左絵図面之通造立之筈候、

年植杉・差杉イタシ置タルハ弐千本位モ皆共見事ニ 外太リ居楽ニテ候、其節ハ処々へ過分ニ差置タル事 相成居、往々ハ相応之山ニ相成可申筈也) 候得共、漸五六拾本位モ此処ニハ付居候半歟、 二見候処、最早進ミ能ノハ軒柱位ニハ相成居候、 一昨 存



二月

朝六ツ起、四ツ八ツ出勤、帰宅、七ツ時分ヨリ市見

物、隅州住正景之刀壱本借帰候、暮ヨリ戸柱町田家

へ参候テ四ツ過帰宅、無程臥候事、

御通達之写

0

島津周防殿 (久光男、忠鑑)

御子様方御同様之御会釈被

右者御続柄格別成御訳合ニ付、

別段之以思召以来何

仰出候、

島津図書殿 (久光男、久治)

ヨリ此殿文字相用、年頭・八朔其外都テ一世御子様方御同様之 御会釈被仰出候、左候而、此節右者御続柄格別成御訳合、別段之以思召以来何篇

又者御台所御門ヨリ御入、御内玄喚ヨリ御上リ有之御一門方同様被仰付、何ソニ付御上リ之節者北御門

候様被仰出候、

右之通被仰付候条、向々へ不洩様可致通達候、

九日晴、

ツ過ヨリ市為見物参、七ツ過ヨリ織之助所稽古ニ参朝六ツ起、四ツ時出勤、八ツ前退出、直ニ帰宅、八

此人数ニテ候間、市見物同伴致シ候間又々市へ不参弥市郎殿・東馬殿へ行逢候処、今日ハ今迄出席人数

ルヘクト花岡屋敷角迄参候得者、織之助殿・相馬殿・

候哉之旨承候ニ付、否不申直ニ又々市之様参候テ暮

前帰宅、夫ヨリ - 父上様御方へ罷出候テ四ツ時分御

暇、無程臥候事、

○ 去十二月廿八日安田氏江戸ヨリ之書状、尚々書迄書

尚々御聞及も御座候半、去ル七ツ過大奥より出火

抜、

御長屋ハ纔弐軒焼、皆共相残し申候、南向御屋敷ニ焼野原と罷成、残念共何共難申上次第御座候、ニ而「御殿廻リ・御役所不残御焼、誠ニ暫時之間

ハ御長屋不残焼失、其外亀丸様始町家七百軒程類

焼、町家江ハ金三百両・米三百俵被下候、

嫌ハ御差障無御座候、大略迄申上越候、御姫様方ハ高輪御屋敷へ御迦し被為在候、於御機

十日 タヨリ雨

リ暮ニ相掛リ候、少々錆落シ抔モイタサセ候、暮前帰宅、無程白浜孝兵衛召呼刀為拭候、四ツ半時分ヨ殿へ代合候、四ツ過御暇、夫ヨリ浄光明寺へ参詣、顧六ツ起、朝出ニテ六ツ半出勤、夜前泊番喜入多門朝六ツ起、朝出ニテ六ツ半出勤、夜前泊番喜入多門

此方ヨリ申上越呉候様承候ニ付、又々家来へ委敷為候得共、最早快被成御座候段申来、戸柱町田家へハ

荒田二階堂家御姉様昼七ツ過些御不塩梅被為在御座

被承候テモ不落付、又自身玄喚迄出候テ承候得ハ七

候得共其段為御知申ト之事故、何レ是迄申来程之事ツ時分暫時御気絶アラセラレ候得共、最早少々御快

候得ハ、夜入四ツ前ニテモ候半歟、終ニ無常之風ニ

候得ハ、大抵之御事ニハ不被為在御座ト則駈付罷出

帰宅、

無程臥候事

吹レ給ヒ、

如何トモスヘキヤウナク中途ニテ八ツ聞

十一日

雨

リ被帰候、五ツ過比御姉様御入館、御法名時源太夫殿二男実御姉様嫡子二階堂弥六殿田布施ヨ時派太夫殿二男実御姉様嫡子二階堂弥六殿田布施ヨ朝六ツ起、九ツ過ヨリ荒田二階堂家へ参候、暮六ツ

智芳院殿安室貞心大姉

然奉存候、二階堂家之儀ハ私参候上宜敷様可申上ト黙ト奉存候間、先今日ハ母上様忠王今日御越之賦候処、帰ニハ同道イタシ候、母上様って、母上様って当年七十六歳ニ被為成御年齢稀成御上、父上様ニモ当年七十六歳ニ被為成御年齢稀成御上、父上様ニモ当年七十六歳ニ被為成御年齢稀成御い、父上様ニモ当年七十六歳ニ被為成御年齢稀成御い、父上様ニモ当年七十六歳ニを別が御愁歎相増候半事ニ候得ハ、母上様の私を候上宜敷様可申上ト数を存候、二階堂家之儀ハ私参候上宜敷様可申上ト数を存候、二階堂家之儀ハ私参候上宜敷様可申上ト数を存候、二階堂家之儀ハ私参候上宜敷様可申上ト数を存候、二階堂家之儀ハ私参候上宜敷様可申上ト数を存候、二階堂家之儀ハ私参候上宜敷様可申上ト数を存候、二階堂家之儀ハ私参候上宜敷様可申上ト数を存候、二階堂家之儀ハ私参候上宜敷様可申上ト数を存候、二階堂家之儀の私参院上宜敷様可申上ト数を存成。

十二日晴、

智芳院様当年御齢五十ニナラセラレ候、

談ハ不申様堅ク心得候事

御差留申上候、家内中何篇申談、

折角御愁歎無之様

朝六ツ起、八ツ時ヨリ二階堂家へ参候、暮六ツ時御

二月十四日

場園牟田隆盛院、主税ニハ隆盛院迄参り候、忌中ニ(草牟田カ) (草牟田カ) 出館、夜四ツ時分御治之御左右承知之上帰候、御葬(棺丸)

提道具用皮厚

提道具用皮厚目鹿之ナメシ皮ニテ

煙草入用、

横幅五寸五部、長九寸、

一煙管筒用、横幅三寸五部、長九寸五部

一 板鼻主税殿所ヨリ之吹聴書之写

思召今日島津之

0

板鼻主税事、別段之以

御称号・実名久之字、代々寄合家格連名之此以前之本テスト

間、八ツ後ヨリ何レモ様御入来被下度此段私ヨリ御通被仰付難有仕合奉存候、依之祝酒致進上度御座候

吹聴申上候、以上、

二月十二日

太田八郎 島津主税用頼代

梅田九左衛門ヨリ吹聴書之荒増

六日執行仕候ニ付、以下略ス、私亡祖父并亡妻・嫡子拾七年回忌法事相混、明後十

及迷惑旨、組中へ被仰渡候様可相達旨大目付衆被仰右ニ付見聞ヲモ掛置候条、此上違背之者於有之者可

十三日 大霜、快晴

朝六ツ過起、終日在宿之事、段々忌中見廻人数略ス、

十四日 大霜、快晴、

朝六ツ過起、終日在宿之事、悔見廻人数等不書留候

事

御通達之写

御当地近在農家又者中宿者所へ遊山体之者共宿貸間

0

申渡置候間、向後右体不勘弁之儀一切有之間敷候、中渡置候川、向後右体不勘弁之儀・石之候ハ、、其宿主ヨリ向々へ相付名前可申出旨如何之至候、此以後右通理不尽ニ宿等申付不法之儀・上有之候・、此以後右通理不尽ニ宿等申付不法之儀・財後間ニハ家財等為相痛、宿主迷惑ハ勿論、田敷段ハ追々申渡置候得共、押々宿借受酒食等取ハヤ

渡候、以上、 二月十六日

永江伊右衛門月番御目付

昨日島津主税殿へ御鑓奉行被仰付候由吹聴有之候得

トシテ御出ニテ御泊ニ候事、

共、当分忌中之事ニテ不参候、

大身分触役所

十五日 晴

朝六ツ起、六ツ過ヨリ隆盛院智芳院様御姉様御墓へ

宅、 参詣、直ニ隆盛院脇ヨリ城ケ谷越ニテ五ツ半時分帰 終日在宿、 永代節用無尽蔵書抜ニテ候、朝夕食

後ニハ庭掃除共イタシ候、暮おとくとの被来四ツ時

分被帰候、伊藤六郎右衛門殿妻也、

川上式部殿妹ニ

0

御通達之写

テ候、当分拙者終日在宿之事候間、 へ日之内ニハ三四度モ御出、 今夜御寝酒モ拙者方ニ 父上様拙者方

テ被召上候、四ツ半臥候事、

十七日

朝六ツ起庭掃除、忌中故終日在宿、 暮ヨリ田原直助

殿・奥山藤左衛門殿入来ニテ四ツ過被帰候、おつや

との今晩モ御泊ニ候事、

二丸御門通融差留置候得共、 此旨表方へ致通達、奥掛・御勝手方へモ可相達

明十八日ヨリ通融之筈

候、

二月十七日

和泉様御事、二丸御住居ニ付御一門方年頭・八朔(ゑキヒ)

0

津又八郎一列ハ年頭・八朔・五節句迄被罷上、 五節句・朔望・廿八日二丸へ罷上御祝儀被申上、島

付以上并奥向之儀ハ、右節々ハ勿論、月次并平日迚

朝小雨、後霽、

十六日 朝六ツ起、終日在宿、 昨日同断書物書抜ニテ候、且

食後ニハ朝夕庭掃除、今日者

父上様拙者方へ五六度モ御出御日暮ニテ候、夜御寝 酒モ拙者方ニテ被召上候、暮ヨリおつやとの精進落

99

モ御用透次第被罷上御祝儀・伺御機嫌可被申上候、

此段可致通達候、

二月

御沙汰被為

御参詣之所社頭へ疵付等有之段

御崇敬茂格別ニ而、当年頭

五社之儀ハ

屹ト立候節ニ候ハ勿論、 御一門方并島津図書殿被罷

年頭・八朔・五節句・朔望・廿八日其外

通候節々迄開扉ニテ、平日ハ小門通融之筈候

〇一二丸御門、

和泉様平日

御出之節ハ南御門御通被遊筈候、尤、御一門方并島

御女中方并大奥其外女中之儀ハ御台所御門被罷通 津図書殿御広敷へ被罷上候節モ南御門被罷通筈候

御台所口御門ヨリ

二丸御広敷御門通融之筈候、

右者

和泉様二丸御住居ニ付、右之通被仰付候条、向々へ

可致通達候、

二月

0

諸堂社へ疵付間敷等之趣ハ夫々制札モ被立置、

摂津

致通達候、

二月

之族於有之者屹ト可及沙汰候、此旨向々へ不洩様可

疵付又ハ致楽書候儀一切イタス間敷候、

乍此上違背

合之至候条、向後五社者勿論其外堂社へ徒ニ相集 茂有之、其外取締人等茂申付置候得共、右次第不都 在、何トモ奉恐入事ニ候、右ニ付テハ請持之御役場

(川上久運)

十八日 快晴、 夜小雨

朝六ツ過起、昨日同断終日在宿、 過御帰、 ヨリ 父上様御方へ罷出候、前お村様御出ニテ九ツ おつやどのニモ未御泊ニテ候、 昨日同断写本、暮

九ツ半時分

臥候事、

勝山悦之助殿(久光男、久封

100

0

就中

相用候様被仰付候、 二丸へ御上リ之上ハ以来何篇諸書付等ニモ此様之字 於何様卜相唱候様被仰付候条、 左候而、 於俊殿 於成殿 島津何様ト相唱、 勝山芳之進殿 勝山真之助殿(久光男、忠済)

モ御泊候事、

進落入来、夜入四ツ過被帰候、おつやとのニハ今晩 リ島内記様・島権五郎殿、父上様并拙者父子へ為精

0 御通達之写

三月六日午之刻 右御首途

向々へ可致通達候、

三月十六日巳之刻

右御発駕

和泉様御出府

右之通被相替候条、 可承向々へ可申渡候、

摂津

二月

二十日 雨

過ヨリ 朝六ツ起、 御殿之様罷出当番相勤、夕詰左膳殿へ代合、 座内掃除、 四ツ前講堂詰ニテ出勤、 四ツ

右者

十九日

晴

今日ヨリ忌御免ニテ出勤、八ツ時退出、

庭取集屋敷内中掃除イタシ候、大鐘比ヨ

直ニ帰宅、 朝六ツ起、

御女子様ニハ

二月

○島津岩松殿姉(久宝、加治木 於直殿事、

思召之訳被為

在、御本丸御住居被

仰出候、左候テ、

御上リ御比合之儀者追テ可被仰出

候、

此旨表方へ致通達、

奥掛・御勝手方へモ可相達

候 二月

摂津

101

退出、夫ヨリ写本、暮ヨリ

父上様御方へ罷出五ツ時分御暇、 拙者方へおつやと

の御寝酒上リ故御相手、母上様ニモ又々拙者方へ御

Щ 四ツ時分臥候事、

二十一日 雨

朝六ツ起、 四ツ時出勤、 八ツ前退出、帰掛花舜軒御

今日梶苗千五百本申請候ニ付植付ニ参、小畠迄五畠 墓へ参詣、 八ツ時帰宅、七ツ前ヨリ野屋敷へ参候、

二植、其外畠之脇道脇等見合植付候得共、漸今日六

酒御相手、四ツ時分御暇ニテ臥候事、 百本計モ植候半、暮過帰候テ父上様御方へ罷出御寝

二十二日 晴、

楮植付候、惣テ千四百八拾本ニテ候、弐拾本ハ居屋 朝六ツ起、 四ツ時ヨリ野屋シキへ参候テ昨日植残シ

敷へ持帰植付候賦

多門殿へ代合相勤候、伊地知殿今日御番之由ニテタ 八ツ過野屋敷ヨリ帰宅、 大鐘二泊番ニテ出勤、 夕詰

> 0 諸御座鑰箱名札引替之発端

諸座奉行中取之間壱人ツ、御用被罷出候様被仰渡罷

出候処、高橋左門殿ヨリ種子島次郎右衛門ヲ以被仰

渡候者、 諸御座鑰箱以来ハ名札引替可受取旨明十一

日帳ニ有之、宗体改方八月十七日罷出、承知候筋相 日ヨリ屹ト被仰渡候筋、元禄二年巳二月十日宗体座

0 御通達之写

張番勤方足軽立番等物頭請持、

御門内外飾桶等可差出候

小番・御小姓与御式台詰同所御番人之儀、御番所不

御殿鎮定并水入初・火焚初之御作法有馬衛守勤之、 明様申談可相詰候、

和泉様御方へ相勤候諸御役人、御式向相掛候御役々のが 御書院其外御座向御床御棚飾等御数寄屋頭請持、

ノシメ半袴又ハ十徳、書役・小役人麻袴十徳、足軽

102

無程臥候事、

詰之由候得共、四ツ過被相噺候、

其外壱身モノ麻上下、

但、赤色類之衣類無用、

御供之面々着服右同断

御門御通之節、二丸へ相勤候表方諸御役人并奥支配

御役々御門外へ可罷出候

但、 御式台薄縁等へ罷出候御役々ハ其通可相心得

御住居へ罷出

御供之御家老御刻限前以重富

候

御行列五本御道具ニテ引次、御家老御供ニ丸御門ニ

テイツレモ左之足ヨリ可入侯、

御式相済候以後、御家老并御普請掛之御趣法掛御用

人并御側役於奥吸物・取肴・御酒被下候

下候 和泉様御方奥向并御供相勤候御供目付へ於奥同断被

下候 御普請掛之書役・小役人・御大工頭へ取肴・御酒被

但、 御台所頭請持

御一門方并島津図書殿・諸大身分其外月次御礼罷出

候面々当日登

太守様へ御祝儀被申上、諸大身分以下月次御礼罷出(#叢) 御移徒済之上席々謁ニテ

候面々ハ引次

御一門方并島津図書殿二丸へ罷出、 和泉様へモ同断可被申上候

謁ニ而御祝儀可

被申上候

但、大奥江兼テ御祝儀申上来候面々者毎之通可被

申上候、

大目付以上之儀モニ丸江参上、

御側役へ取会御祝儀

火用心猶以可入念候、

可被申上候

右外別冊御次第書之通

右之通無間違様可取計旨、 向々へ可申渡候

(喜入久高)

二月

御移徒之御次第

和泉様二丸へ

巳上刻重富 御住居

御出、二丸御門

御通、

但、左之御足ヨリ 御入、

兵道

有馬衛守

御式台へ

右、御門外へ罷在、御作法相勤之、

御揚畳

御入御書院へ

御着座 御褥

御熨斗目・御長袴

御先立

御側御用人・御側役之間

御熨斗

但、火焚初之御湯相用、

右御給仕水持役・火焚役勤之、長袴、

御茶

右御給仕水持役・火焚役勤之、長袴、

右畢テ

右休息所へ

御着座、 御袴

御相伴

長袴

御意有之御右之方へ着座、

右、上之間御敷居ヨリ二畳目ニテ御礼、

恐悦申上之、

喜入摂津

御熨斗

御茶

御盃御土器三方

御移(徒力)

御神酒

但、長柄之御銚子二入、御酌奥御小姓、長袴、

右差上、御相伴モ頂戴、畢テ御銚子入、

但、御相伴へハ足付八寸、

式御三献

御給仕奥御小姓、長袴、

長柄之御銚子

但、御相伴へハ本膳計差出、給仕御近習番、長袴、

御加

104

御盃御土器三方

御抑

三方

長柄之御銚子

御加

右被召上御盃三之間上御敷居ヨリ一畳目ニ置之、 |重目ニ摂津罷出頂戴、 取肴被下、 加有而復座者御 同

御普請掛之御趣法掛御側用人・御側役壱人ツヽ罷出 **肴三之間上御敷居ヨリ三畳目上ニ無之、同四畳ニテ**

御礼、 ツ、三之間御襖涯へ罷出御礼 御通頂戴、 末席ヨリ御盃持下奥向之面々五人

御書院へ再

御出座、

御盃御土器三方

長柄之御銚子

御加

右被 数之御土器 召上御加無之、 御残ヲ御銚子入、

方二載置

有馬衛守

右、三之間末御敷居涯へ罷出御礼、 同三畳目御流頂

戴シ、畢而御銚子等引之、

御普請掛之

御細工奉行

両人ツ、末御敷居涯へ罷出御礼、 両銚子ニテ御

右

酒頂戴也、

二丸へ相勤候諸御役人五六人ツ、同断罷出御礼、

畢

酌者御小姓、半袴、

テ

御入、

以上、

和泉様御事、来ル二十四日巳刻(気光)

0

二丸へ被遊

御移徒筈候条、 二月 向々へ可致通達候

二十三日 快晴

御盃ハ御三

朝六ツ起、島津平馬殿へ朝出相頼、 日在宿ニテ写本共イタシ候、暮前ヨリ薬丸猪之介殿 五ツ前帰宅、終

入来候テ夜四ツ半時分被帰候、おつやとのニハ先日

ヨリ未タ御泊リニテ候、

父上様ニモ今晩ハ拙者方ニテ御寝酒被召上候

二十四日 曇天、昼時分細雨少々、

朝六ツ起、 居間掃除并庭父上様御方・拙者方迄掃除、

四ツ過

0 和(久光) 泉光 様

二丸へ 御移徒被為(徙力)

在、重富

御住居御出宅、

右ニ付テ

周防殿・ 静洞殿式台迄御出ニテ、(忠寛)

英之進殿、宮之城へ御養子之図書殿ニ茂右御同断ニ(ミセメ) 御立御跡御門外迄御出之由候、今和泉家へ御養子之

打物・御手鑓・御立傘、御家老御供喜入摂津殿乗物 テ御門外迄御出之由候、御先十三人、対御道具・御

重富物見下迄麻上下高股立ニテ平伏、拙者屋敷掛之 ニテ御付被申上候、重富家来本御門脇ヨリ上之馬場

> リ来居候宇都新次郎召付候テ出ス、徳熊未幼少故日 ニテ、甑島ヨリ来居候番所勤之橋口仲太郎、伊作ヨ

女中共之顔色甚絶兼候様子、落涙之者多ク相見得候、 置ヨリ来居候下女竹へ為抱出シ候、重富之家来其外

四ツ半時分ヨリ書見、九ツ半時分相良吉右衛門殿

書殿ニモ御同断、珍敷事拝見候、賑々サ紙上難認候、 暫御間有之、御子様方御上り周防殿・英之進殿・図

ハ夕詰ニテ候処、相良治部殿当番ニテ用事之儀有之、 伊藤六郎右衛門殿入来、八ツ過被帰候、拙者事今日

早目二出勤イタシ呉候様申来候間八ツ打無程出

殿イタシ候、八ツ帰、未多人数有之候間納屋之下之

机之上ニ島権五郎殿ヨリ之書状有之、尤、当番頭方 通リヨリ琉球館後通リヨリ吉野橋トイタシ候、詰所

月番へ参候ノ也、今日

和泉様御移徒一巻之事有之故爰ニ写置

御暇後直ニのしめ着用、二之丸江瞬目之間ニ駈付 候之処、最早御先キ厩之角ニ相見得、御番所江刀

106

方へモ多人数相見得候、吉次郎当年・徳熊ニモ当年

重富前拙者屋敷掛りへ出候、吉次郎ニハ着服麻上下

打寄、 候、 門殿へ代合、帰宅、 相勤居候間、早クノシメニテ被相詰候様ニト之事ニ 右席詰之儀モ今朝相知レ、 テ被帰、漸右次第御間ニ逢候由、 御着之為書認如斯御座候、以上、 分ハ暑中之趣ニ有之候、先ハ首尾能相勤候御届 拙者心配中々のし不申候、 暇仕候而可然段承申候間、早速罷帰申候、 拙者御暇之儀、御家老座書役迄口合候得ハ直ニ御 御落涙有之、何共我々さへも恐入奉存候、 太守様御出迎之時ハ少々 和泉様被為在御着御都合別而宜敷御事二御座候、 太守様御玄喚江被為入、誠ニ以恐伏仕居候処、(忠孝) 居候得者、 を抜捨、 おつやとのニモ未御泊ニテ候、 一月廿四日 早速席詰之場所御目付江口合候而直二相分詰 拙者御寝酒被召上、拙者ニモ九ツ時分臥候事、 幸二相良治部殿被参居申候而仕合二御座 無間も 今日於筆八ツ前ヨリ参居今晩泊 権五郎殿ニハ朝出ニテ被 地半ハあせにひたり気 大鐘過泊番喜入多 父上様奉初皆々 左候而、 是迄者 0 0 可承向へ申渡、 高ハ名目ニテ、以来年々御産物料之内ヨリ金弐万両 左候而、右所務迄二而者御不足茂可有之候付御続料 在候ニ付、右之通御高御差分ニテ被進候旨被仰出候、 和泉様二丸御住居被為 右者今般 御高三万石 金弐万両 ツ、別紙月割之通大坂ヨリ差続相成候様被仰付候条 内、三千五百両 二月 御通達之写 御通達之写 三千両 三千両 三千五百両 三千五百 三千五百両 御勝手方江モ可相達候、 八月届 六月届 四月届 十月届 摂津 十一月届 二月届

和泉様御事、

二丸江被遊

御移徒候処、当分通ニ而者(雖カ)

御成合不宜被

思召上、殊ニ御家老中ヨリモ分而願之趣モ有之、

仰出候条、諸書付等ニモ其通可相認候、 御許容候ニ付、今日ヨリ此様之字御用被遊候様被 遊 致通達、奥掛・御勝手方江モ可相達候 此旨表方江

二月廿四日

0

聞得候二付、右様之取遣堅停止申付候、且又台披ト 上已雛飾之儀二付而者草餅之外菓子類一切相調間敷、 取違有之間敷候、 名付賑々敷取企候儀不相成段モ先年来申渡置候ニ付、 物等、左候得者為返礼菓子類差遣候儀モ有之哉ニ相 間ニ者汲受薄ク、就中軽キ者共取違初雛抔ト申致贈 勿論結構之人形・鞠類不相成段者毎年申渡置候処、 右ニ付而者見聞ヲモ掛置候ニ付、

乍此上違背之者於有之ハ可及迷惑旨与中江被仰渡候

丸田氏ヨリ之江戸状之写

前略ス、

0

被

本之混雑只々奉恐入候、乍然此度ハ彦根節之様余リ 去ル十五日西丸下変事別紙御届書之通ニテ、兎角足

御座候、同日戸田越前守様御家来謀叛之次第致露現、 高名ニ無御座侯、最早度々之事ニテ左迄之評判モ無

追々風評御聞可被成候、 只一通リ之封廻状写取差上

御一覧之上町田家へ御差廻被下度候、先年始御

祝詞申上度如斯御座候、恐惶謹言、

候、

正月廿九日

丸田孫左衛門

正裕を

0 **今朝登** 去申候、拙者モ捕押方等致指揮候内、少々致怪我候 供方之者防戦イタシ狼籍者六人討留、 打懸、七八人抜身ヲ以テ左右ヨリ駕籠へ切懸ケ候間、 城懸ケ坂下御門所馬所手前ニテ狼籍者鉄砲(外下馬先カ) 其余ノ者ハ逃

様可被達旨、

大目付衆被仰候、以上、

薬丸猪之助 御目付

二月

昨日御届申上候家来手負之者相糺候処、別紙之通御 座候、此段御届申上候、以上、 追テ御届申達候、以上、 之候間一先帰宅致候、供方初手負者茂有之候間相糺、 ニ付坂下御門御番所ニテ手当致候得共、出血等モ有 別紙 正月十六日 正月十五日 鉄砲打レ 浅手 同 同 深手 同 松本錬次郎 安藤対馬守 大坂大五郎 小草平次郎 友田六蔵 原田荘蔵 安藤対馬守 狼籍者即死六人 同 同 上之原邦之介(豊原カ) 三島三太郎 押方 吉野政助 細谷忠斎 高沢幸之助 斎藤勇之助 村上秀二 二十二三才 十八九才 二十二三才 三十才

柏田千之助

三十五六才

浅田儀助

三十才

安藤対馬守様

御供方

御駕籠脇

右外少々手疵弐三人有之、御上ニ少シモ怪我無御座

深手重体 御勘定奉行

原田荘蔵

大小姓

鉄砲打レ

松本錬之助

同

中疵

御徒士

高沢幸之助

薄手

藤田万蔵

御刀番 、斎藤勇之助

(小草七之助

封廻状

揚屋へ違ス一通リ界之上

| 大橋順蔵|| | 戸田越前守家来

四十七才

浪人之儀ハ凡十人程ト申事御座侯、

内、六人 坂下御門外ニテ相果候、 壱人 十五日四ツ半時比長州様御家来之内知

人有之、相便リ罷越、同夜六ツ半時自 害仕候、翌十六日早朝御届申上候、

山本繁三郎 一橋付近習番

四十八才

抜群之働 中間小姓

横山盛之助

右同

右同

順藏養子 右同家来

正月十五日

右於黒川備中守御役宅浅野伊賀守立会、備中守申渡、(盛泰)

弐十七才

二十五日

敷番人小家作リヨリ引続、仁太郎ハ拙宅へ参、 間御座相頼出勤イタサス、終日写本共ニテ候、 イタシ刀差候儀難儀ニ有之候間、今日ヨリ三四日之 朝六ツ起、座内ヨリ庭掃除トモイタシ候、腹へ腫物 内証 野屋

父上様御方へ罷出御寝酒御相手、おつやとの・お筆 通リ之小門修甫ニテ未成就ニハ不相成候、暮ヨリ

ニハ未御泊リニテ候、四ツ過臥候也、 其外家内中打寄候、 お筆ニハ暮過帰リ、おつやとの

二十六日 朝雨後霽

写本共イタシ候、暮ヨリ 朝六ツ起、未腹之腫物不宜候故出勤イタサス、終日

> 寝酒御相手、 父上様御方へ罷出候、おつやとの其外家内中打寄御 四ツ時分 父上様御臥遊シ候ニ付御暇

庭之前ナル宮里氏ノ柳ヲ詠ル

ニテ臥候事、おつやとの未御泊ニテ候事!

春風にとなひの柳打なひく

いとのミとりの色にそひ行

内記様所之ミづきを詠ル

朝夕にミるハとなひのなさけかな **ミのるみつぎのいろのくれなひ**

0 他国製酒造様

五六日モイタシ候得者水少クサレ、フク浮候時分ヲ 頭白米壱升能々洗ヒ、夫ヲ水壱升五合計ニ混シ置、

見合桶ノ上ニ素器ヲ置、夫ニ右米水共ニ移シ、米ハ 洗ヒ上ケ焚ニテモ蒸ニテモイタシ、糀五合入能々モ

ミ合桶ニ入、右之クサレ水ヲ壱升入置候得者十四五

糀壱升入モミ合、清水ヲ弐升入添ヘヲ懸置、廿日余 日モ日数経些ワキカヘル時分、此節ハ白米弐升焚キ

右之ム

モイタシ候得者酢ノ蓋ノ様上ヲ張リ切候節、

ルミヲ少シタベ候得者大概出来不出来ハ相知レ可申 日位、 夏新酒作入同断

次第、酒汲取候跡粕ハ焼酎煎シ妙ニ出来可申候、其 候、月数経程宜敷罷成申候、甘口カラ口ハ糀ノ加減 0

余ハ第一御工夫次第奉存候、

0 白米三斗 御国酒造入

糀米壱斗弐升

七日八日目

白米四斗

糀壱斗六升

一水四斗

毎日

一白米八斗

一水六斗

毎日

白米壱石

糀米四斗

水四斗

合米三石五斗

生酒六百盃

右作入候テ十日内外ニテ船ニ乗候、寒中ニハ十四五

一水三斗

糀米三斗弐升

0

味噌之事

合生焼酎百六拾八盃

一大豆壱升

むし上七百目

白米三斗

内、三升飯ニタキ、本作之内へツケ置候へハ能ク

ワク也、

一七日位ニテワキ候節、汁ハカリ取、米ハムシ候

テ交置也、

0 一米七斗 焼酎作入

内、弐斗四升糀米

四斗六升

水見合

拾弐釜分

一釜ニ拾四盃ツヽ

二十八日

御城山モ霞ニ立カクレテ、

朝六ツ起、昨日同断ニテ出勤不致、今朝ハ

四斤三合七勺五才

但、味噌二相成候斤目、

一十七日

朝六ツ起、未腫物不宜出勤不致、終日写本或者書物

ノ、ヨシ、歌書呉候様申候テ言葉之下ヨリ直ニ認候、

愚詠二首、

春風の和らき初てけふよりは

よものとかなるいろハ見へけり

春風の静なりとはしられけり

のきはのかねのやわらかの音に

暮ヨリ毎之通 父上様御方へ罷出御寝酒御相手、お

父上様五ツ半時分御臥候故御暇、無程臥候事、 つやとのニモ未御泊ニテ同断、 御打寄其外家内中

トチニテ候、昼過主税短冊弐ツ持来、風りんニ提候

覚

梅之軸弐ツ

木綿サナダ

但、壱寸弐部、

千載紙弐拾枚

但、幅三部、長壱丈五尺、

0

島津石見(久静) 於治殿

春深き空とも今朝ハ成にけり

やまも霞の立かくすまて

今日ヨリ大工小細工ニ参侯、琉球付届蠟燭箱六ツ作 張トモ相頼候、右ニ付明日下町大坪ヨリ左之通取寄 芝水之浄川軒筆襖剝取掛物ニモ致シ候賦、且右之襖 為致候、外ニ具足箱・両掛・薙刀抔入候紙袋、且端 リニシテ為作候、前田直太郎モ取寄、書物表紙合方 候、安政午之三月二日ニ朱書ニテ留置候寸法ヲ内法

入来院恰(公寛)

喜入多門 (久博) 於珍殿(久光女)

妻 於寬殿 (久光女)

松寿院殿御振合被(斉宣女、種子島久道室) 字相用、何ソニ付大奥へ御上等之節ハ何篇 御子様方御同様之御会釈被仰付候、左候テ、 右者御続柄格別成御訳合ニ付別段之以思召、

此殿文 以来

仰出候、此旨向々へ可致通達候、

二月廿八日

七ツ過ヨリ内膳殿入来、暮前被帰候、今日茂度々父 上様拙者方へ御出、夕方ヨリモ御出ニテ今晩ハ御寝

廻シサシ上候、夜四ツ時分御引入候、荒田島津家バ おつやとの江彼方暇出候ニ付暇乞ニ参候ヨシ、バ

酒モ拙者方ニテ被召上候、此肌寒ク候故屛風ドモ立

ニモ来、皆召呼酒給候、おつやとの未御泊候事、

和泉様御付被仰付候由今日承候テ爰ニ記ス、

御側役小松帯刀殿一昨日

二十九日 今日ハ終日冷風吹

伊地知才右衛門殿被来候、拙者ニハ四ツ半時分申断 朝六ツ起、腫物弥張立難儀イタシ候ニ付出勤イタサ ス、今日ヨリ平田氏相頼煎薬モ給候、七ツ時分ヨリ

臥候、才右衛門九ツ前被帰候、おつやとのニモ未御 泊ニテ候事、直太郎モ大工モ未タ来候、直五郎ニハ

工ハ大振之日勤弁当センダン木ニテ内外トモ作候。 書物表紙・鎧箱弐ツ・両掛ナト紙ニテ覆ヒ作候、大

○一町田図書殿民部ト名替之吹聴有之候事。